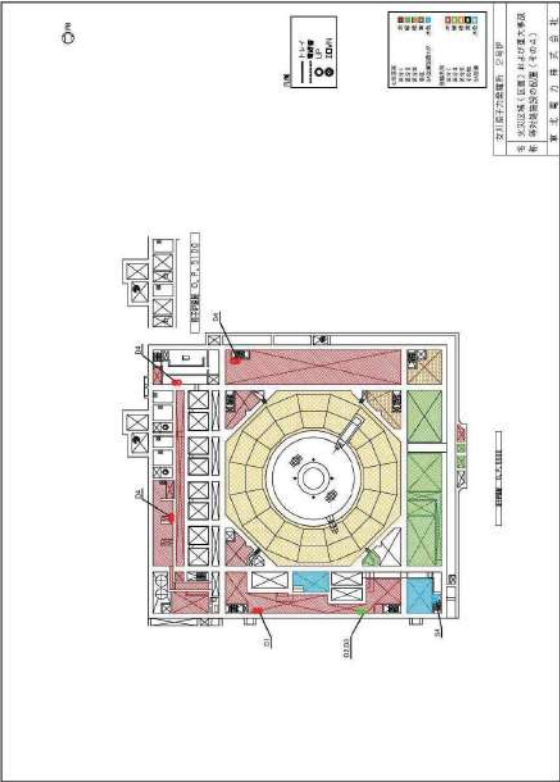


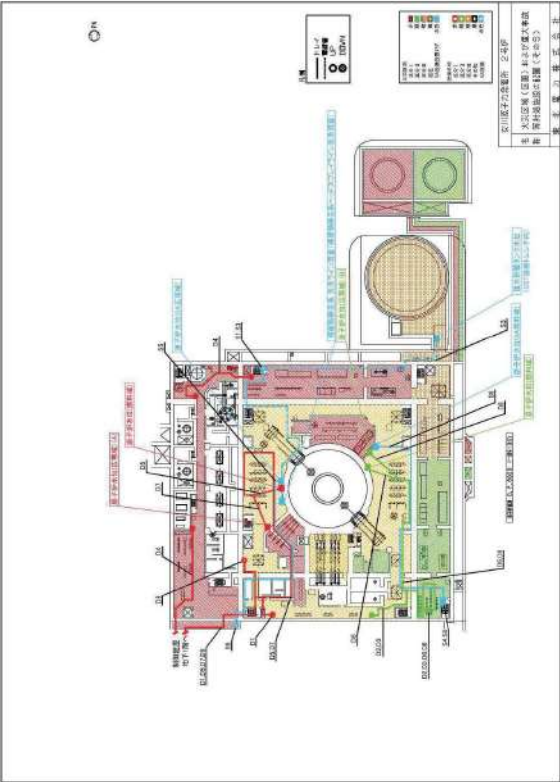
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

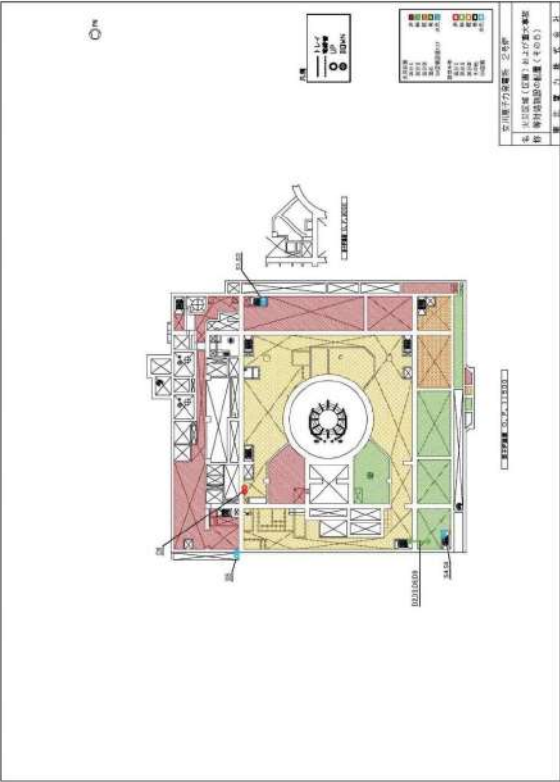
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1088 979">図47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-19 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2159 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

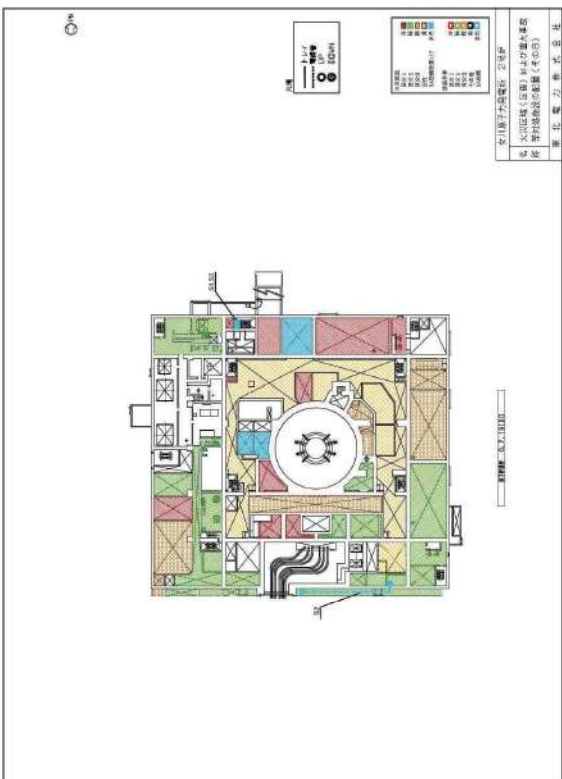
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

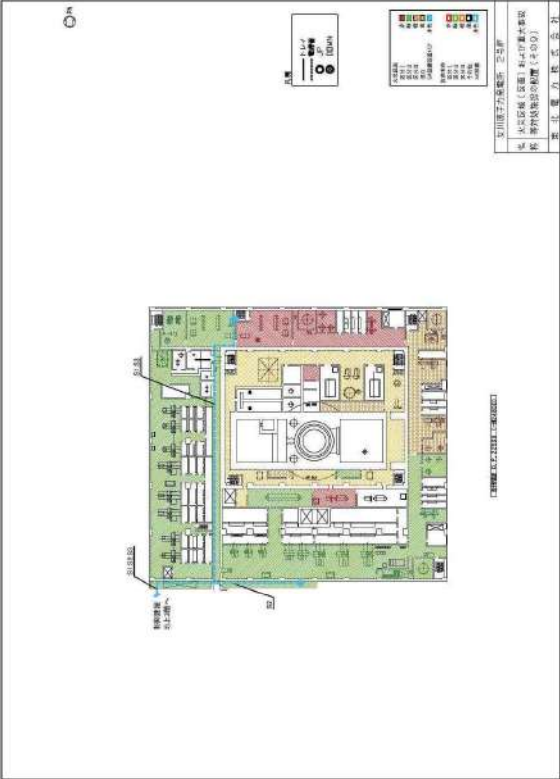
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1097 981">図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 175 1971 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 963 1077 983">図47-28 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1218 1010">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1086 983">図47-24 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

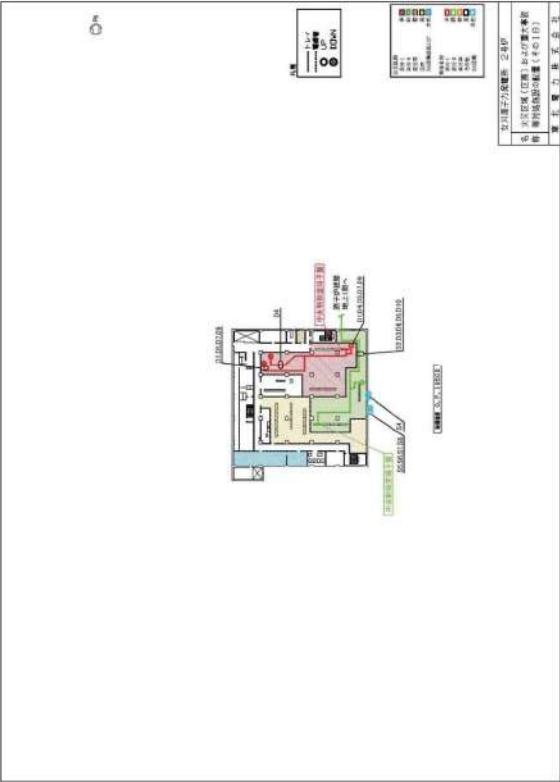
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-25 2号炉前副建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

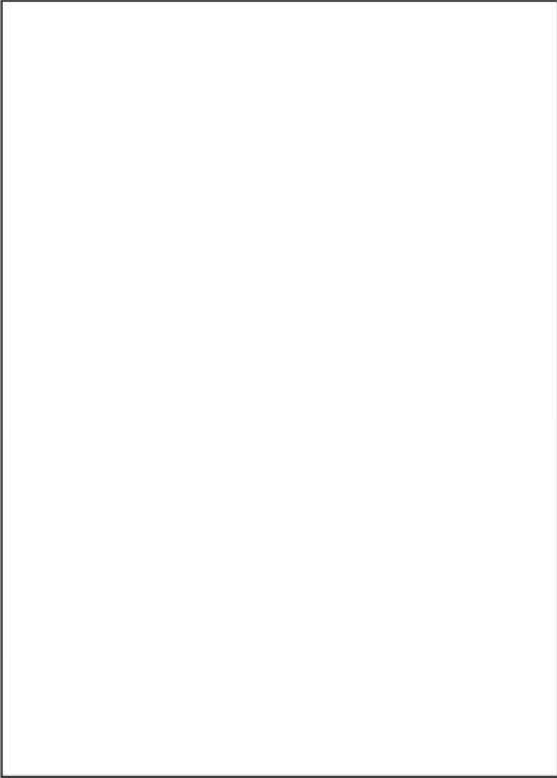
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図47-26 2号炉制御棟屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

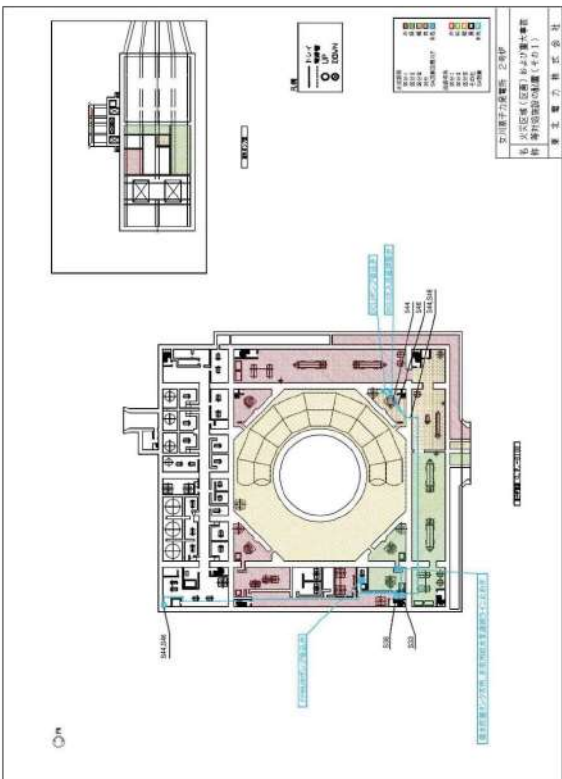
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図47-27 2号炉前側建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1008">特開みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

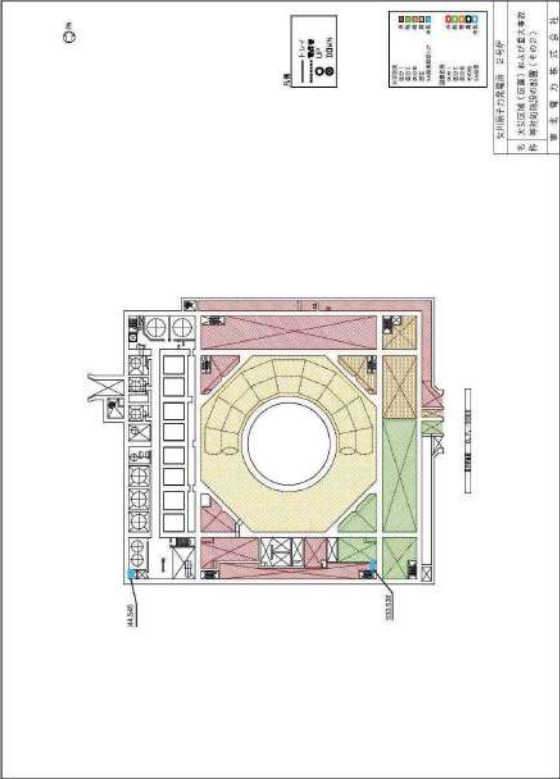
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1971 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

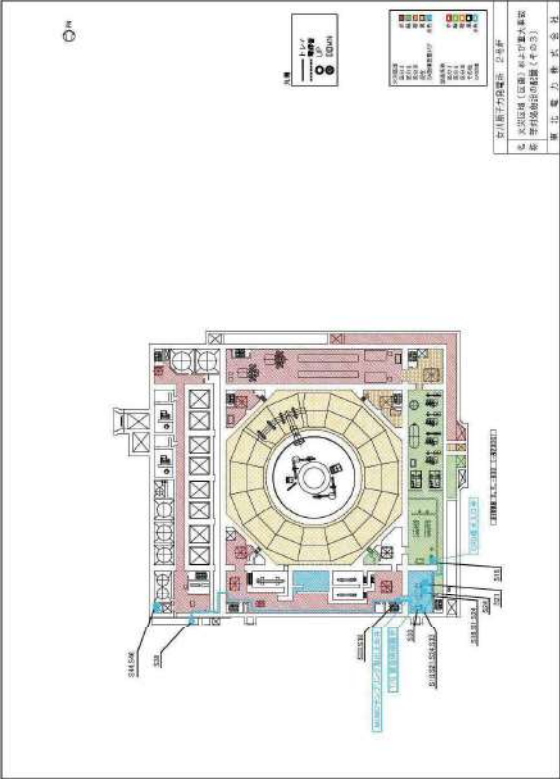
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

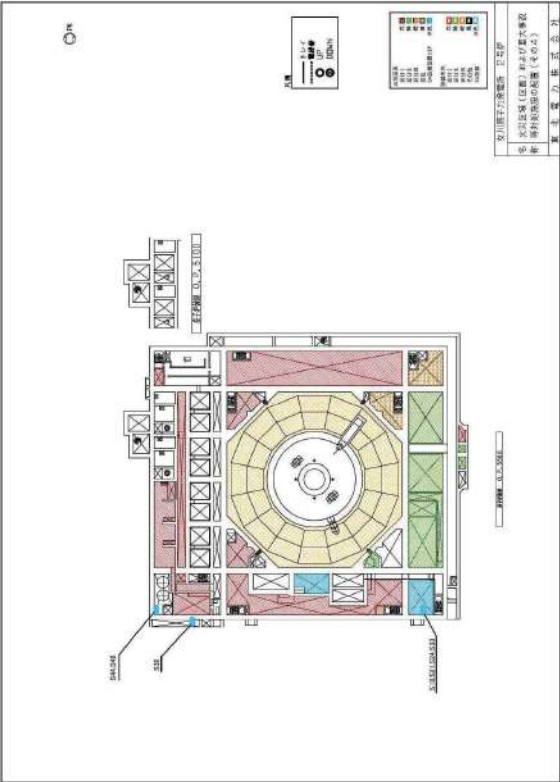
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 979">図47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

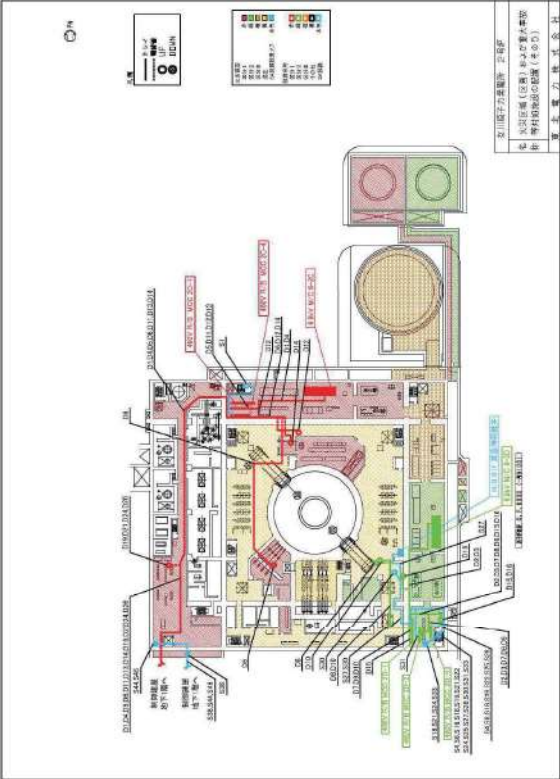
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

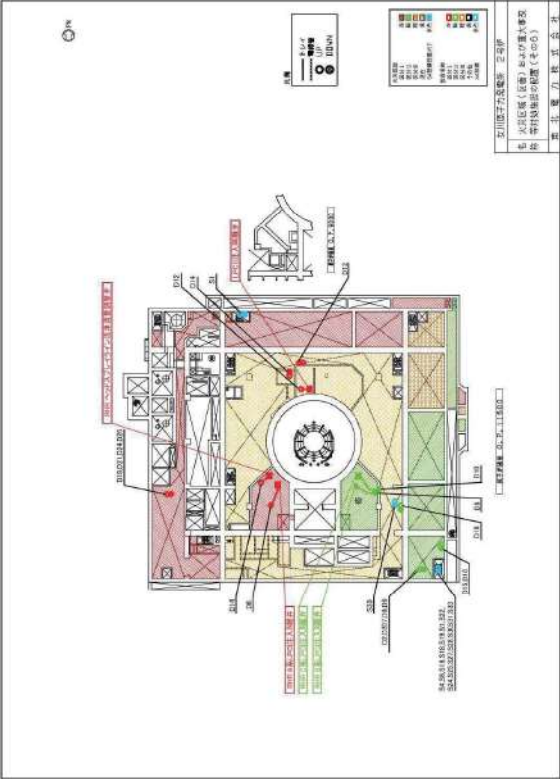
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1084 981">図47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

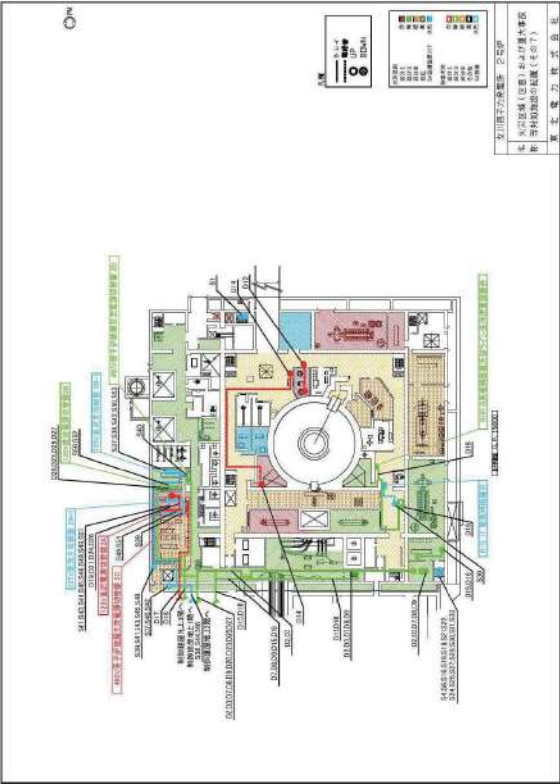
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

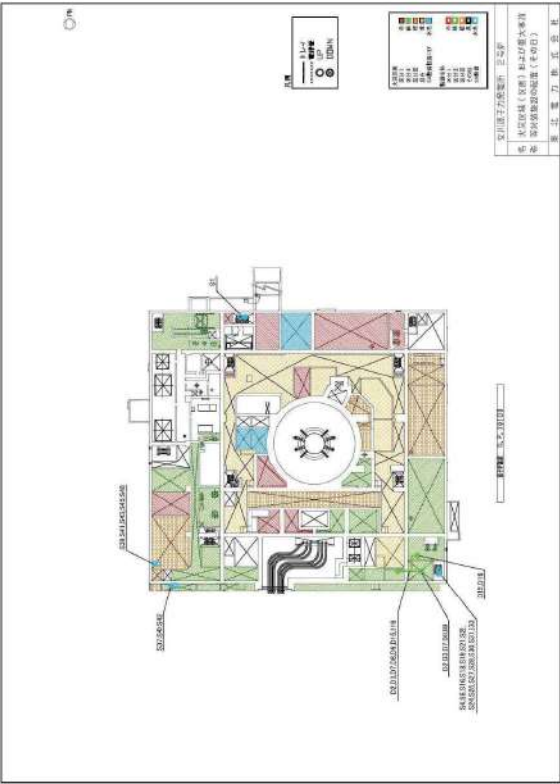
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

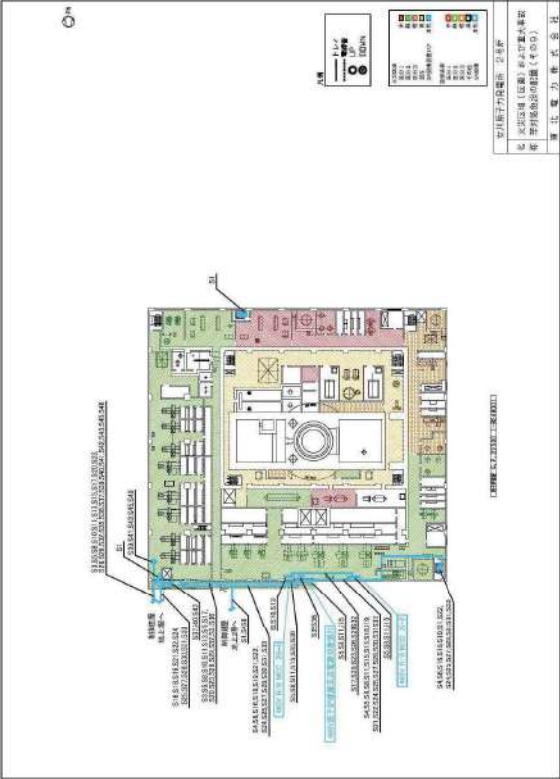
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 983">図47-36 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

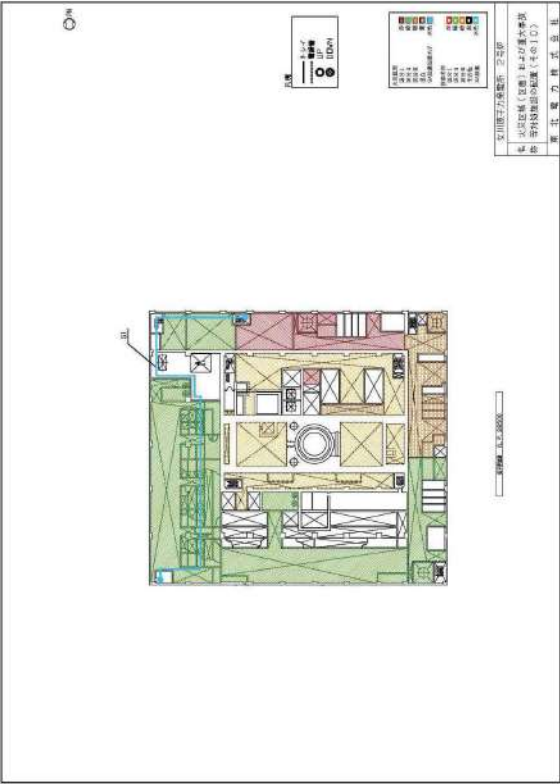
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

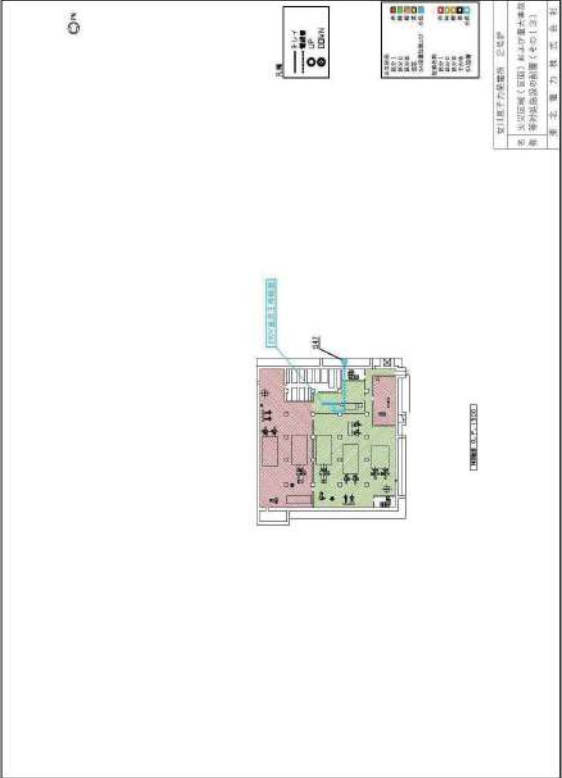
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

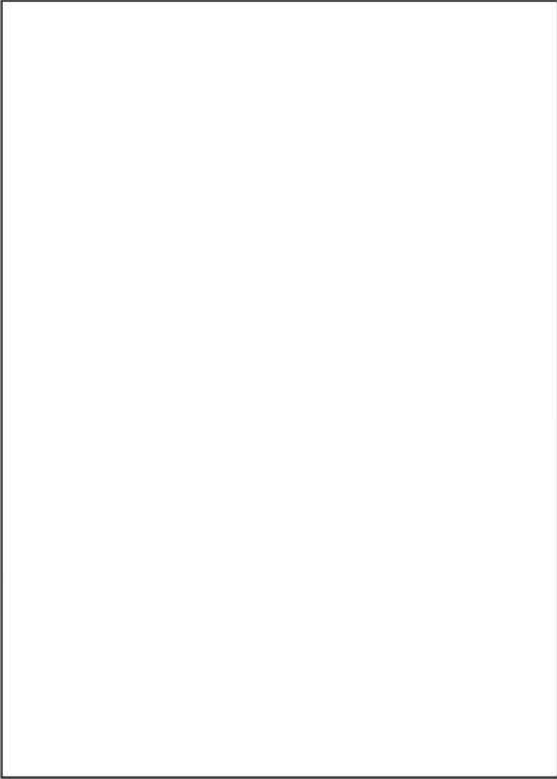
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-38 2号炉制御棟 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

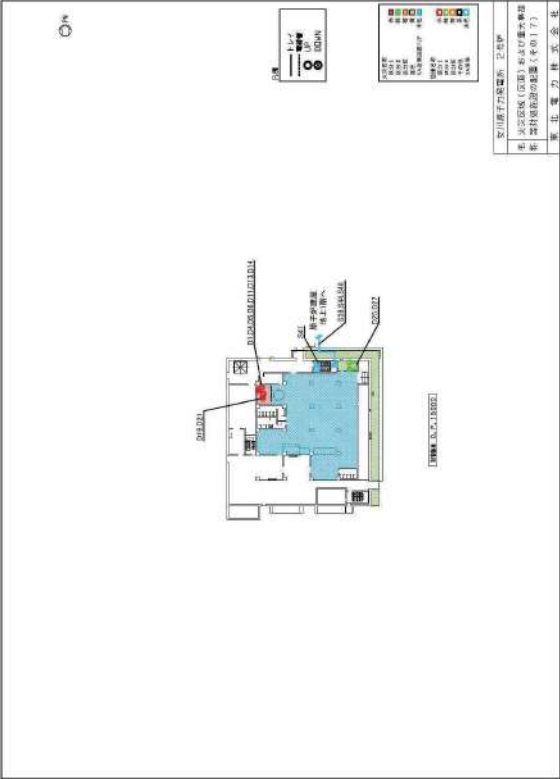
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1077 981">図47-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 992 1229 1013">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

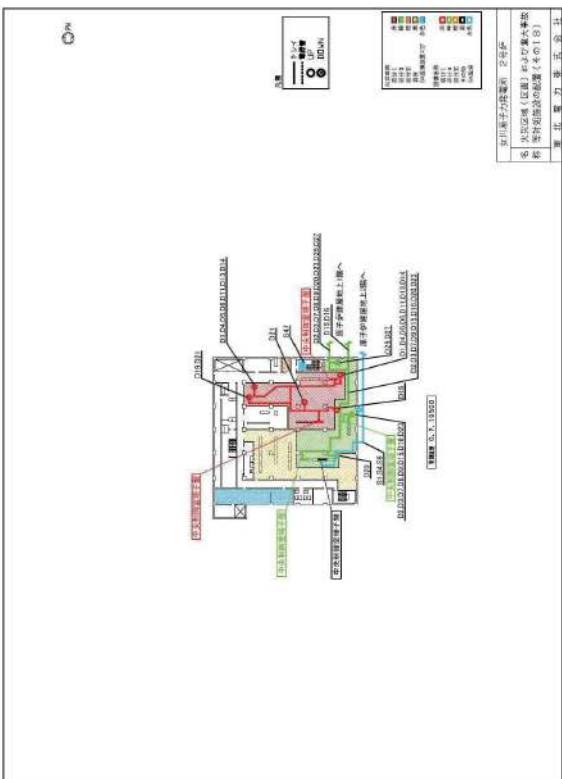
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉制御棟屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

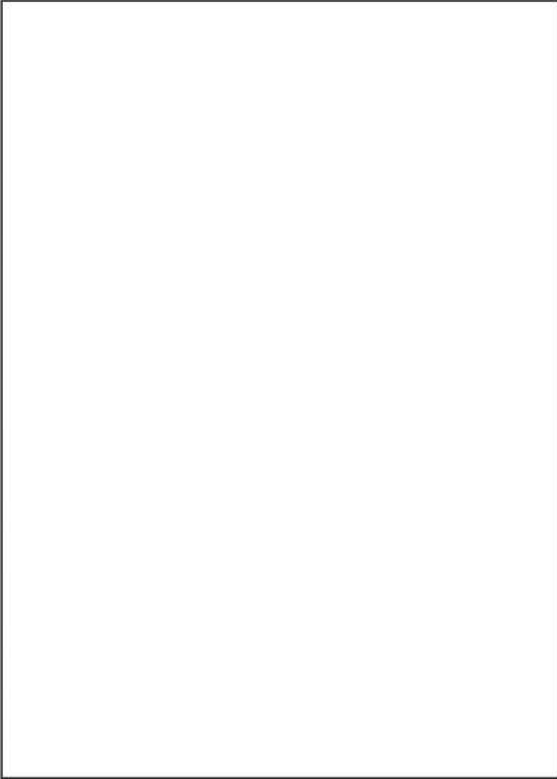
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 957 1075 981">図47-42 2号炉所建屋2階 地上2階</p>		<p data-bbox="1836 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1836 175 1971 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1836 207 2150 319" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

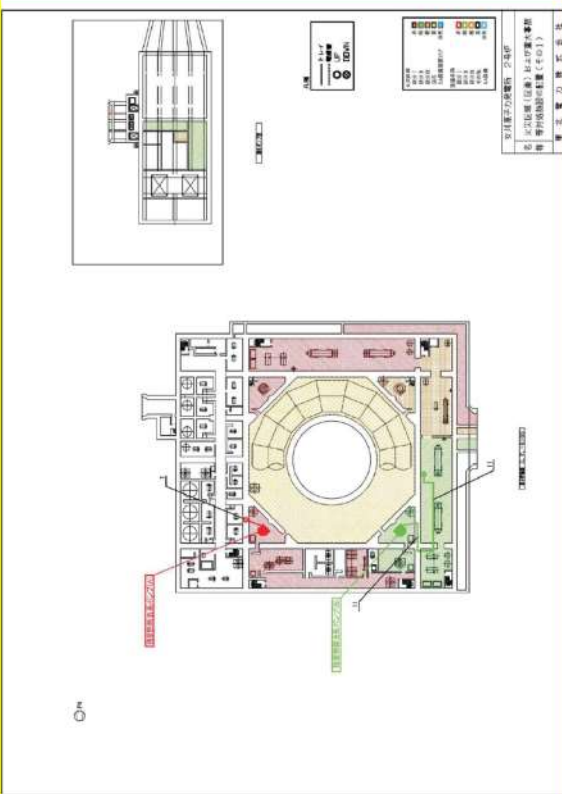
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 986">図 47-43 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 994 1220 1015">仲洲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 146 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

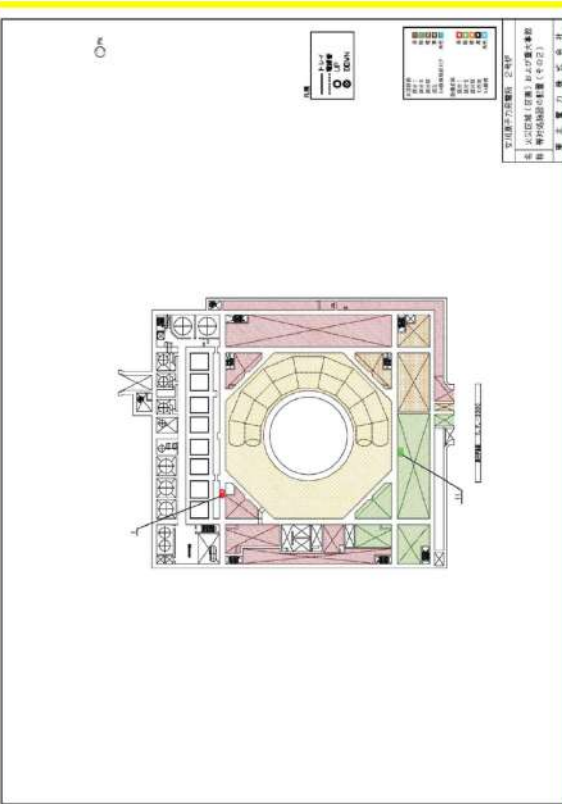
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

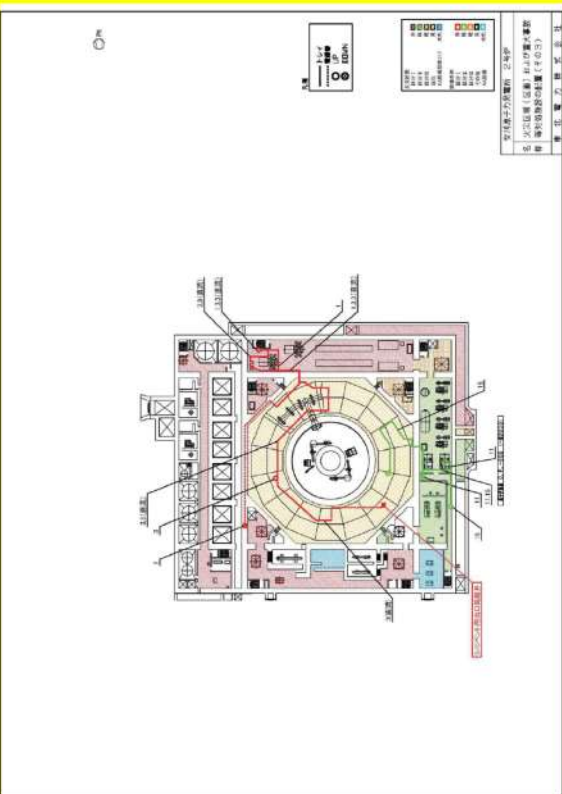
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 965 1077 986">図 48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 199 2119 220">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

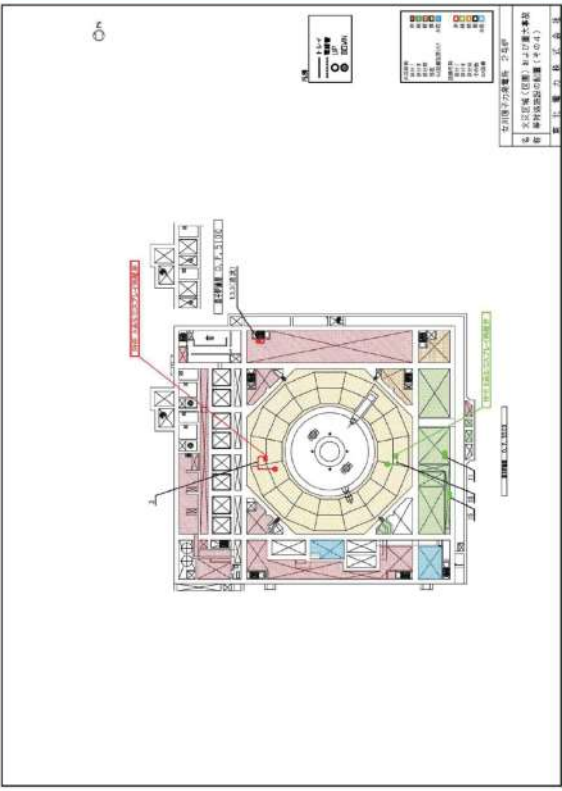
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

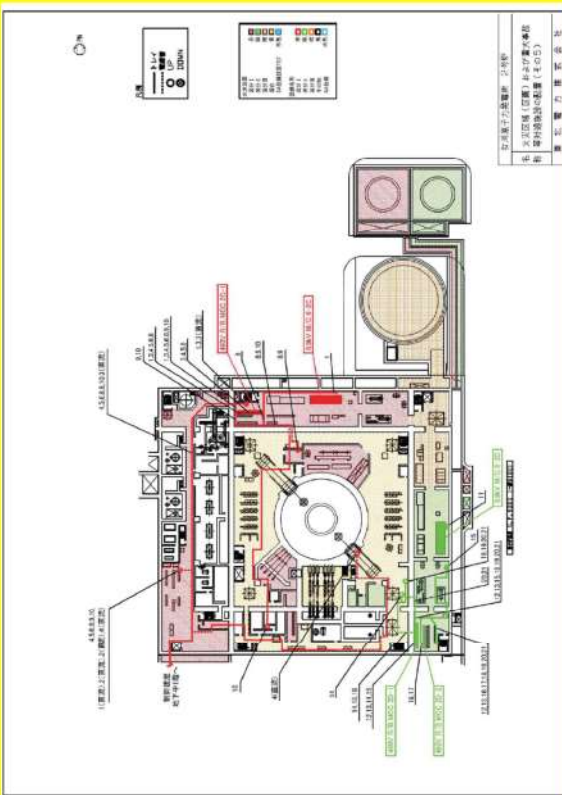
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 963 1088 979">図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 215" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

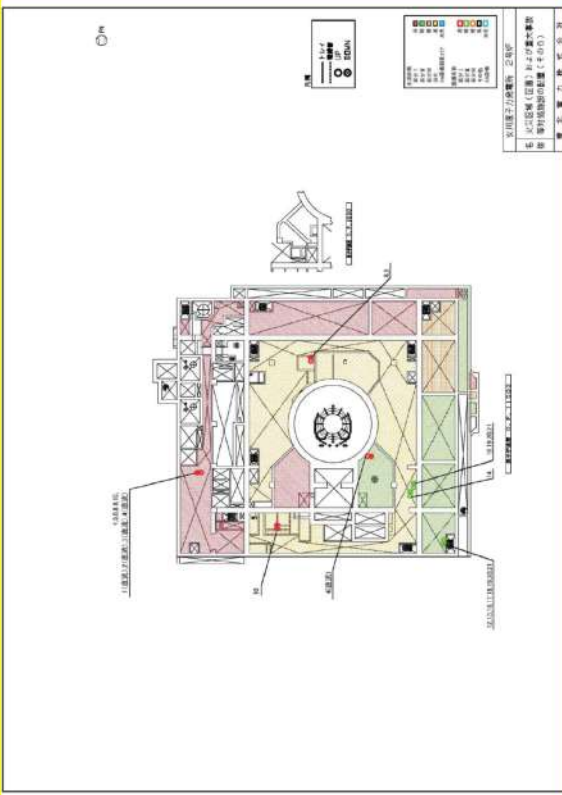
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

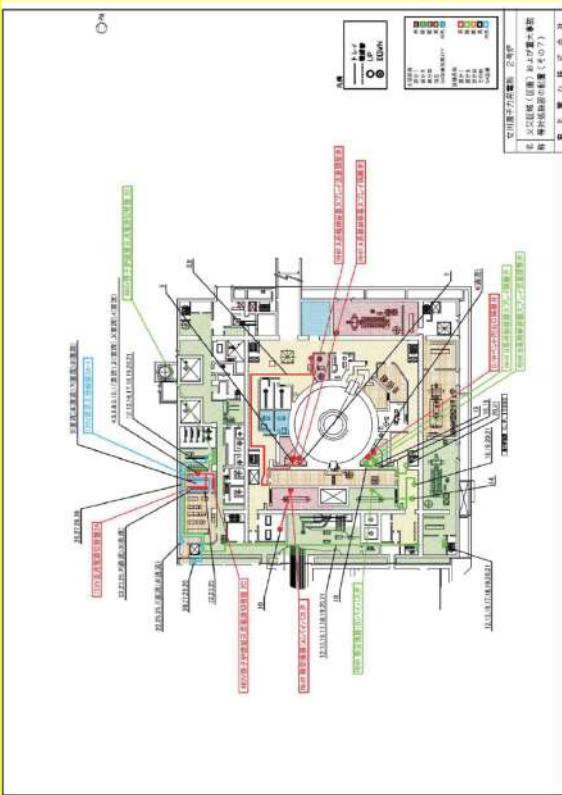
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

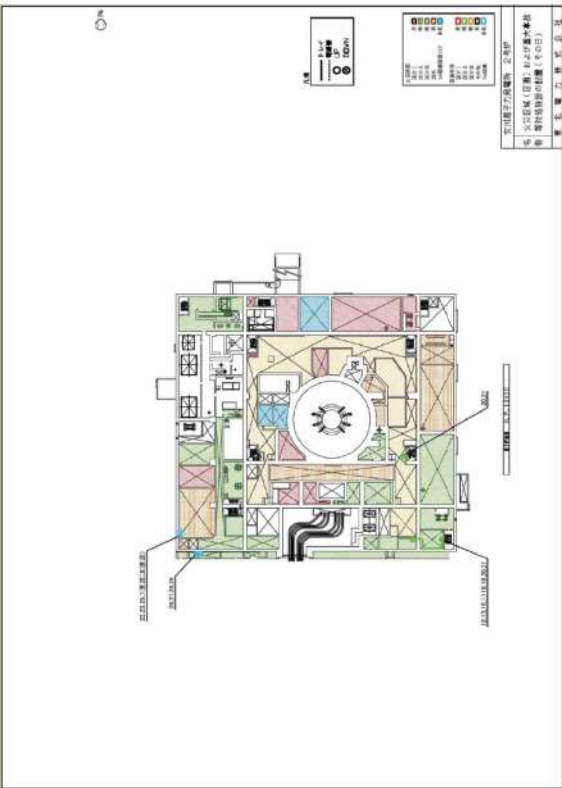
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

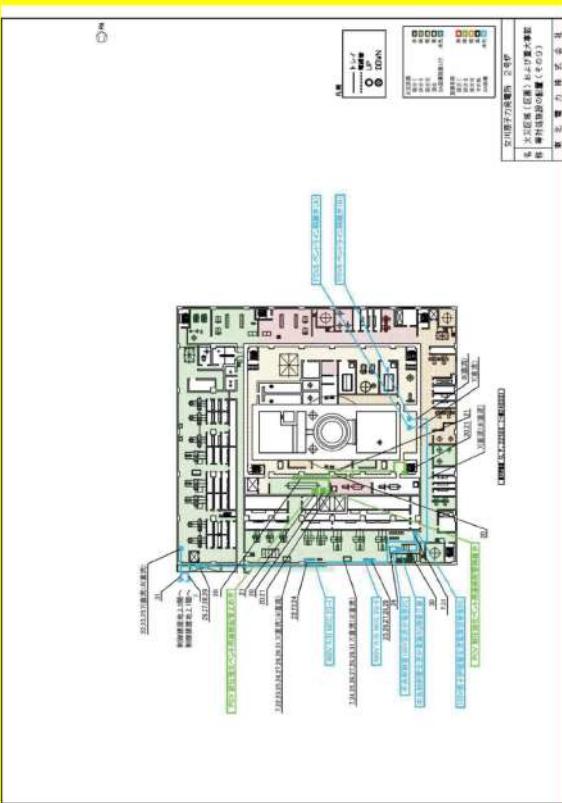
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 970 1093 991">図 48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 199 2123 220">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

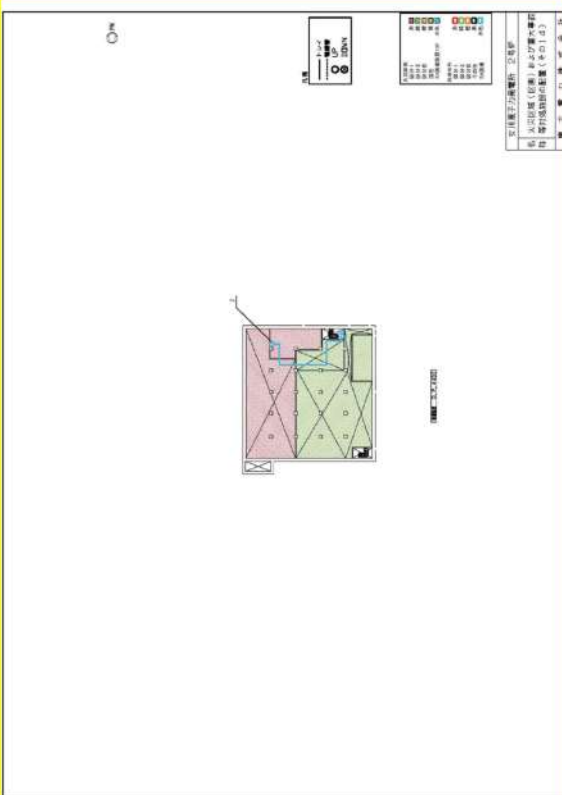
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

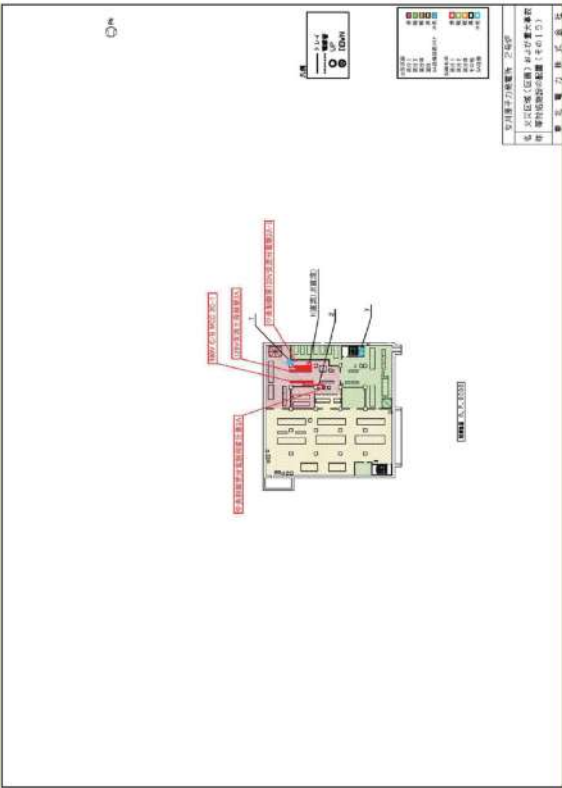
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="828 965 1086 989">図 48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

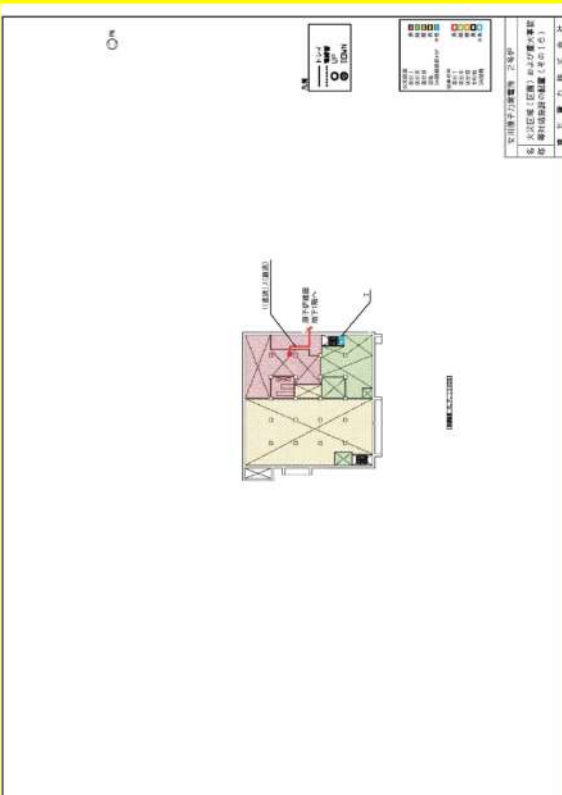
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 970 1079 986">図48-11 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1912 161">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2119 221" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-12 2号炉新耐建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

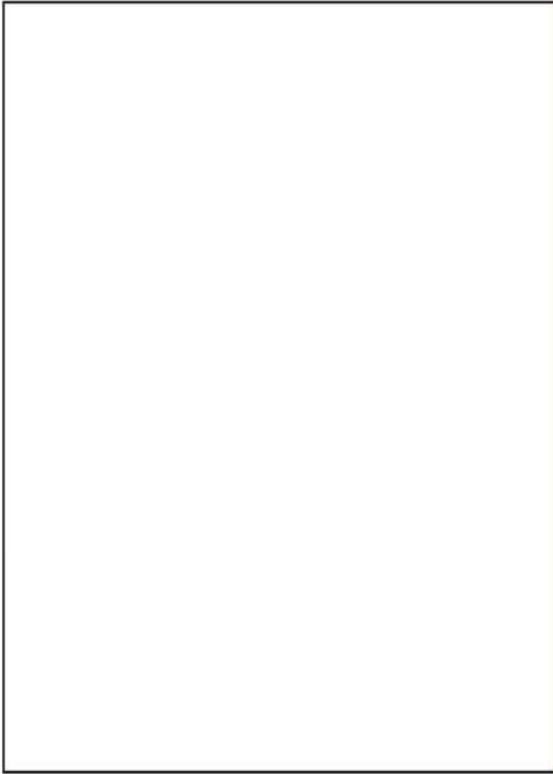
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図 48-13 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2116 225" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

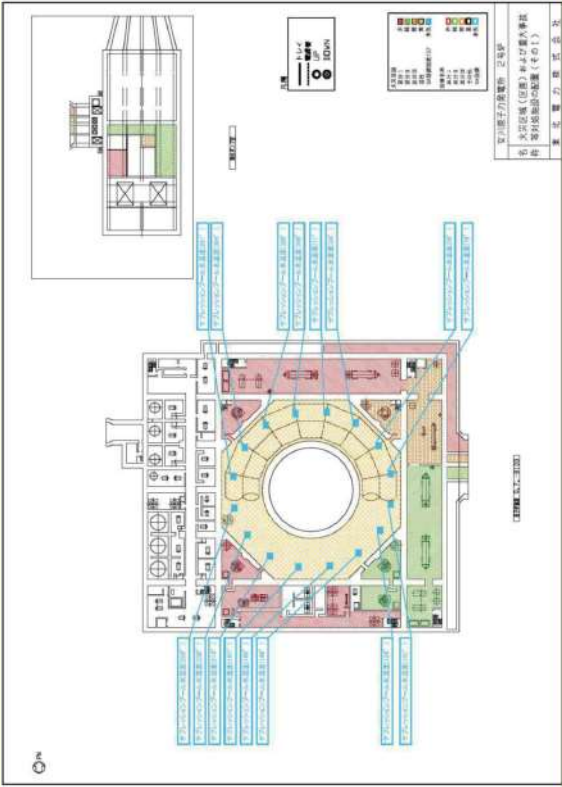
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 954 1079 973">図 48-14 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 978 1227 997">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1848 146 1915 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2116 218" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

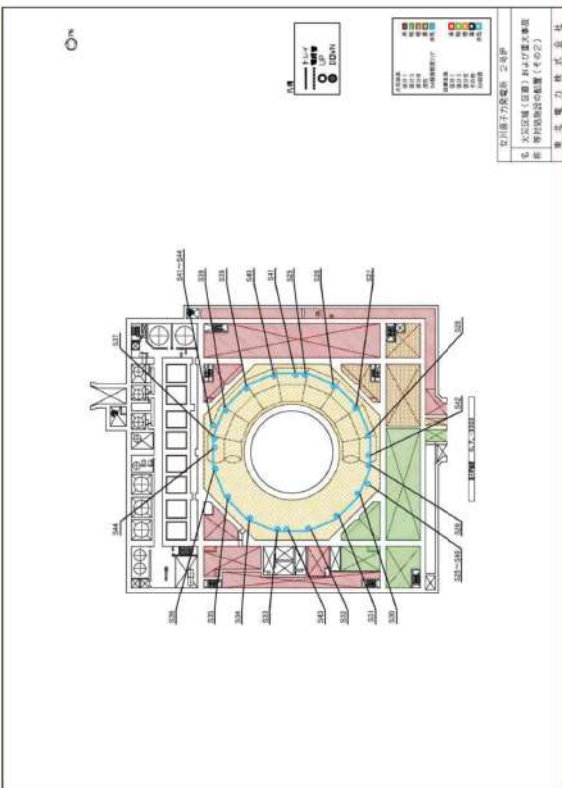
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

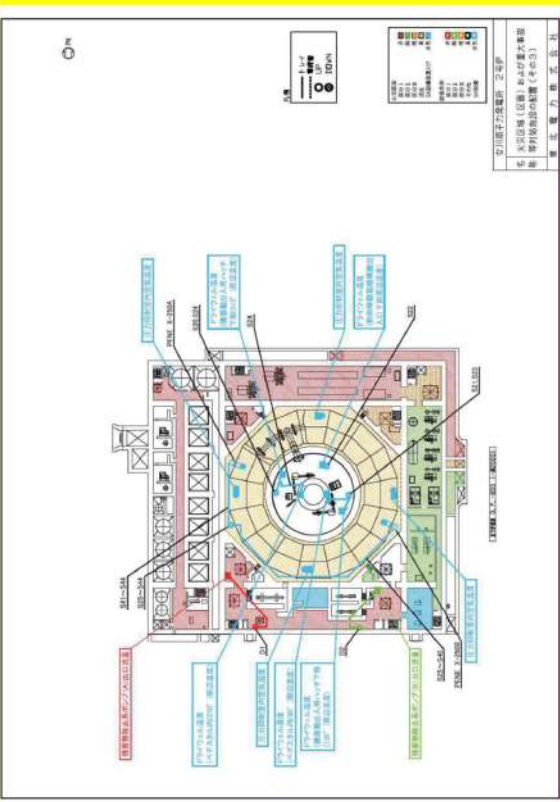
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

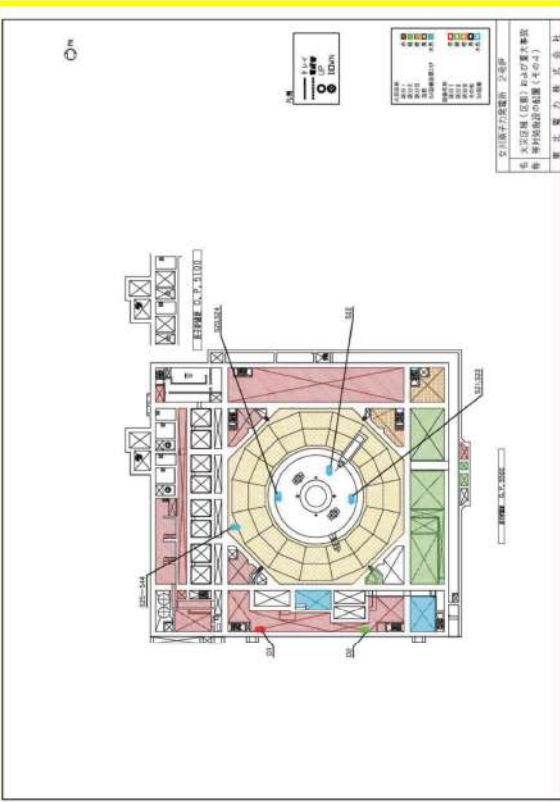
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 965 1084 981">図48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1910 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 215" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

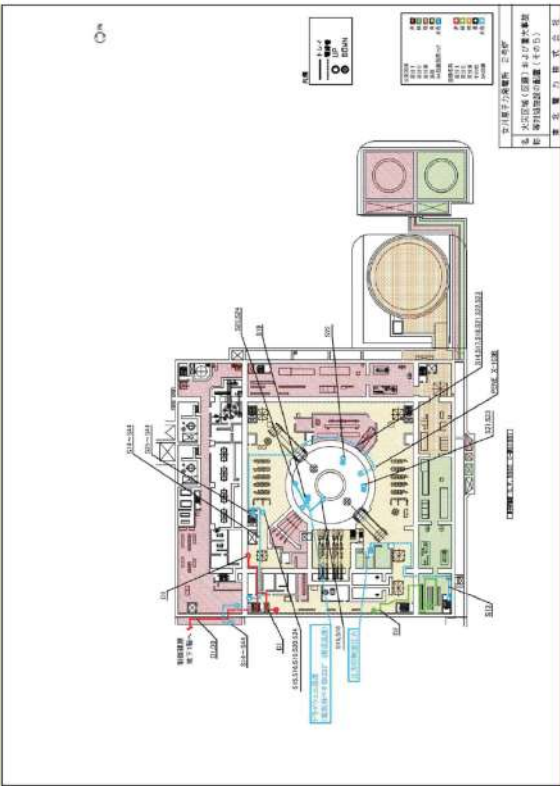
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

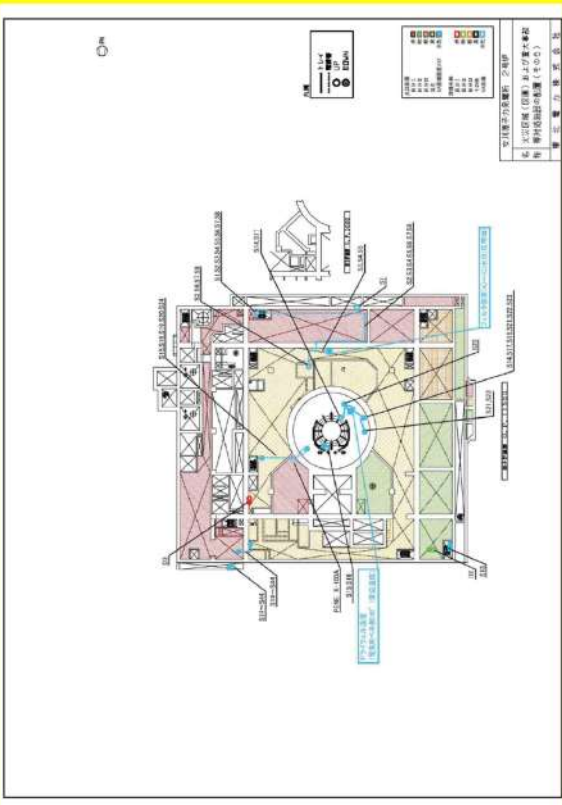
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

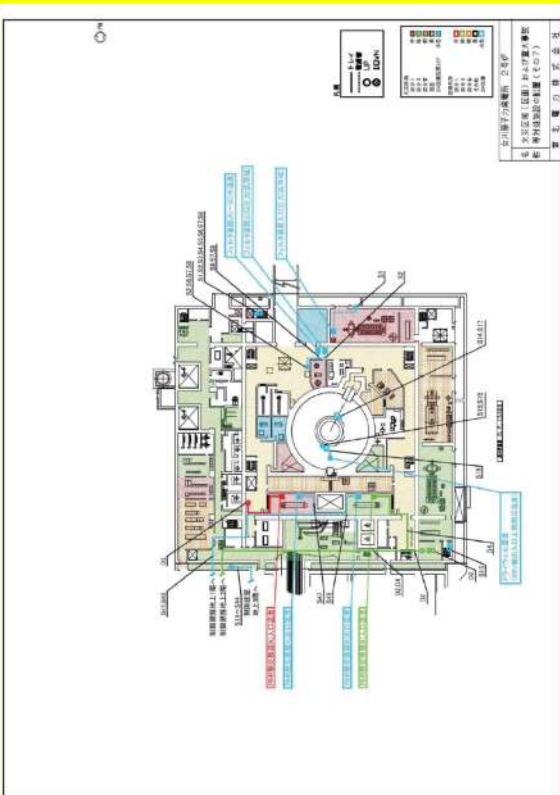
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1093 978">図 48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 201 2119 217" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

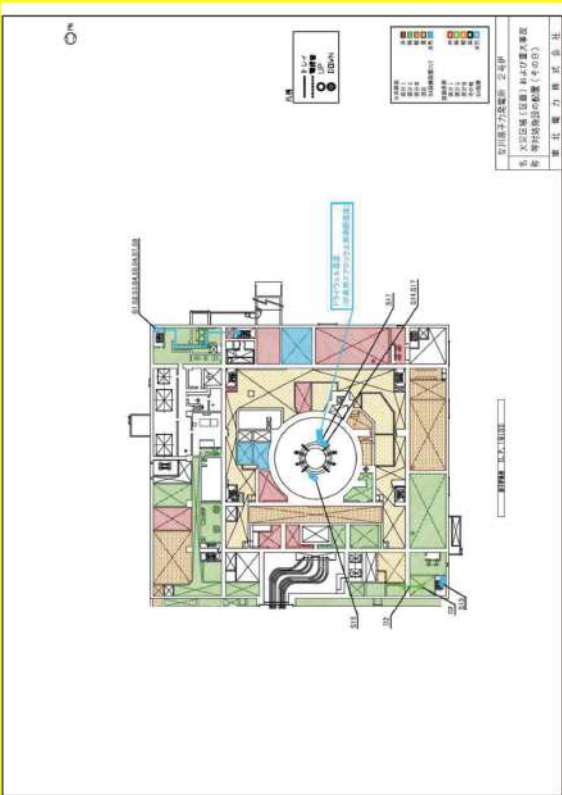
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

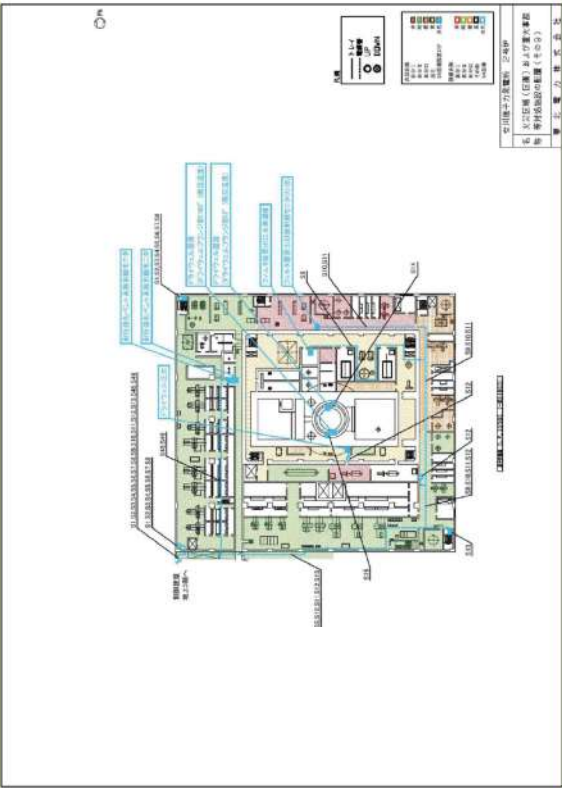
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 967 1088 986">図 48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 199 2119 218">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

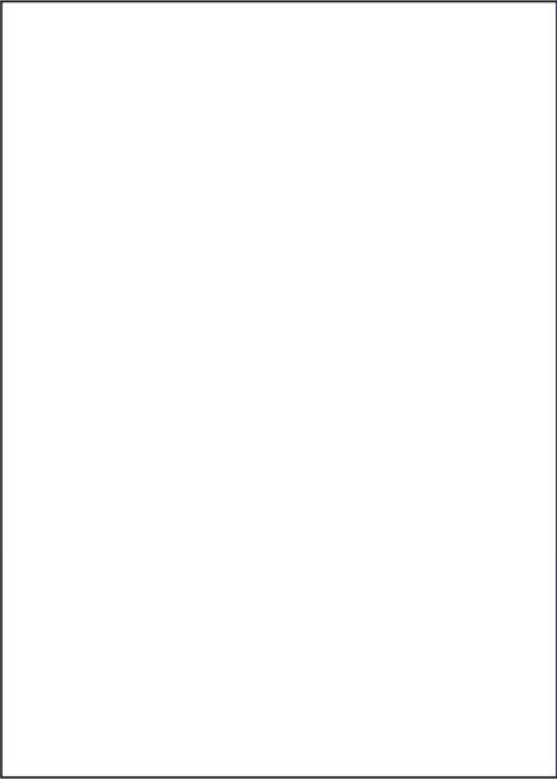
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 978">図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1843 145 1910 161">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1977 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2123 215" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

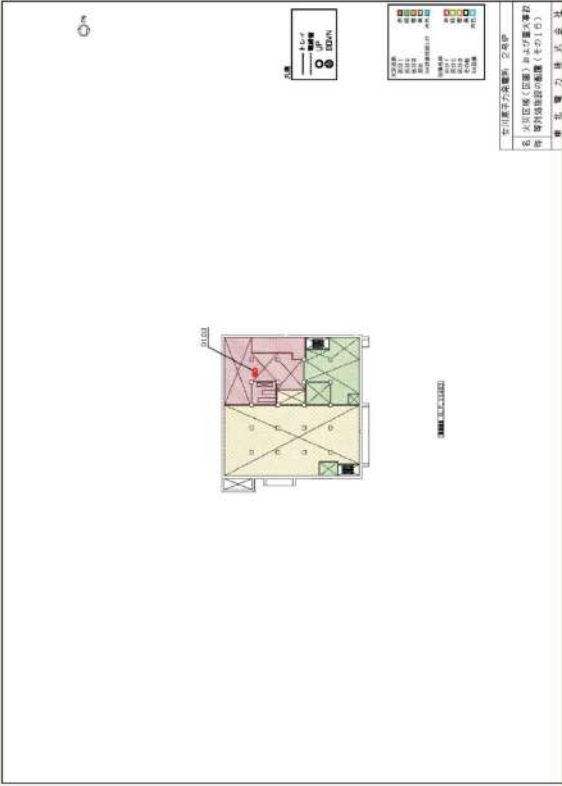
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1077 979">図48-25 2号炉新築建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 991 1211 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 202 2119 220">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

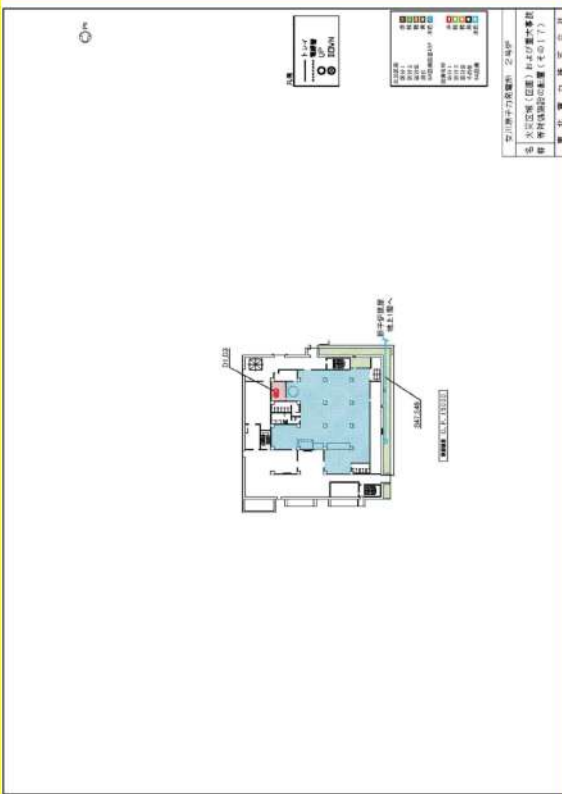
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 963 1088 979">図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 202 2119 221">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

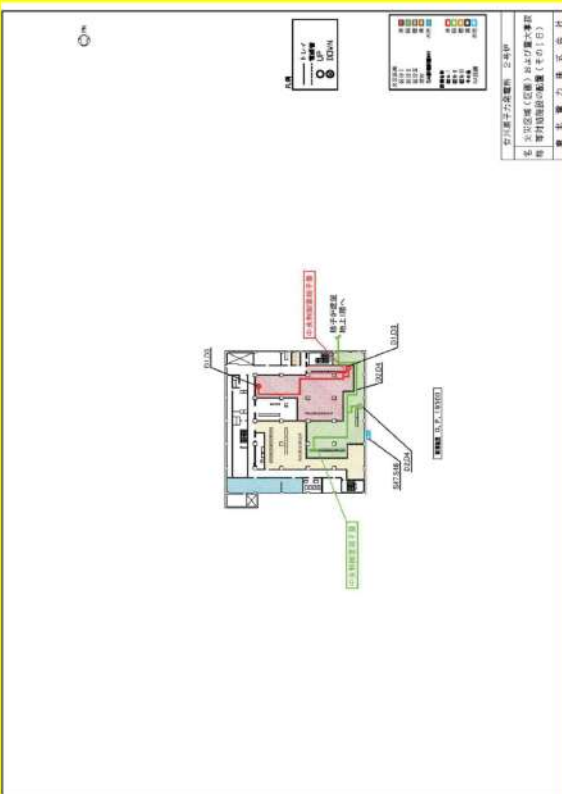
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

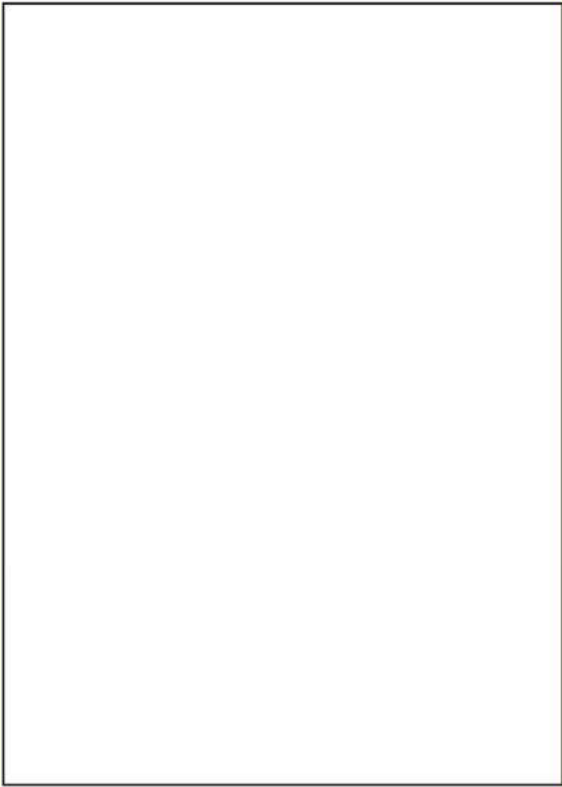
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-28 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

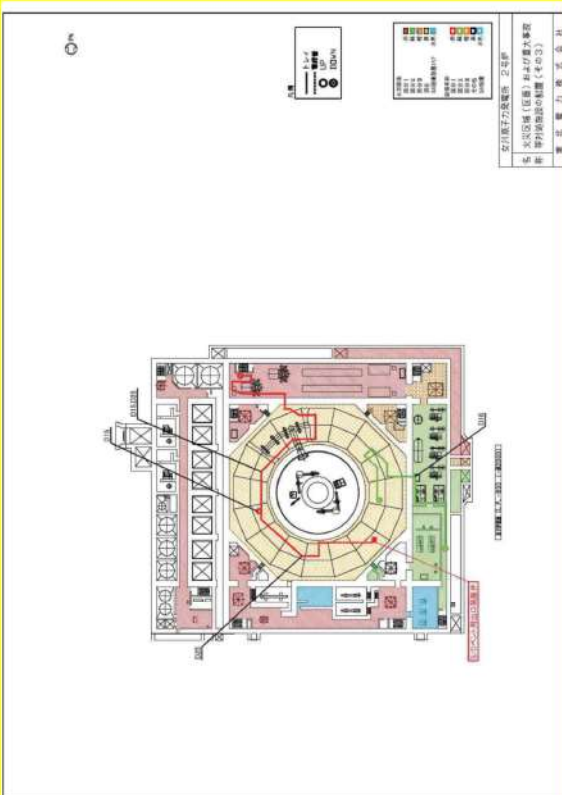
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 962 1081 979">図 48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 991 1216 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2119 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

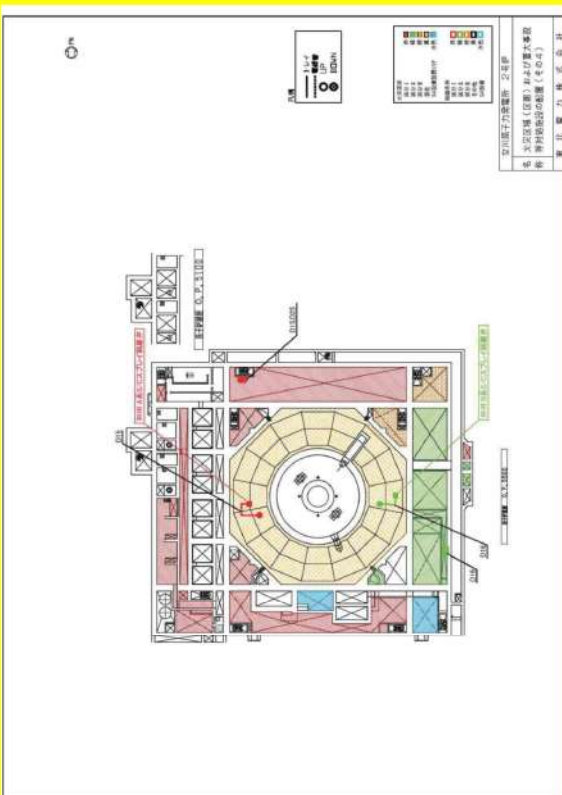
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

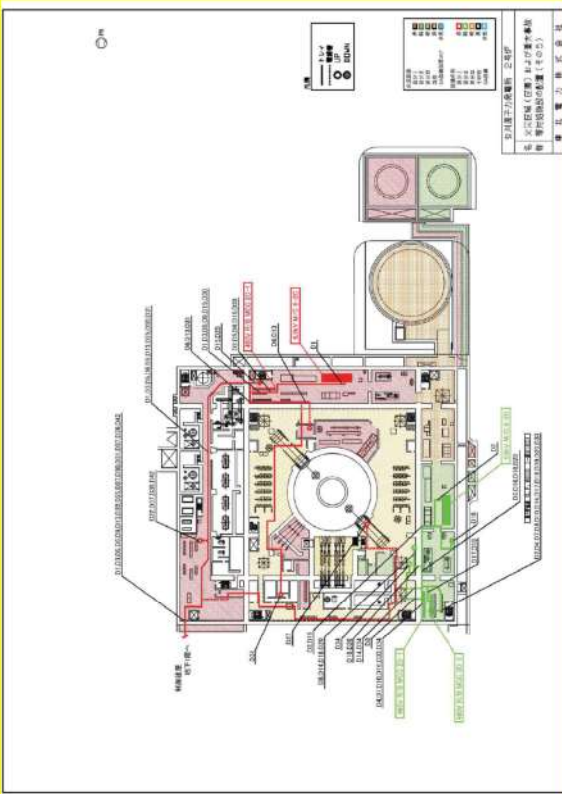
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

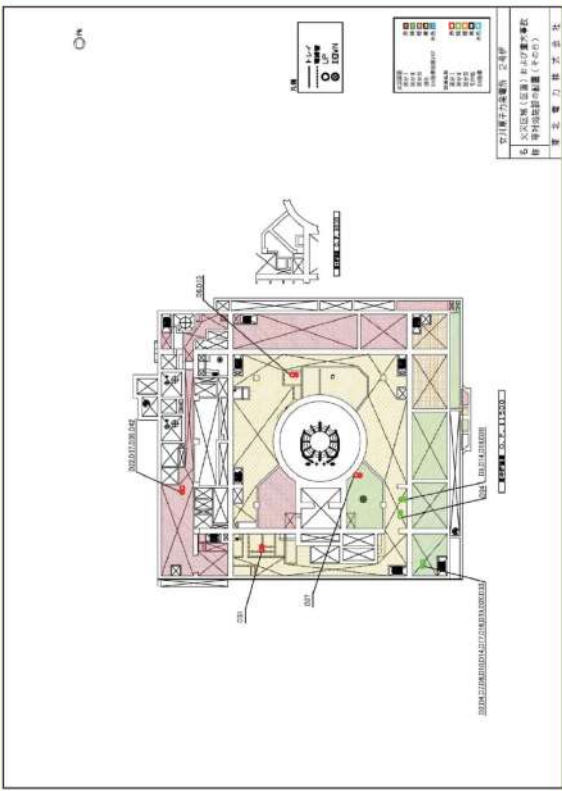
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-32 2号炉原子力建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

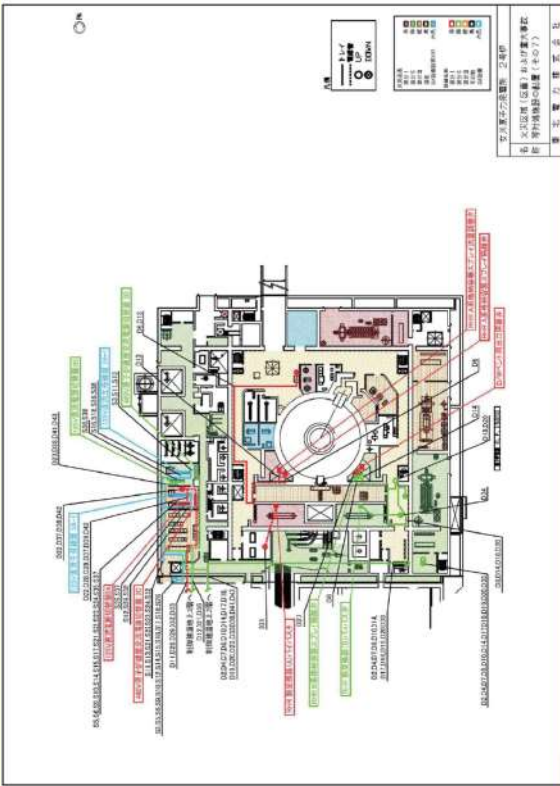
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 965 1093 986">図 48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2123 220" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

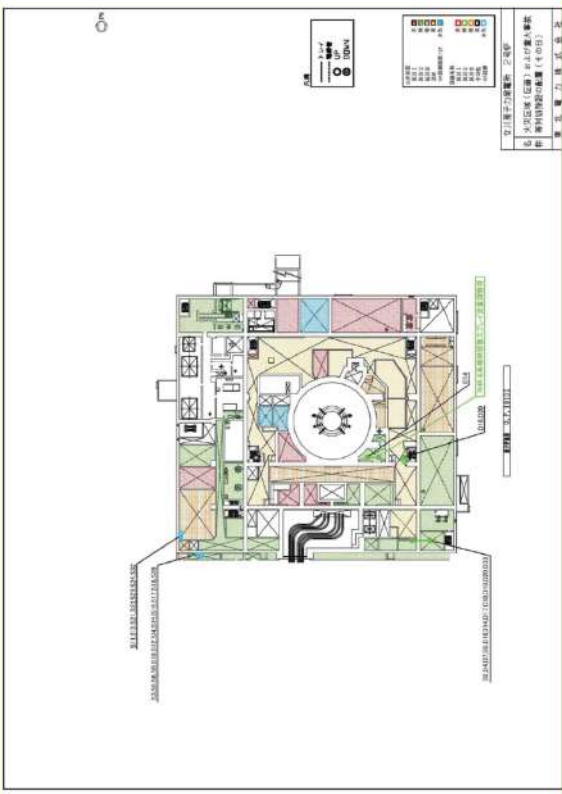
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

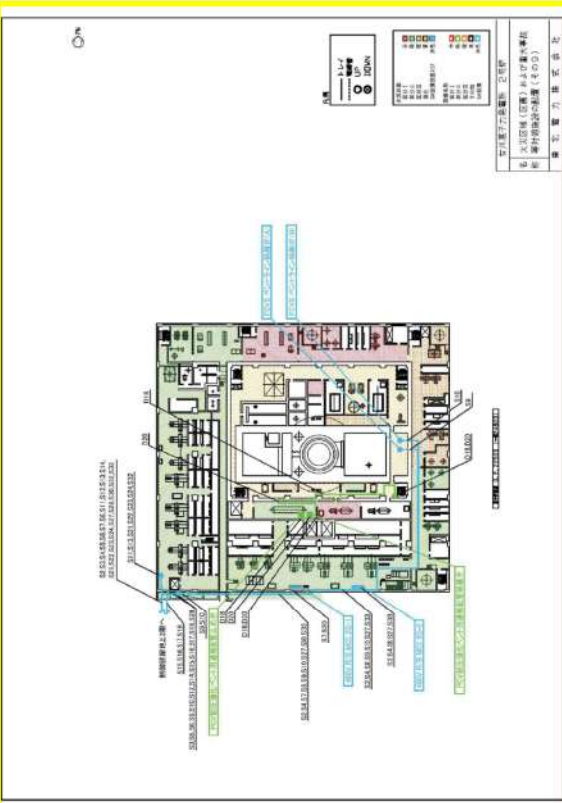
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 967 1093 983">図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2119 223" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

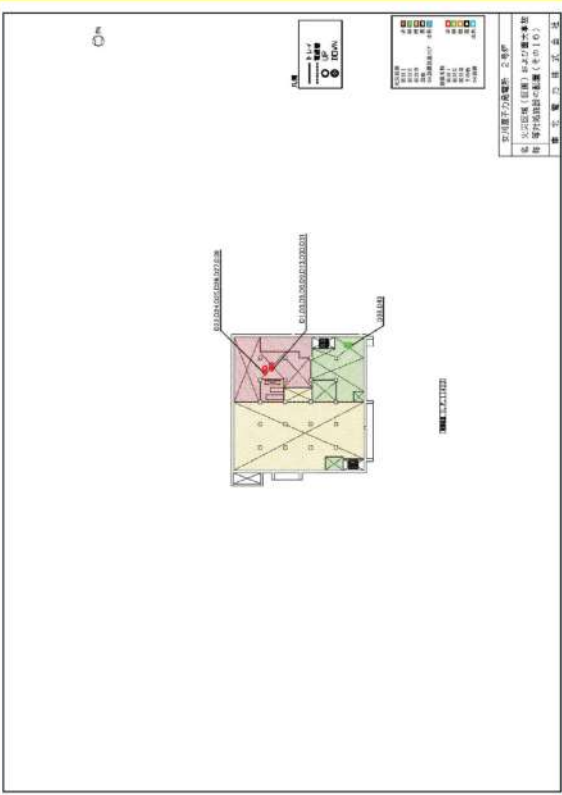
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1077 975">図48-37 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="904 983 1218 1002">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1980 193">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1845 202 2119 221">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-38 2号が補御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

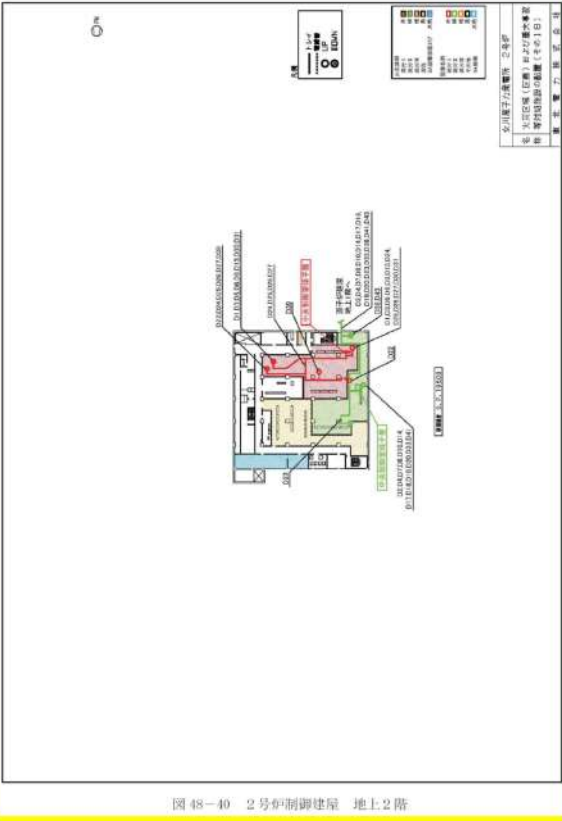
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図48-39 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 196">設備・運用の相違</p> <p data-bbox="1848 201 2116 225">・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

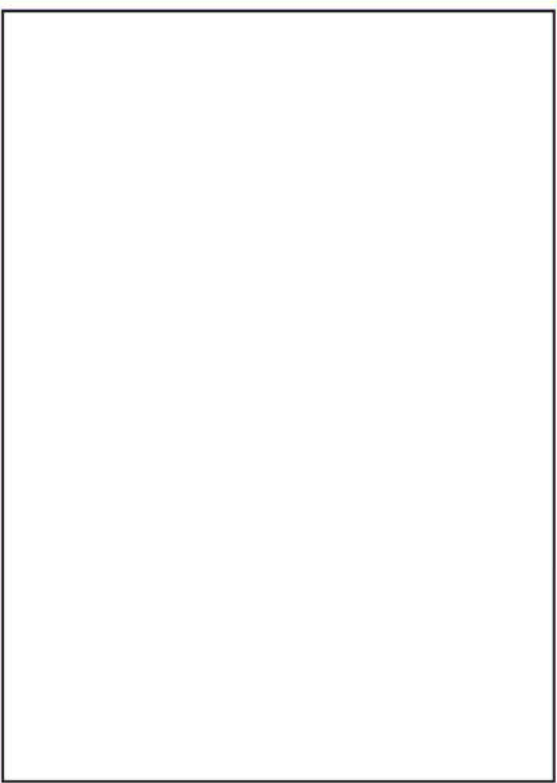
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-40 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 970 1077 986">図 48-41 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="909 995 1218 1011">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1912 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1980 188">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2119 215" style="list-style-type: none"> ・48条対応の設備・運用に伴う相違

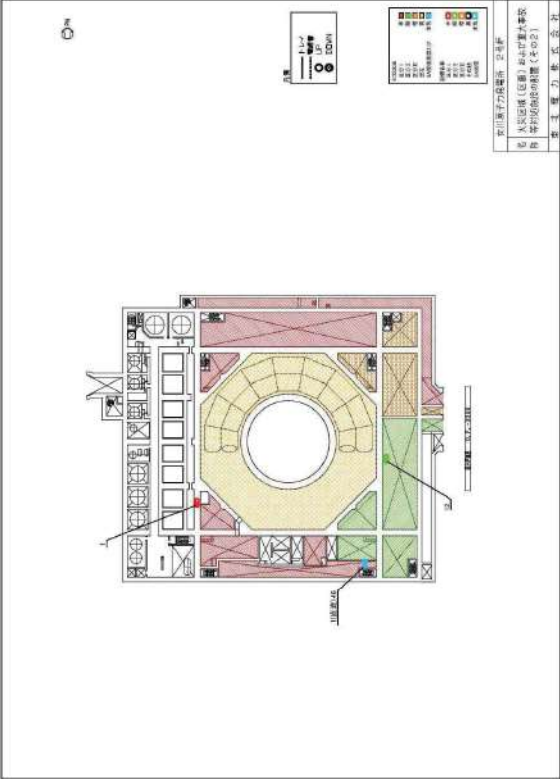
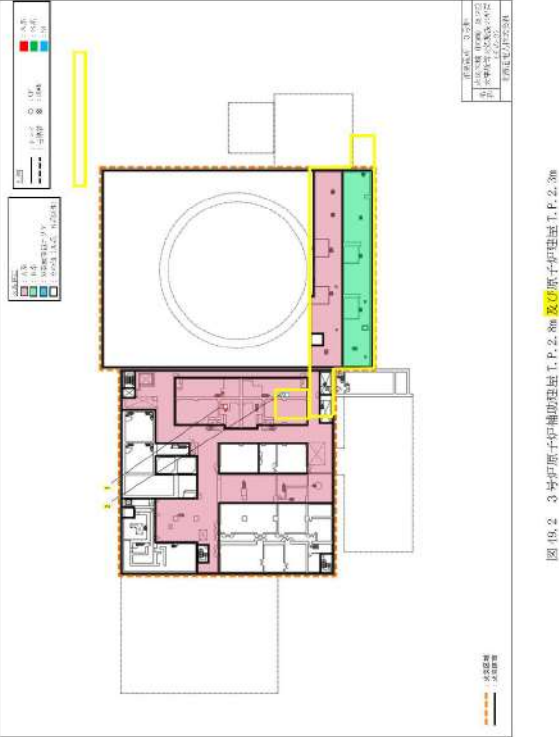
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図 49.1 3号炉原子炉建屋等 T.P. ー 1. 7a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

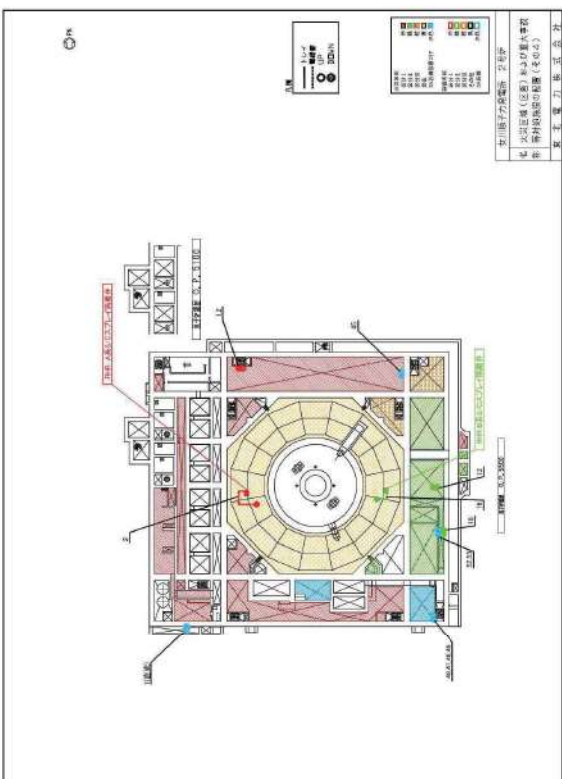
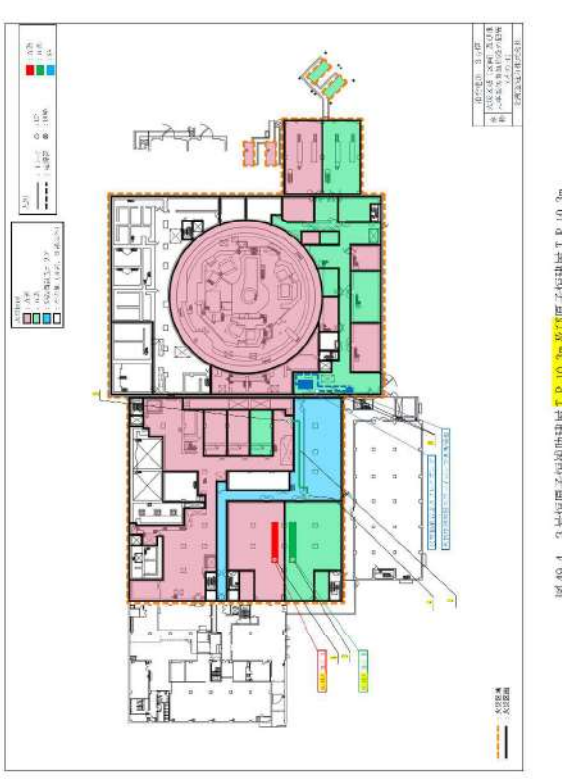
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 49.2 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

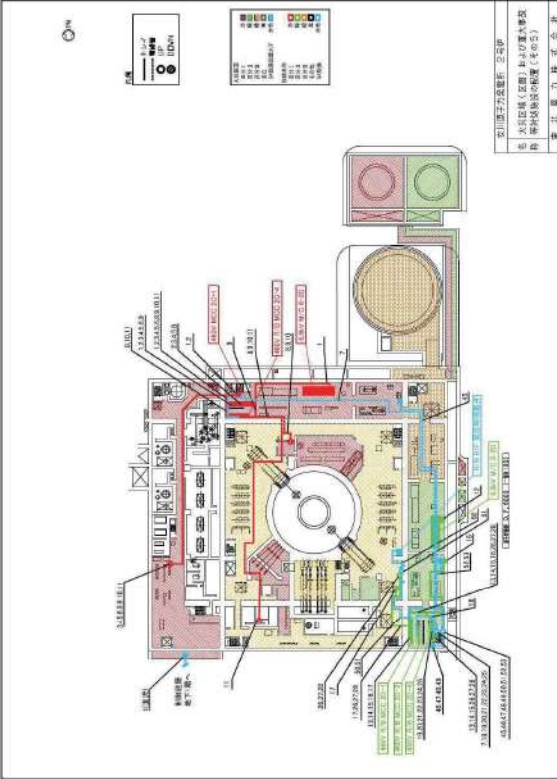
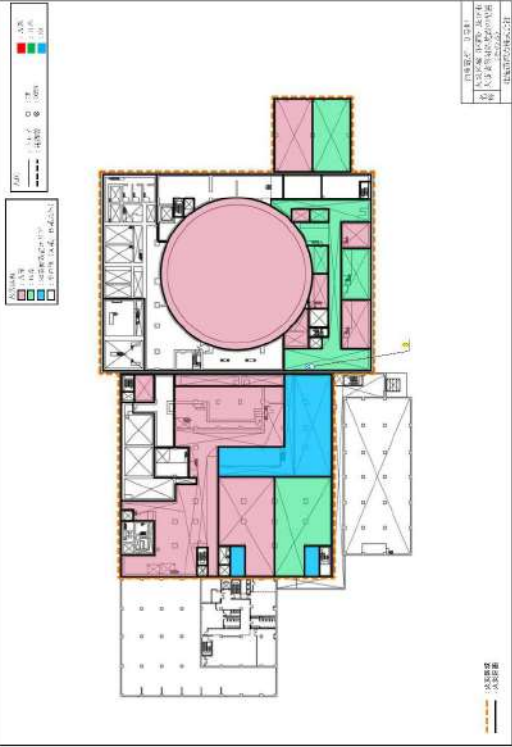
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図49.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.10.3m及び原子炉建屋 T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

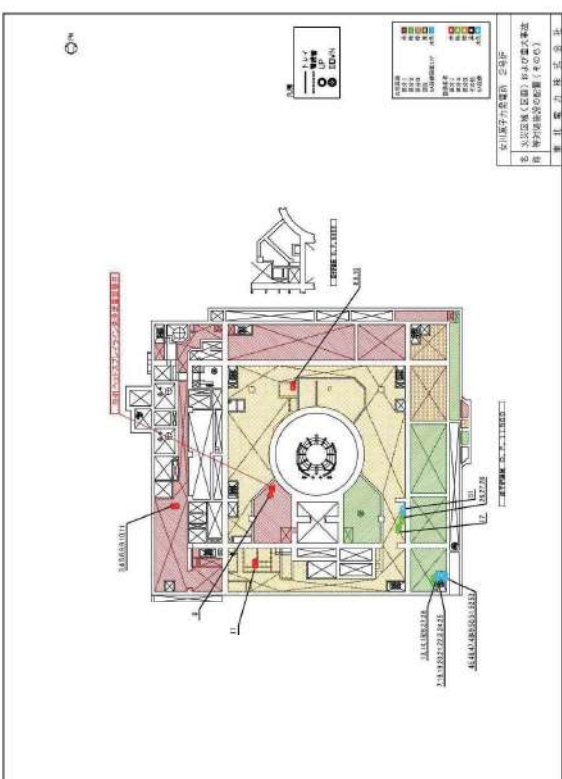
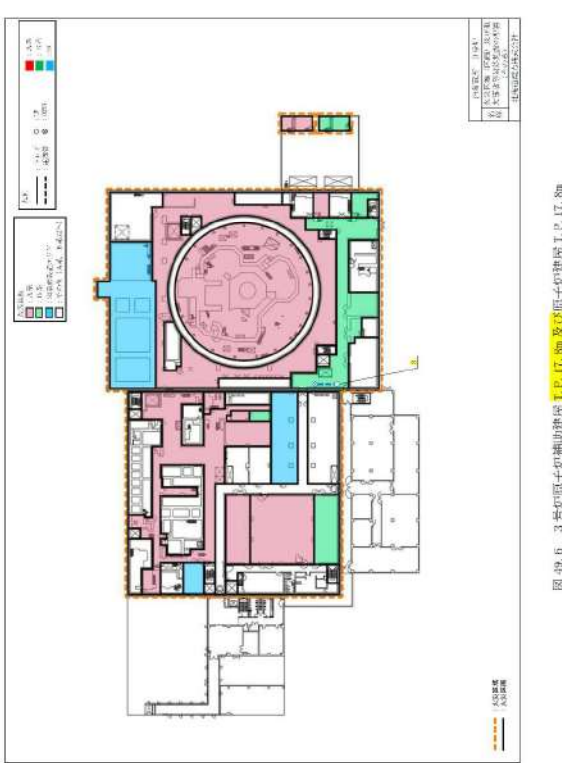
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図4-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図4-5 3号炉原子炉補助建屋 (中間床) 及び原子炉建屋1F、0.3階 (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

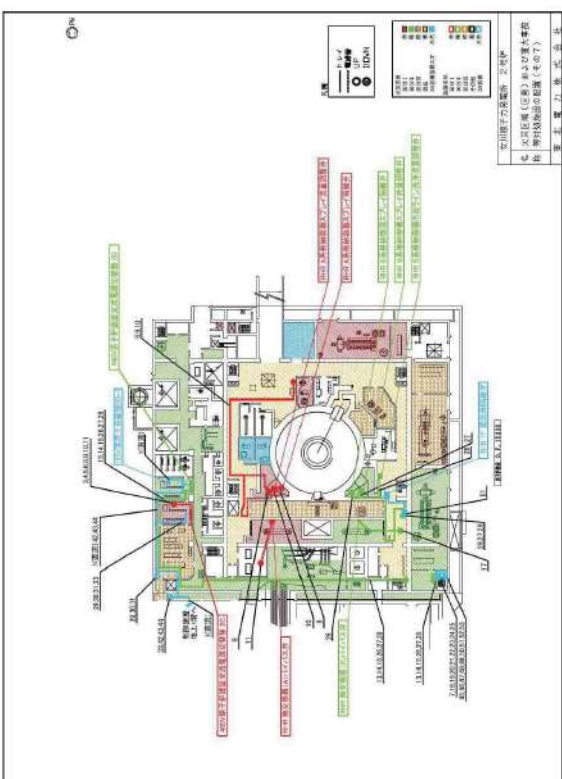
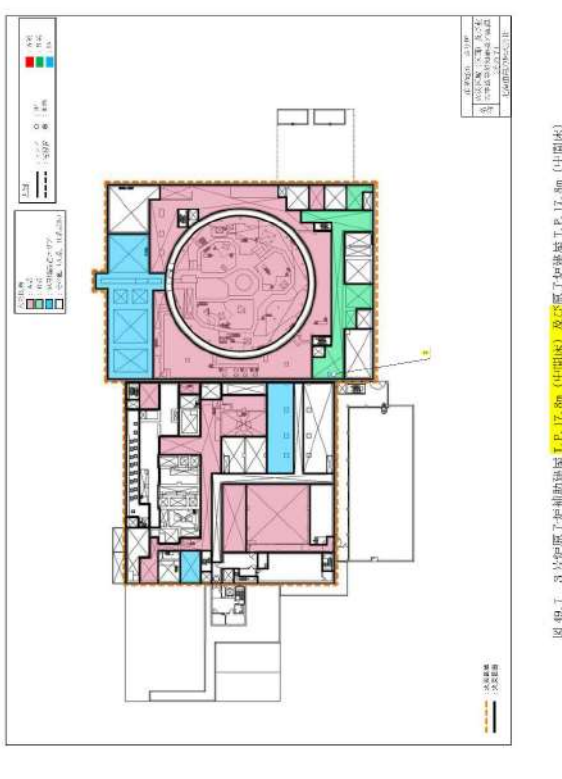
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 49.6 3号炉原子炉補助建屋 1F.1F.17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

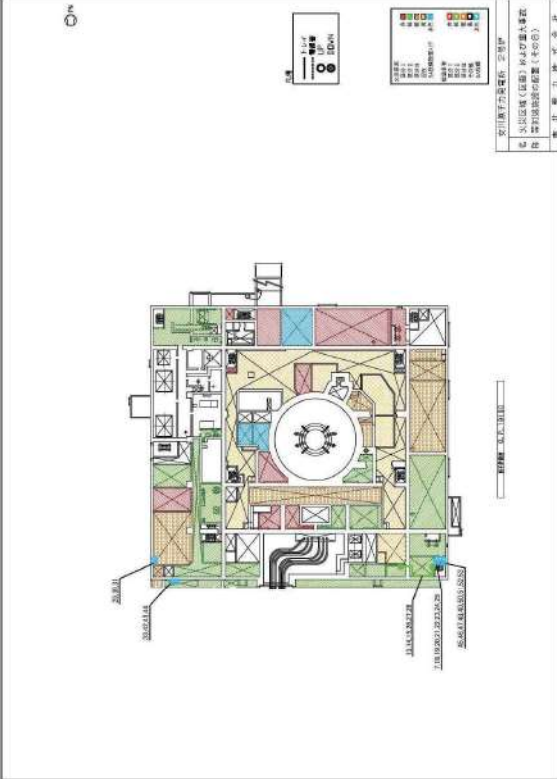
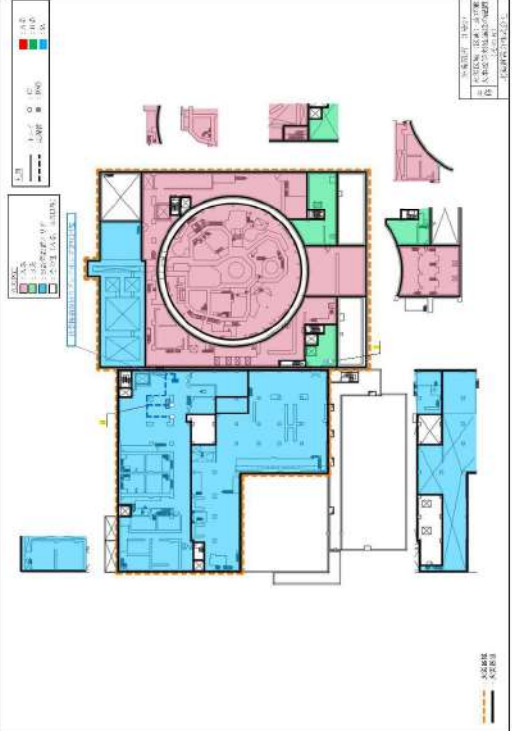
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 49-7 3号炉原子炉補助建屋 1F.1F.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.17.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図40-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図40-8 3号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

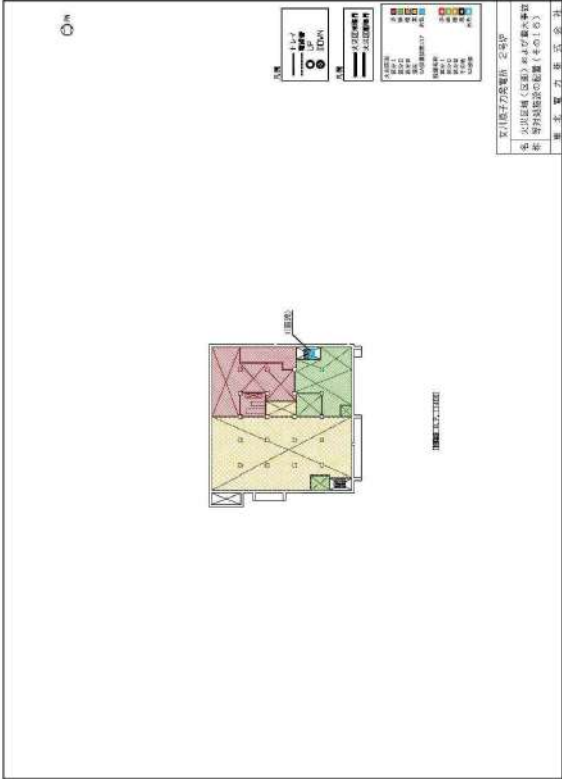
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 46-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	<p>図 46-9 3号炉原子炉補助建屋 T.P. 33.1m 及び原子炉建屋 T.P. 33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

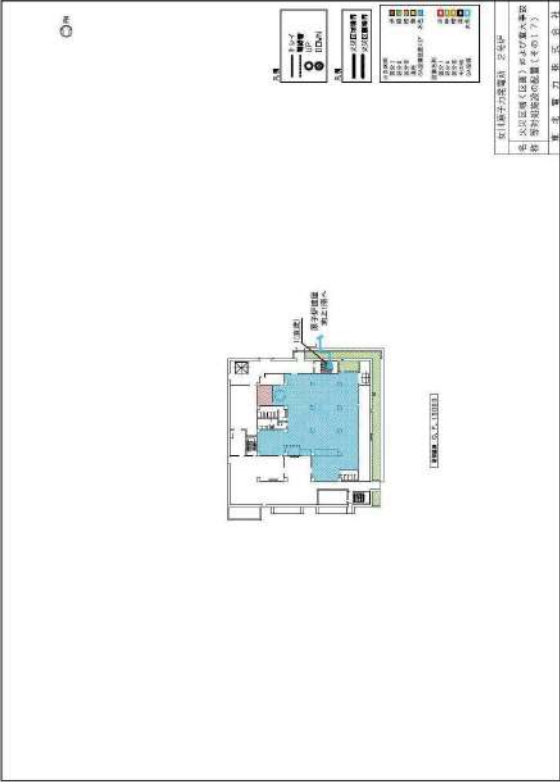
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

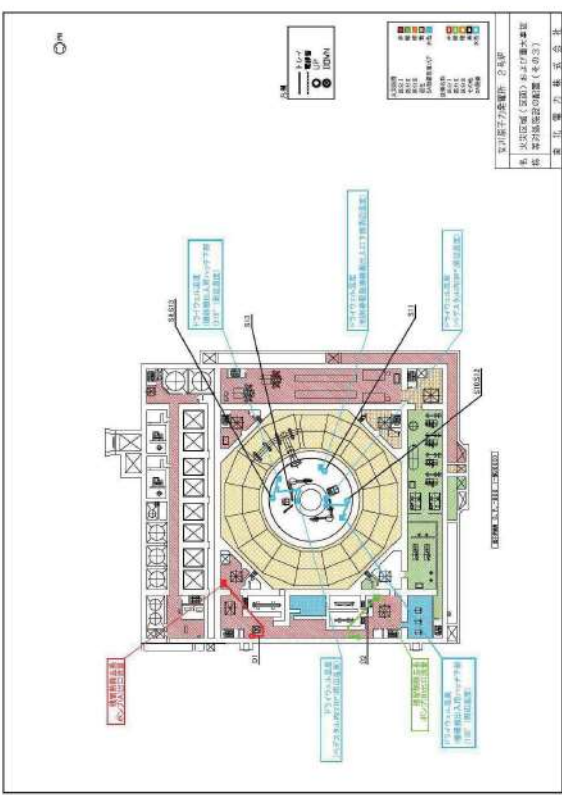
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-12 2号伊制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

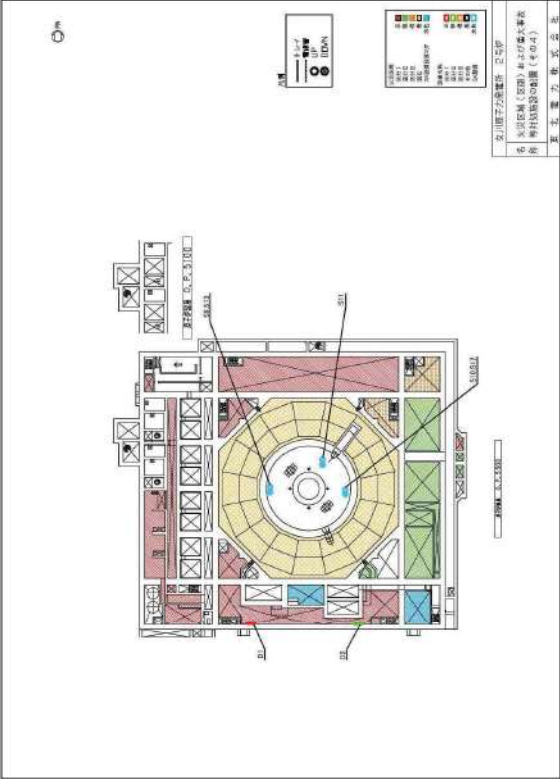
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子力発電所 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

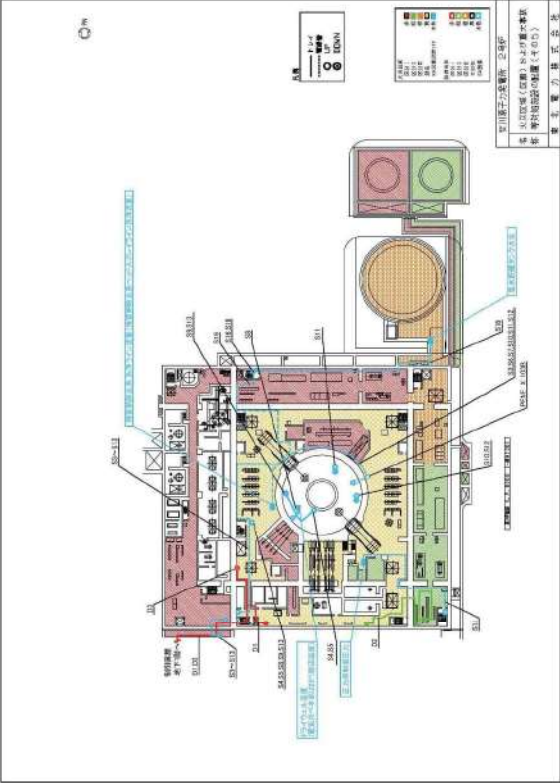
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

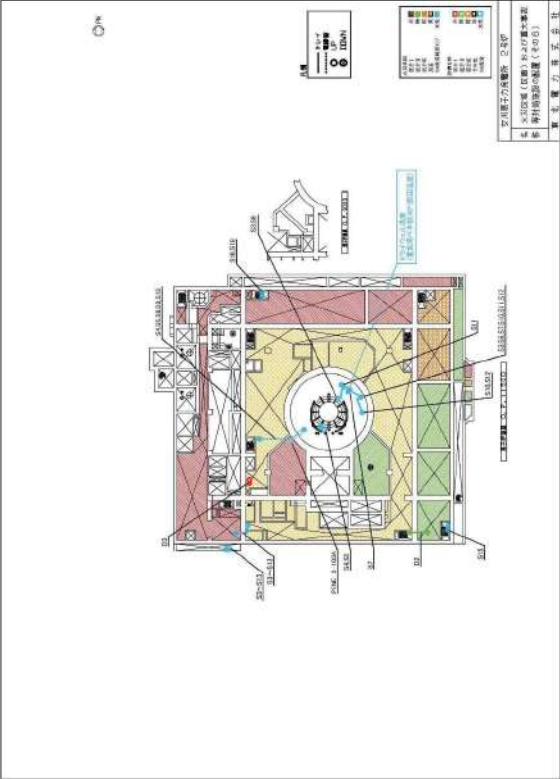
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

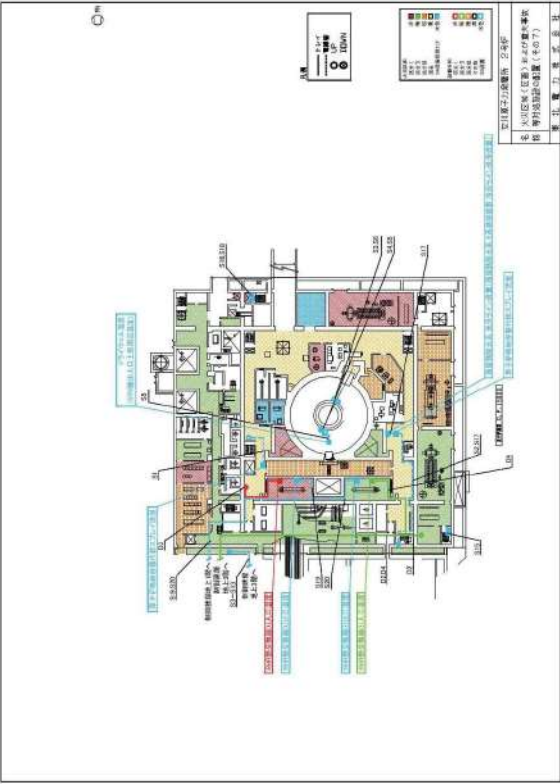
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図40-16 2号炉原子力建屋 地下中1階</p>	<p data-bbox="1464 113 1615 132">泊発電所3号炉</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

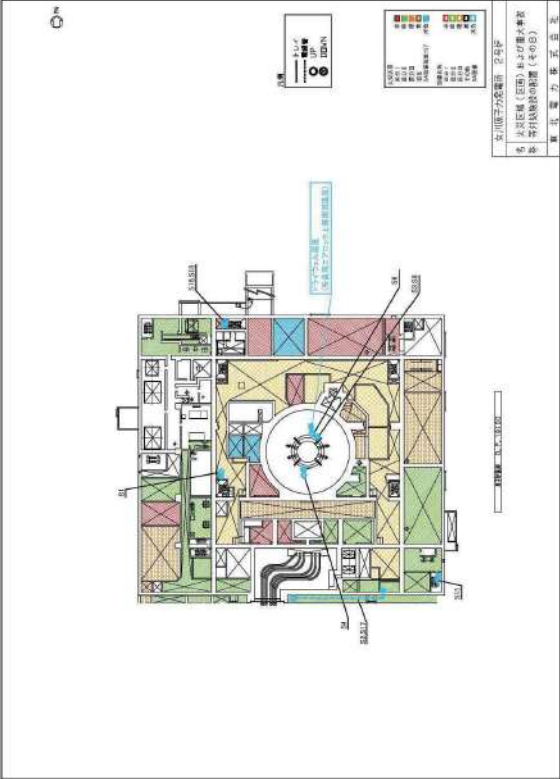
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

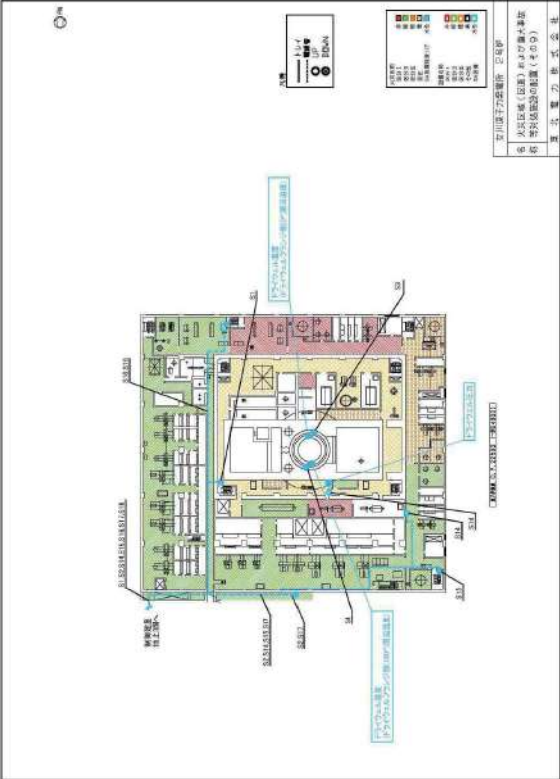
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図40-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

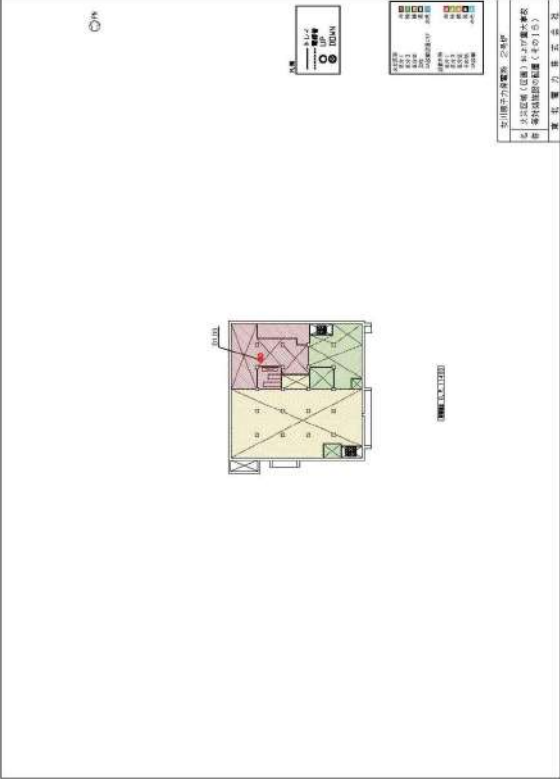
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 978">図49-21 2号伊弉御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="907 991 1218 1007">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

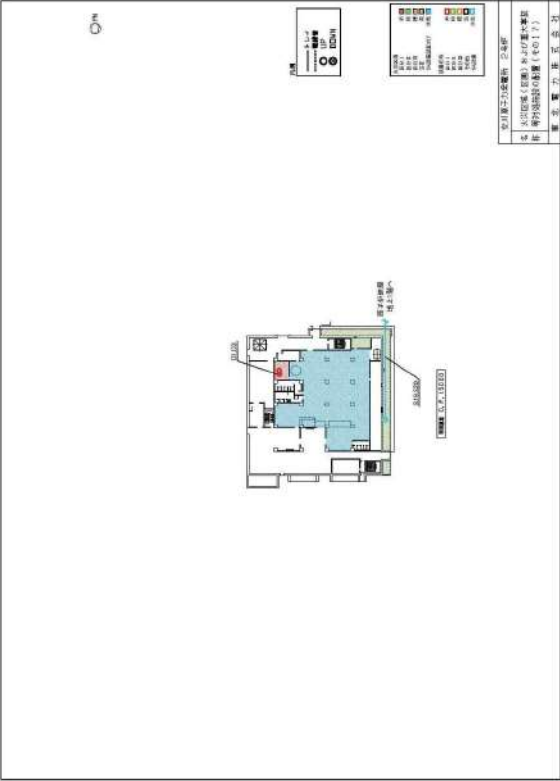
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1084 981">図49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

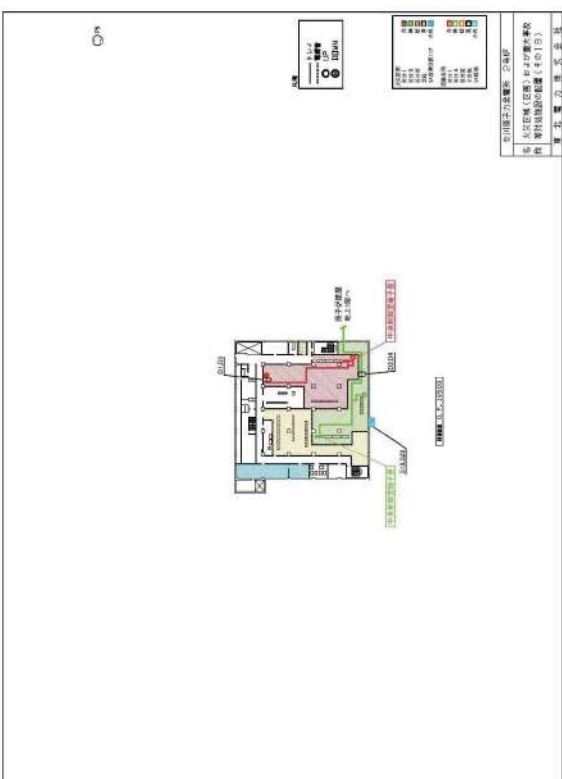
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 965 1086 981">図 49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 146 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2161 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

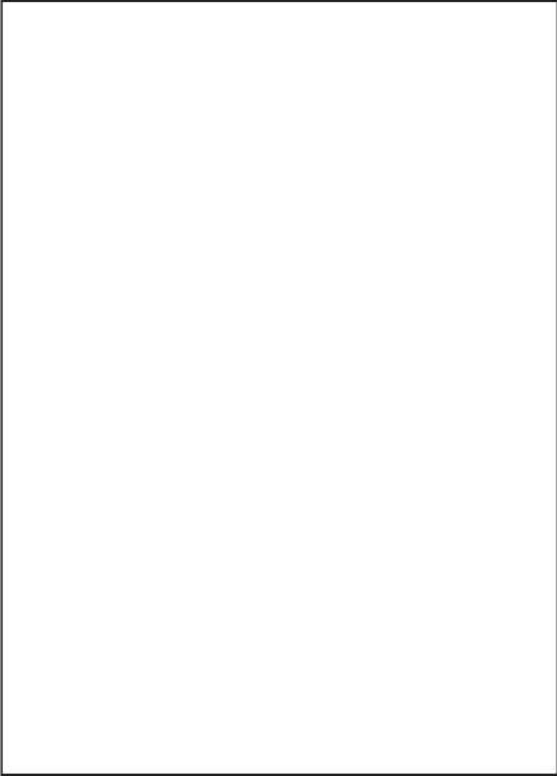
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-24 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

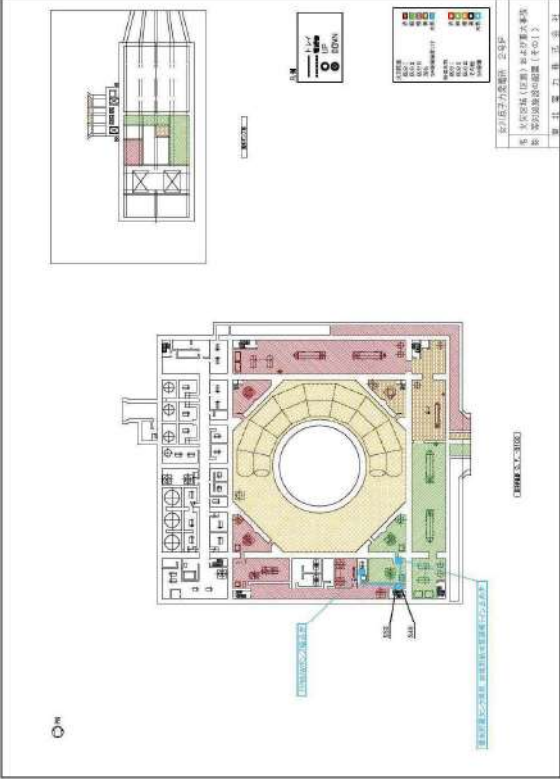
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 960 1077 979">図 49-25 2号伊補耐建屋 地上3階</p> <p data-bbox="907 986 1218 1008">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

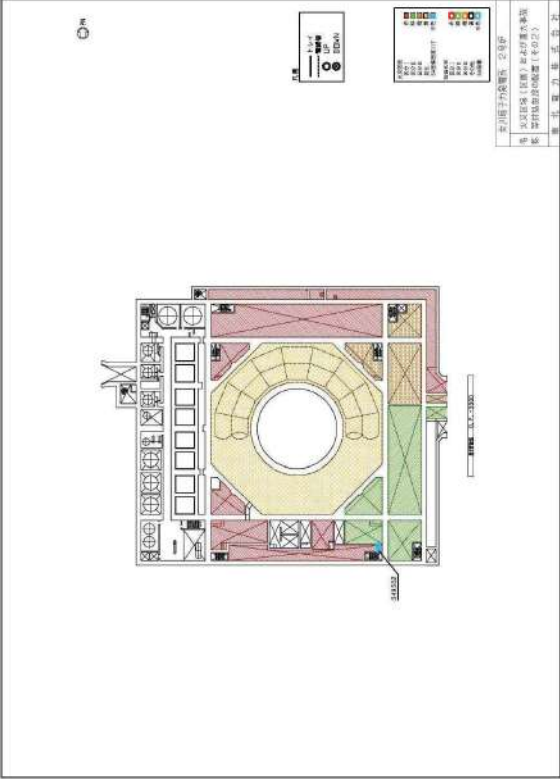
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

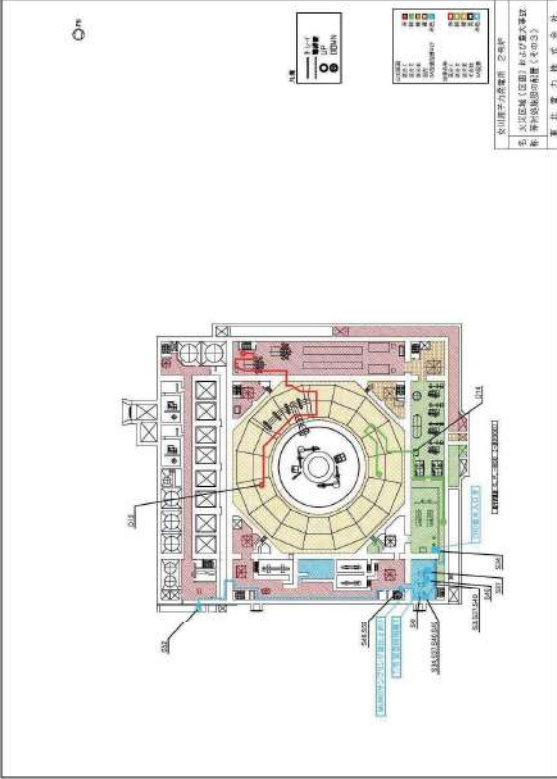
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

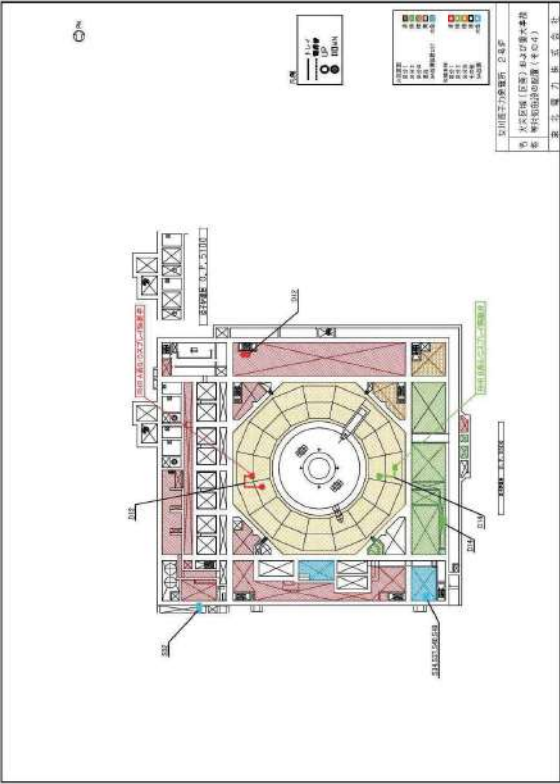
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 962 1084 979">図49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

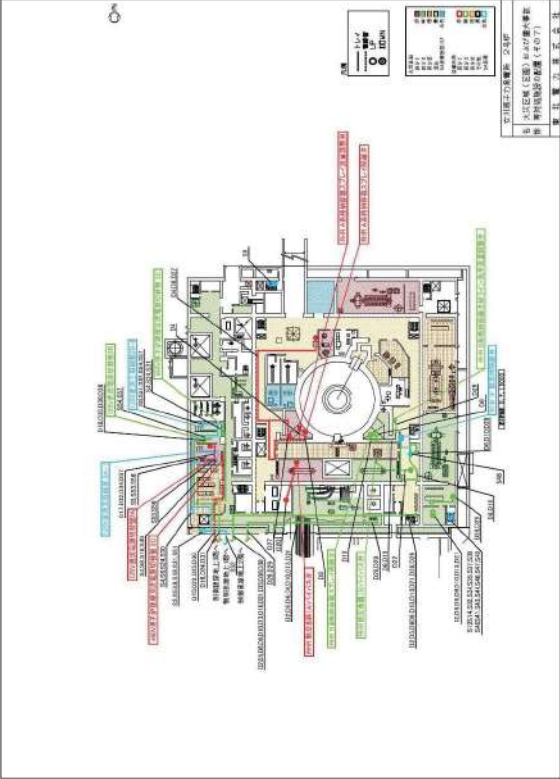
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

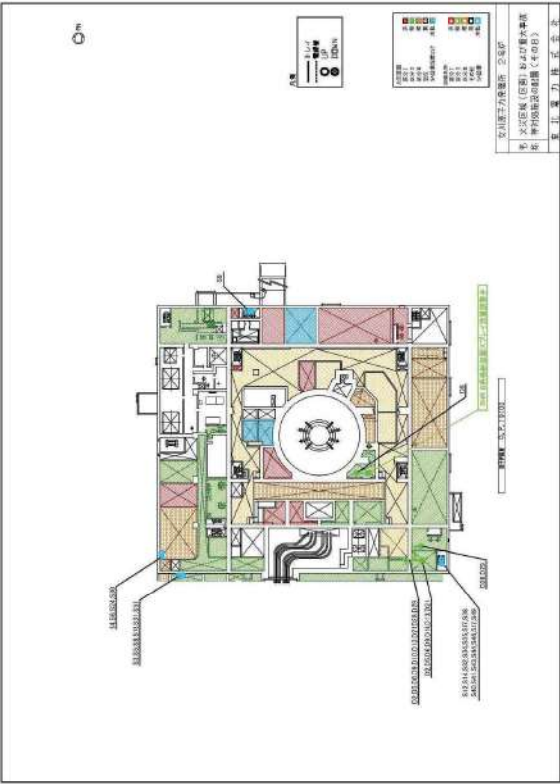
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

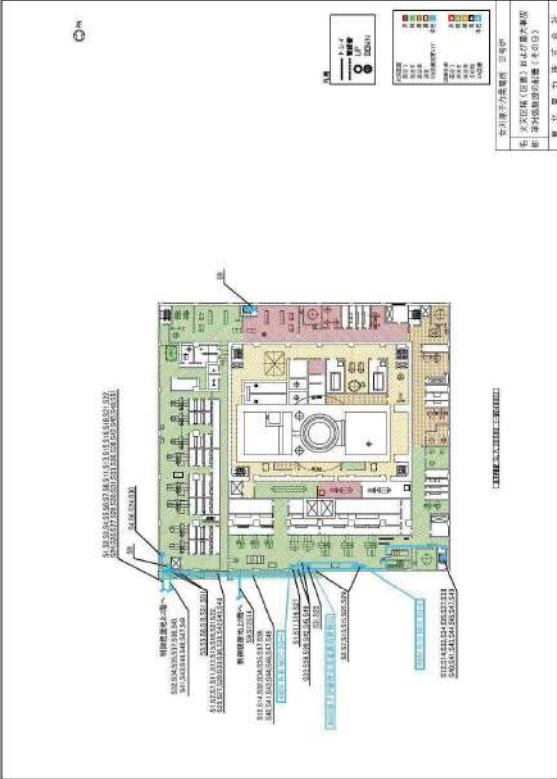
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-33 2号伊原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 962 1093 981">図 49-35 2号炉原子力設備屋 地上中3階</p>		<p data-bbox="1843 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1843 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

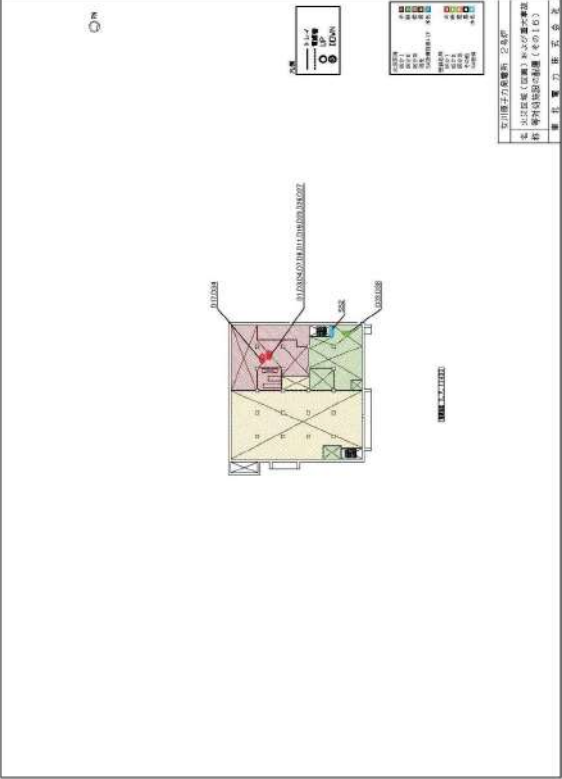
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 959 1077 975">図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="909 986 1223 1007">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

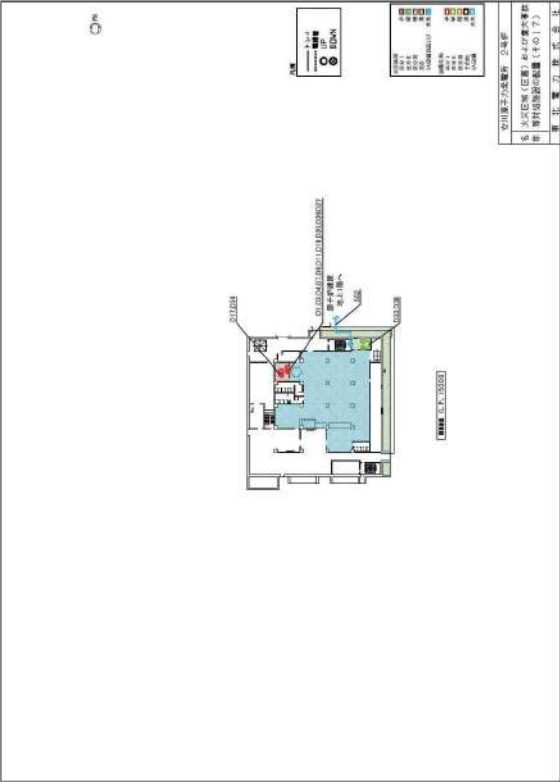
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-37 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

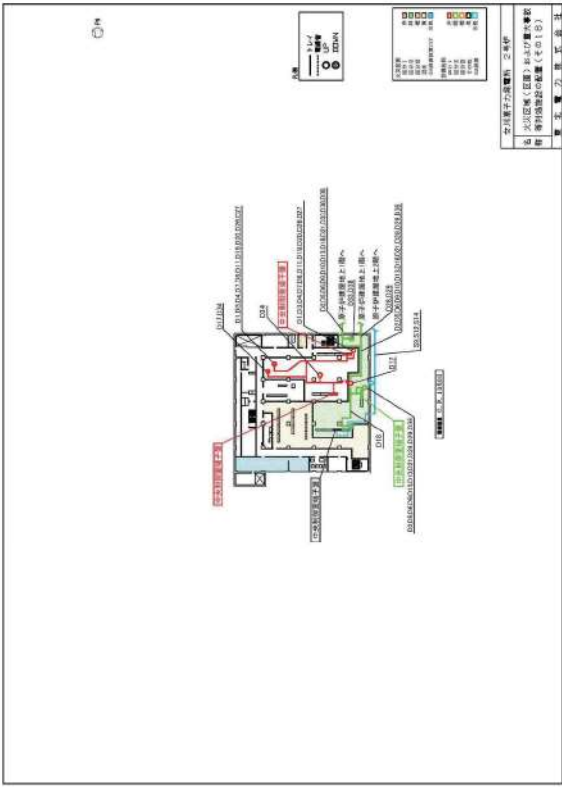
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

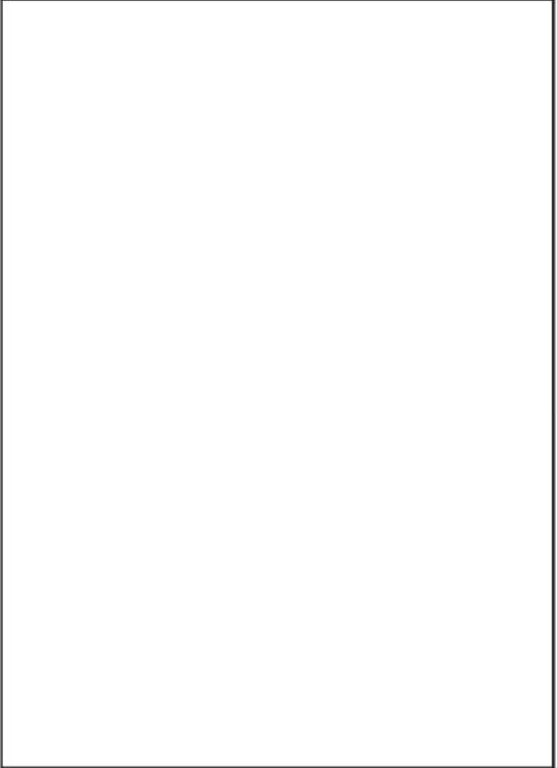
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-39 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

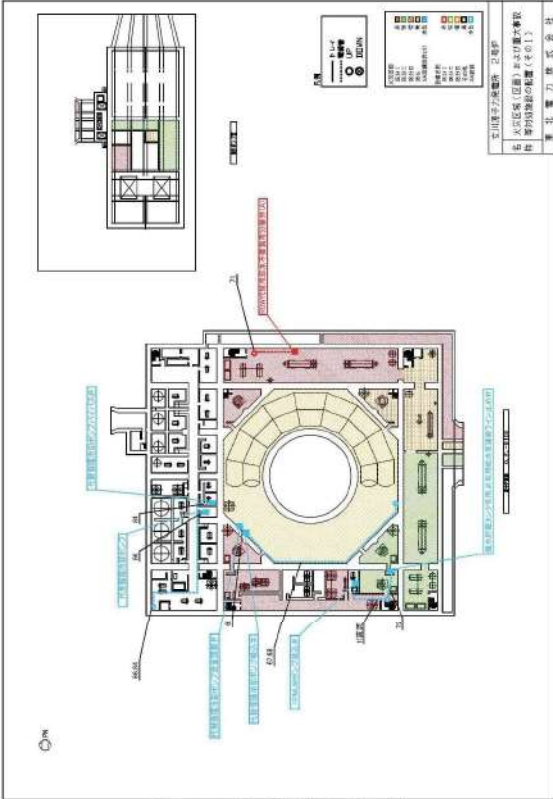
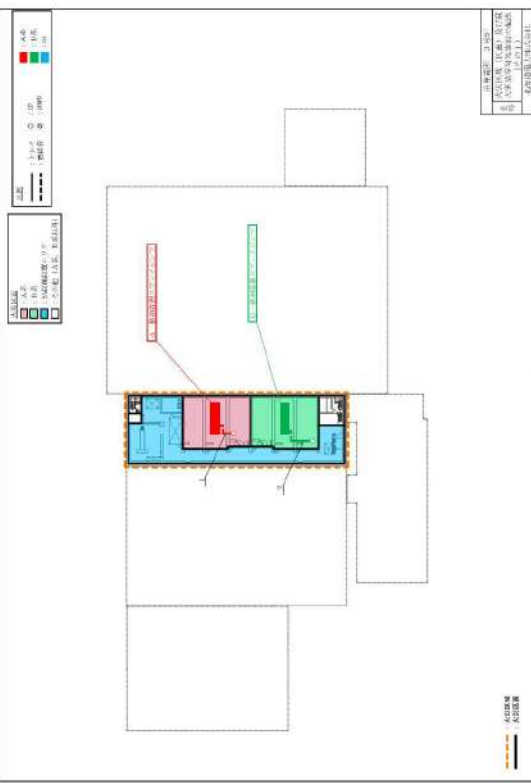
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="837 954 1077 975">図49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="913 979 1220 1000">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

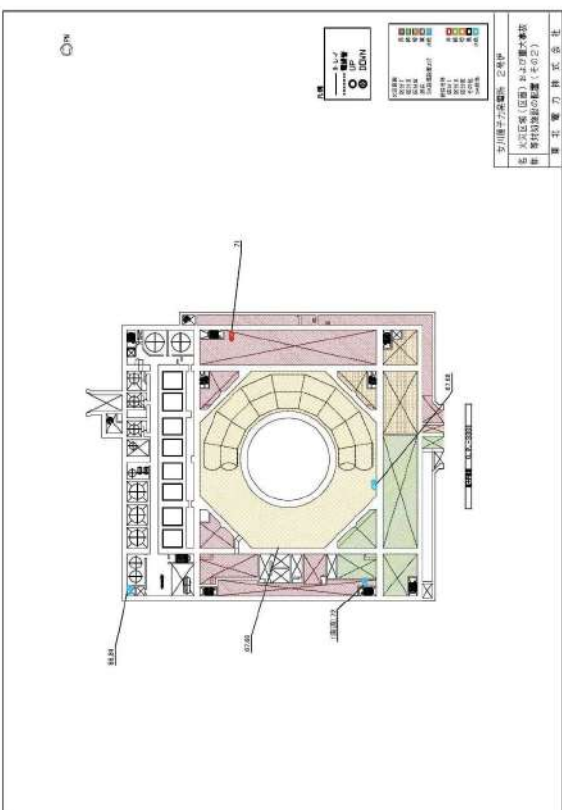
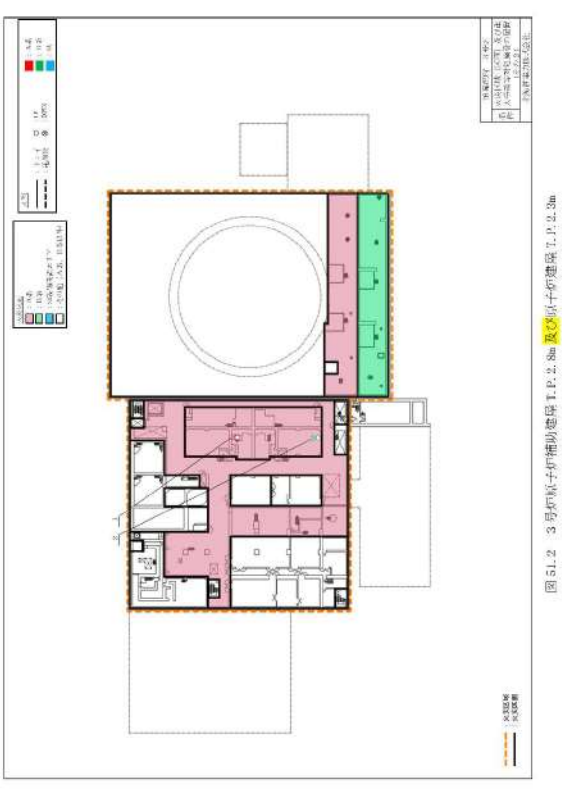
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51.1 3号炉原子炉建屋工.P.1-1.7m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

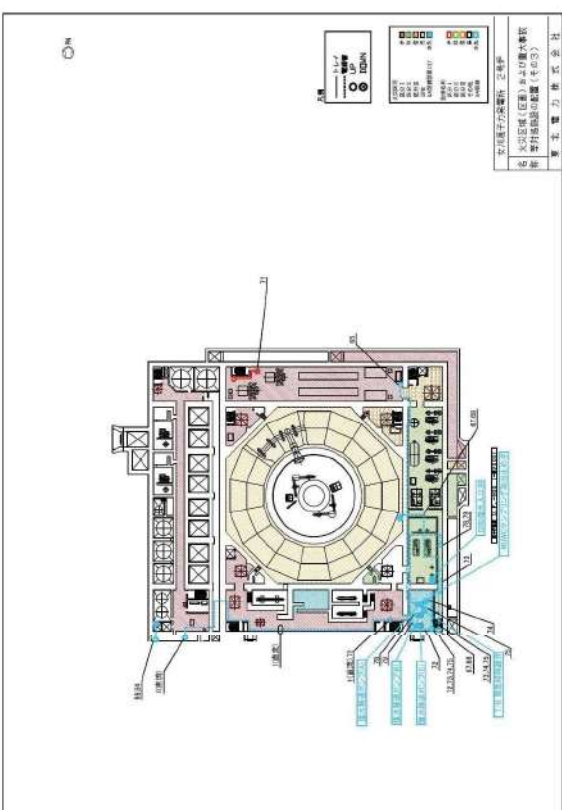

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 51.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.5b 及び原子炉建屋 T.P.2.5a</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

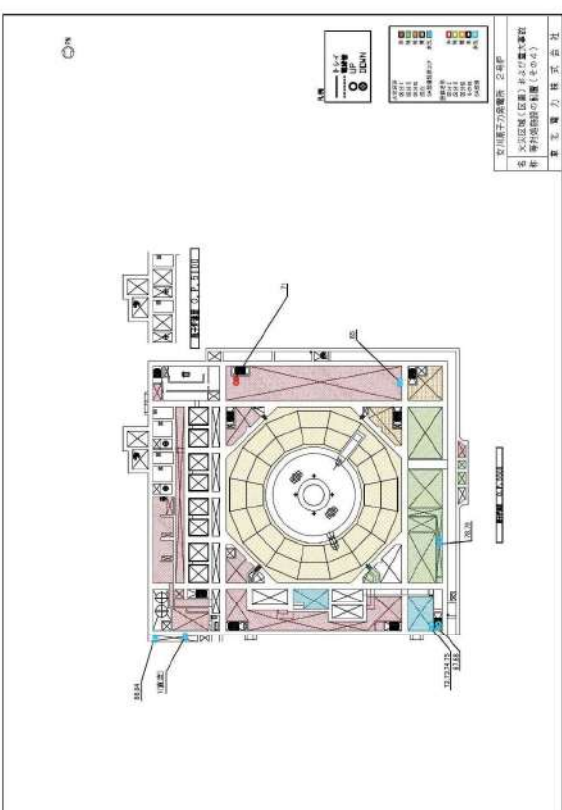
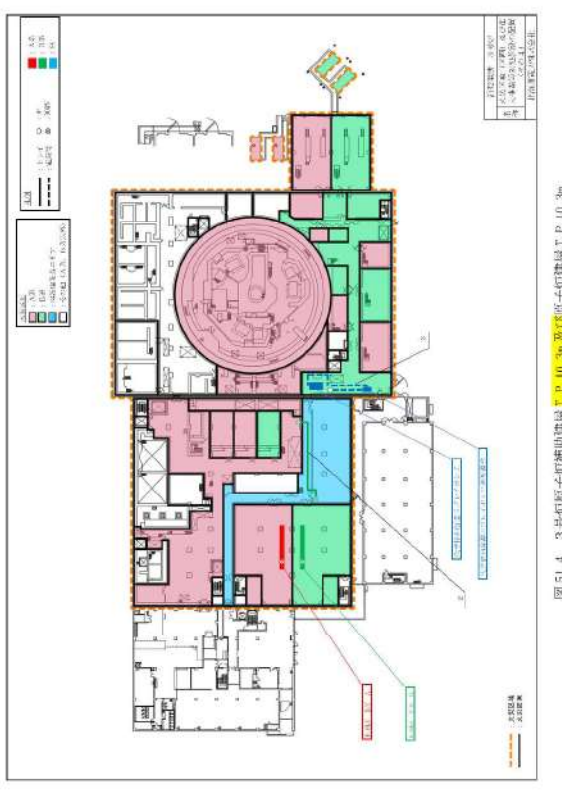
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 51.3 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び(原子炉)建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

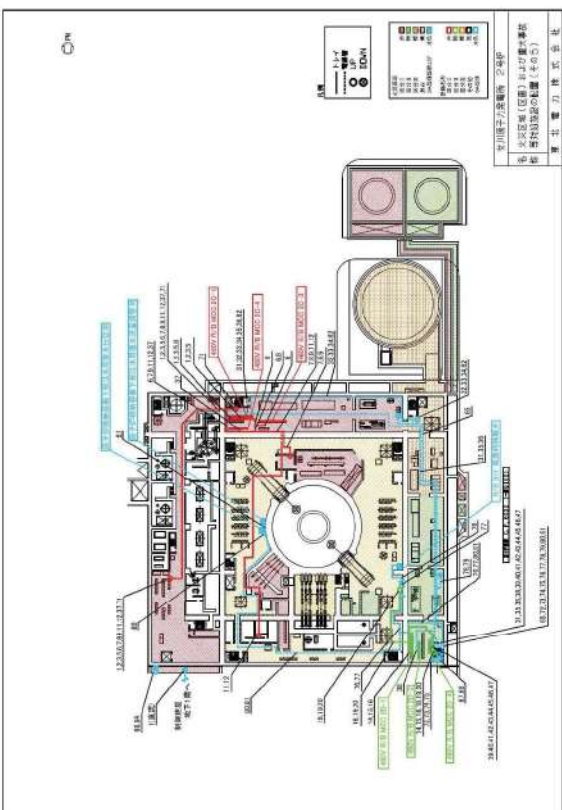
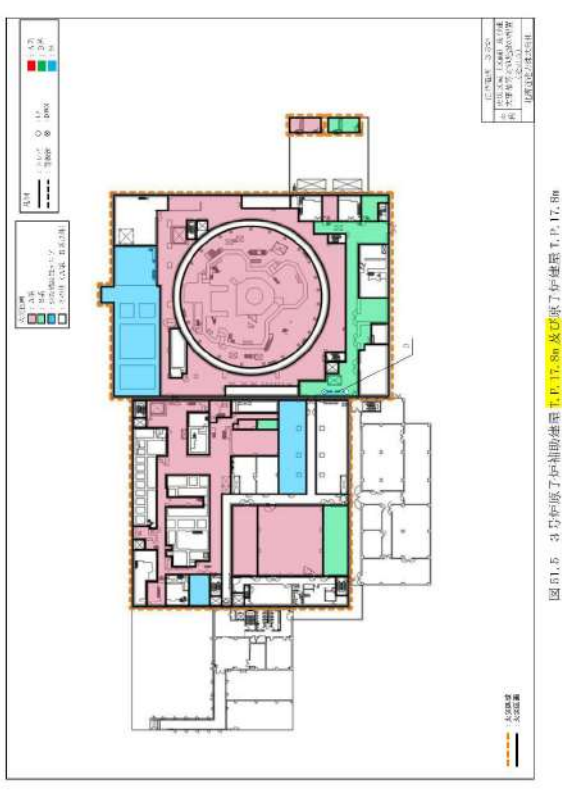
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 51.4 3号炉原子炉補助建屋 階P.10.3m及び原子炉建屋T.P.10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

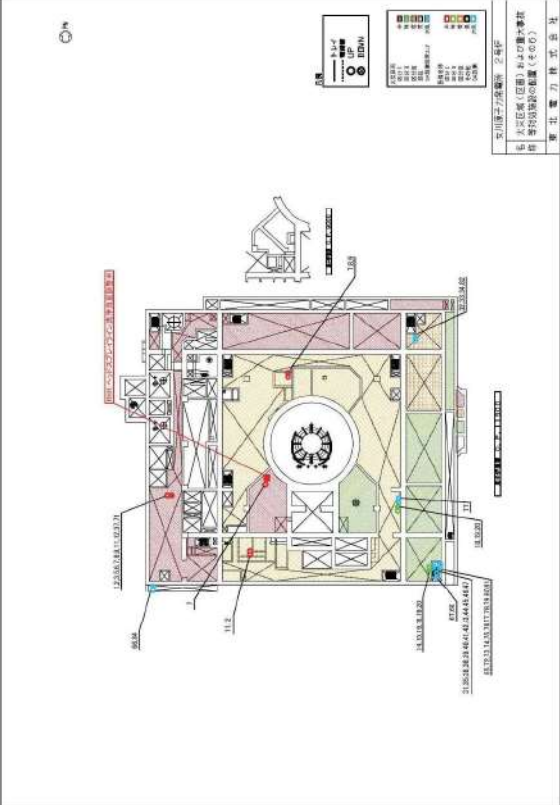
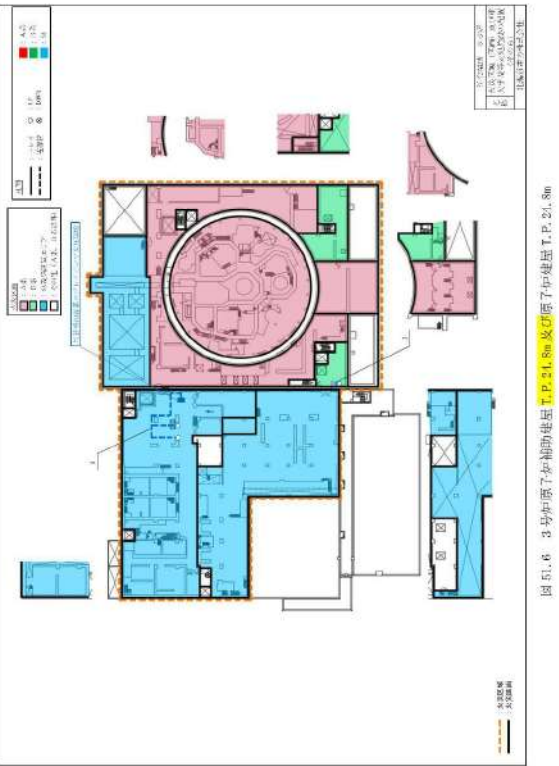
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図61.5 3号炉原子炉建屋 T.P.17.8m及び原子炉建屋 T.P.17.5m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

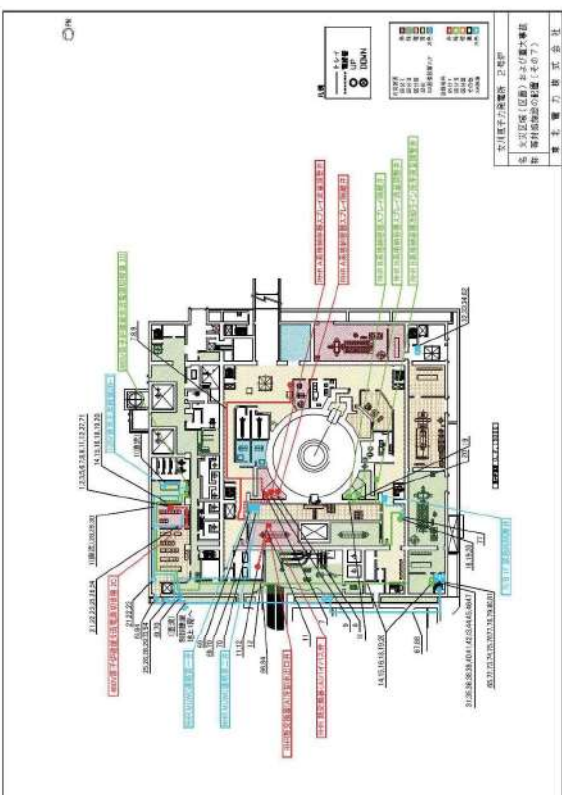
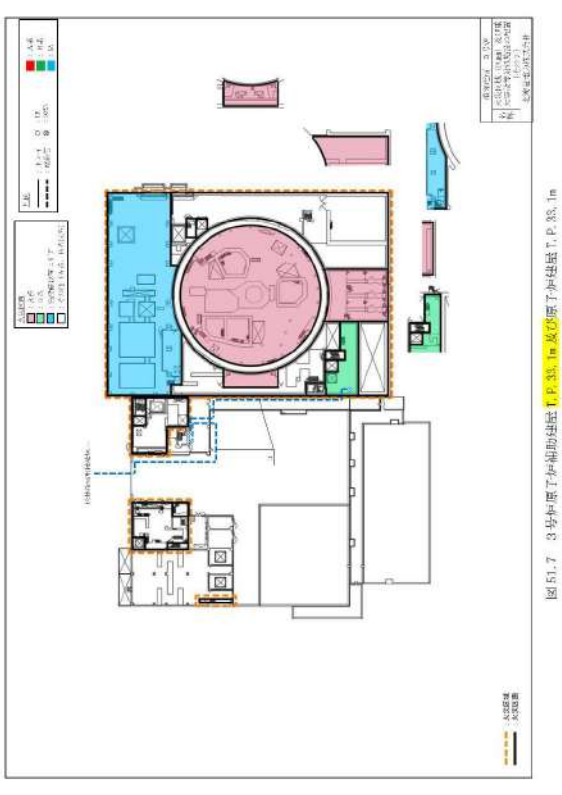
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 51-6 3号炉原子炉補助建屋 第 P.21.8a 及び P.21.8b 及び P.21.8c</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

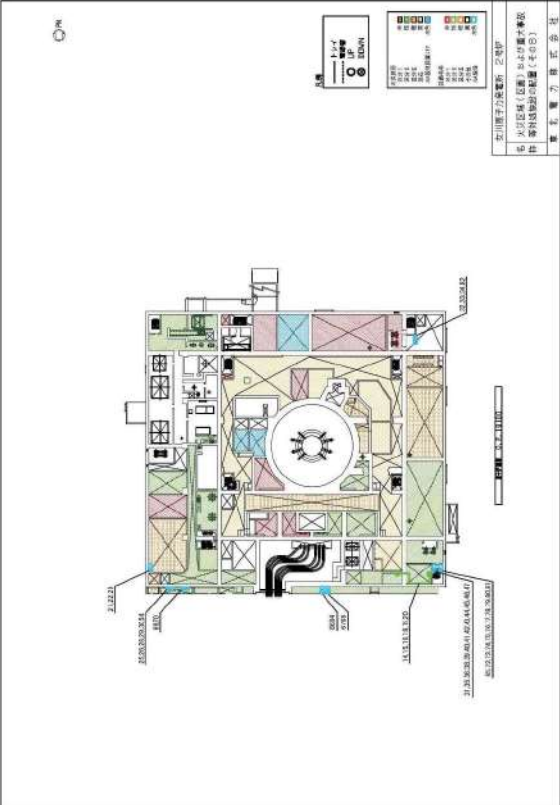
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図51.7 3号炉原子炉建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.83.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

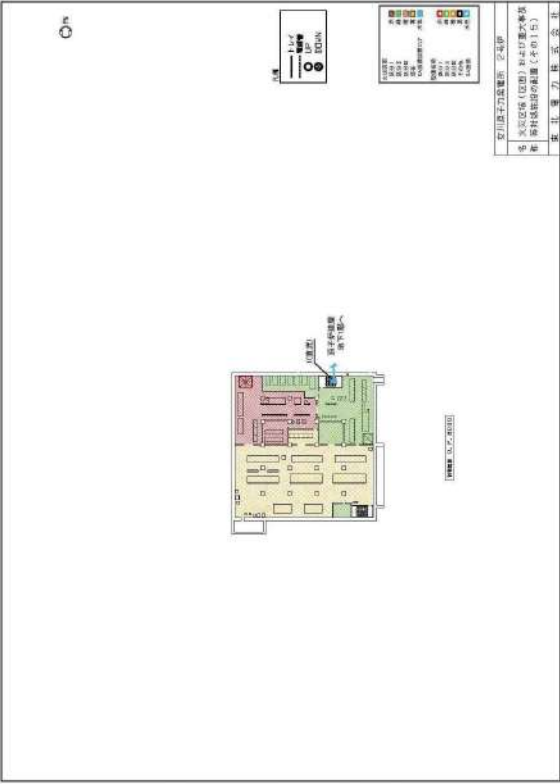
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

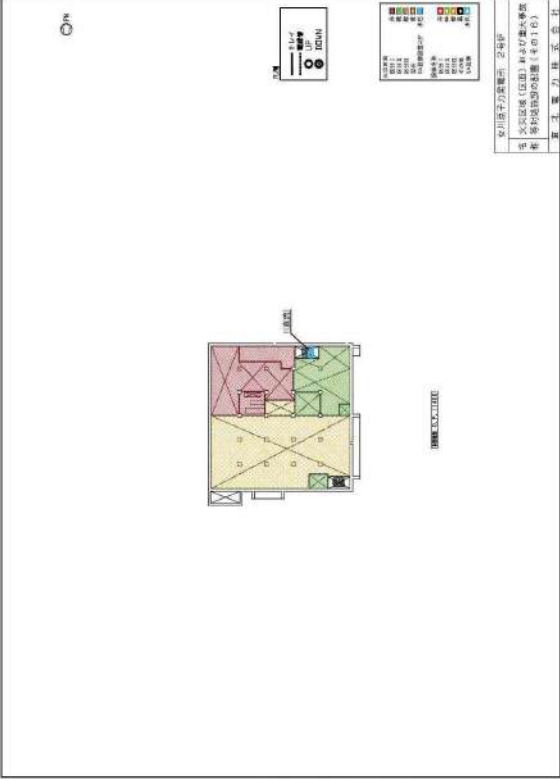
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 962 1079 981">図51-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

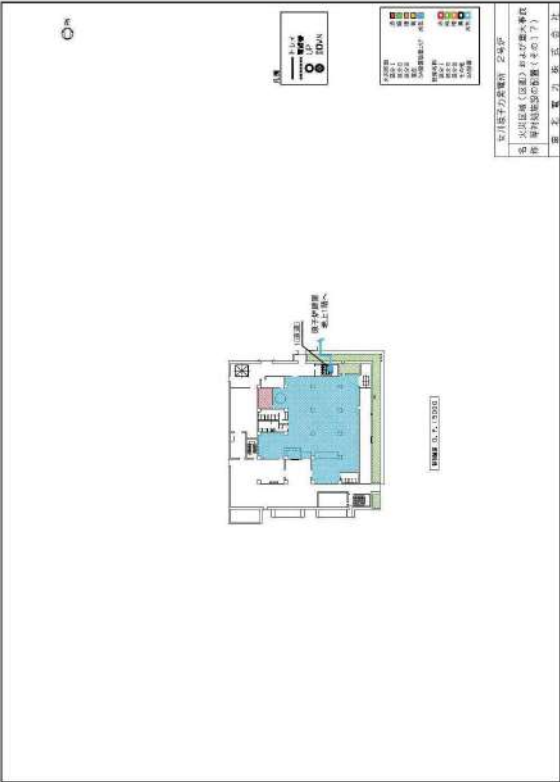
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 61-11 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

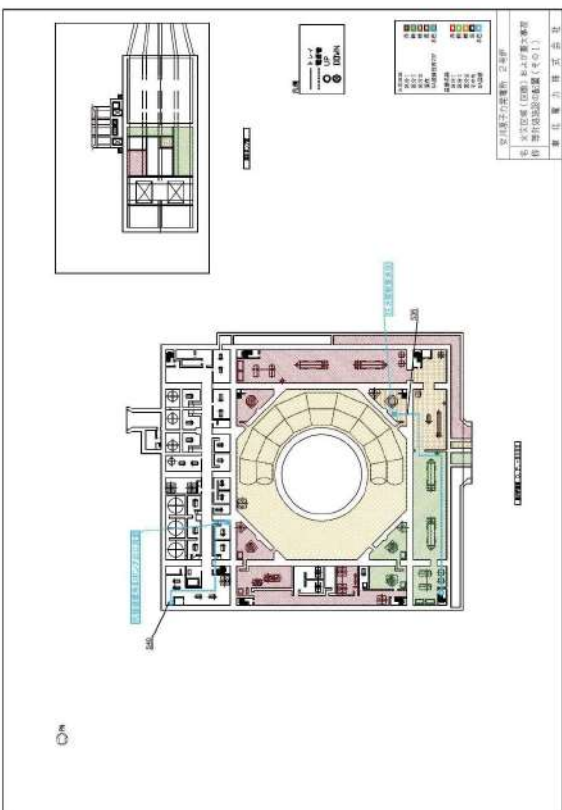
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉新設建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

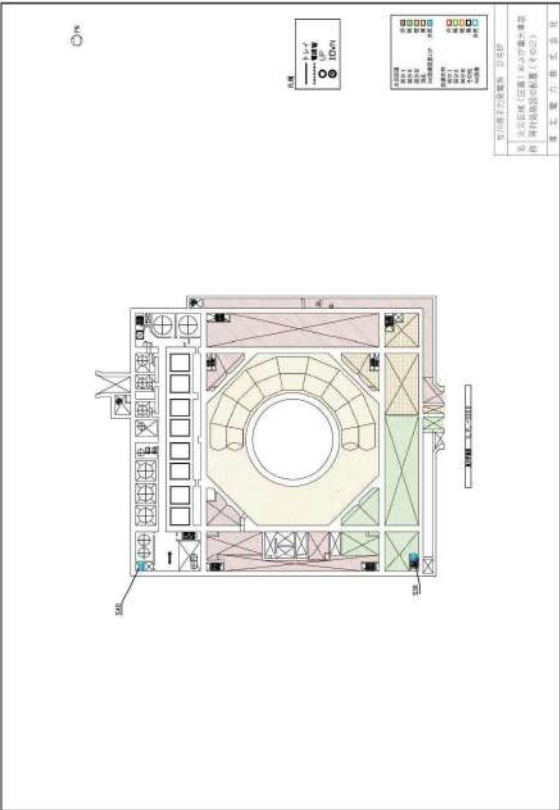
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

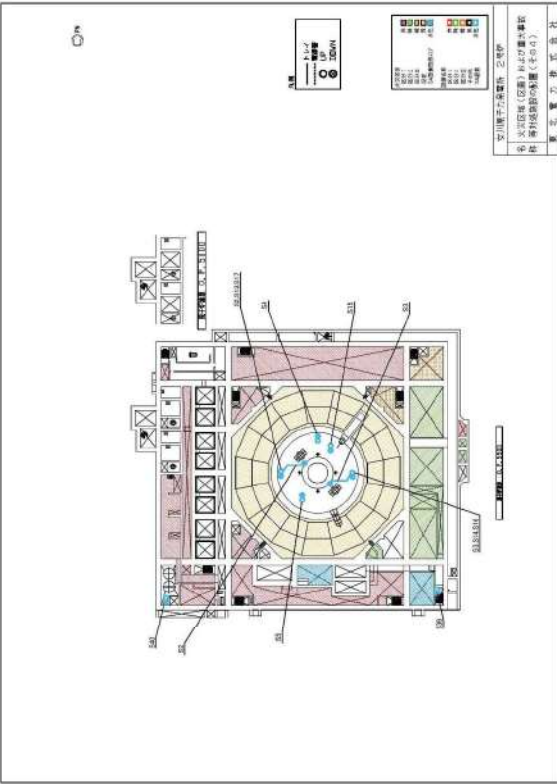
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図51-15 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

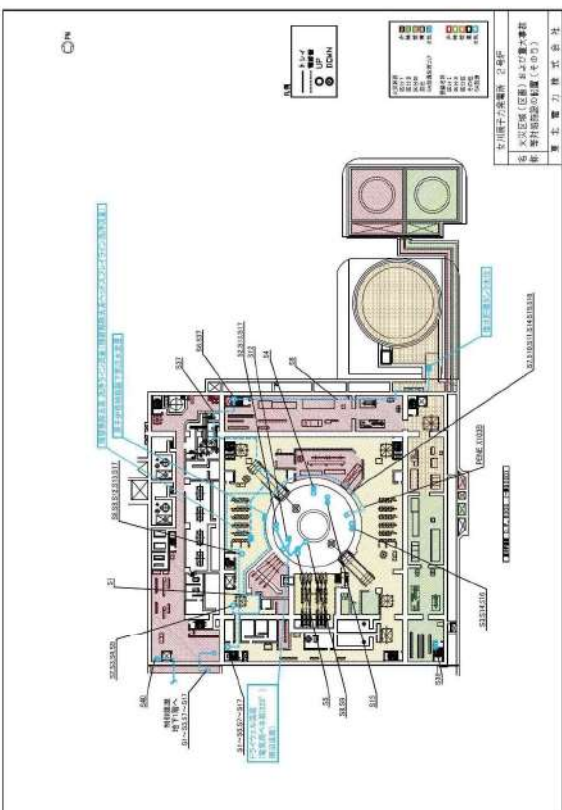
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 963 1093 983">図 51-16 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

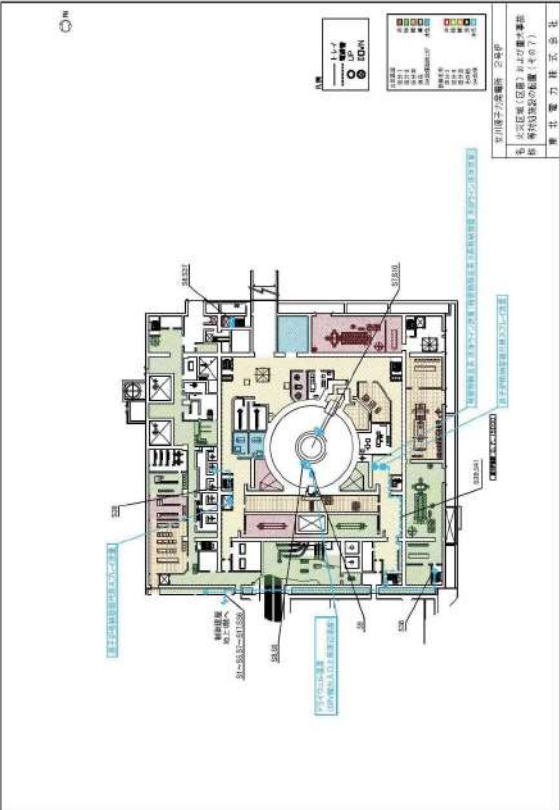
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

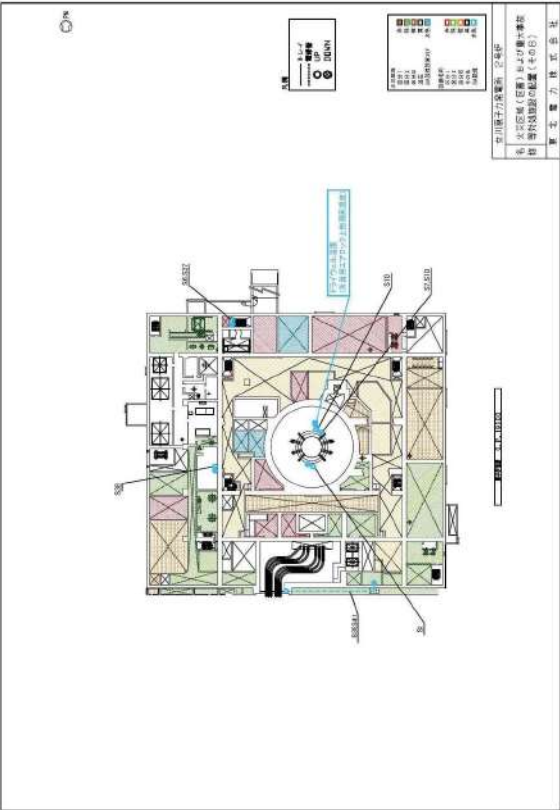
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

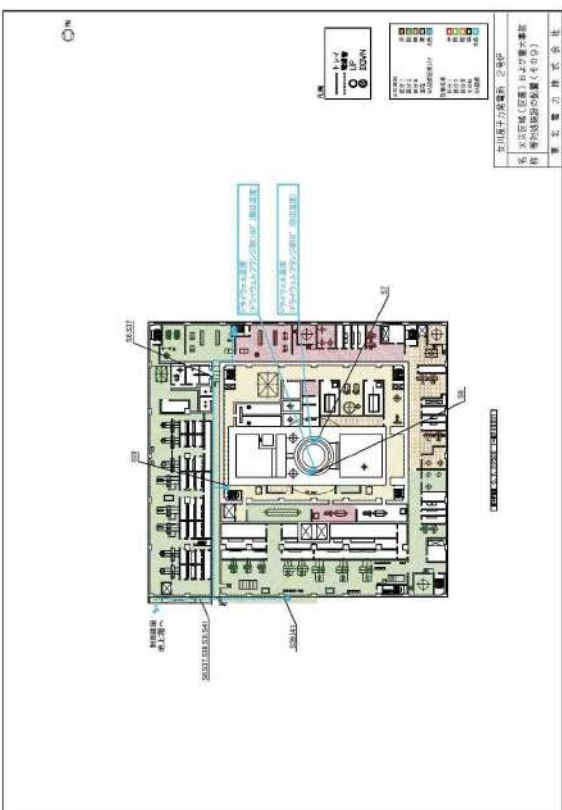
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

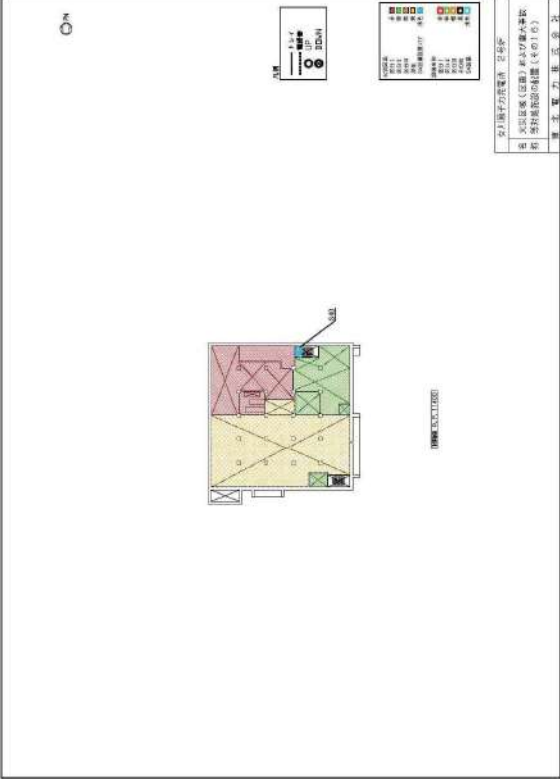
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-22 2号炉制御棟屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

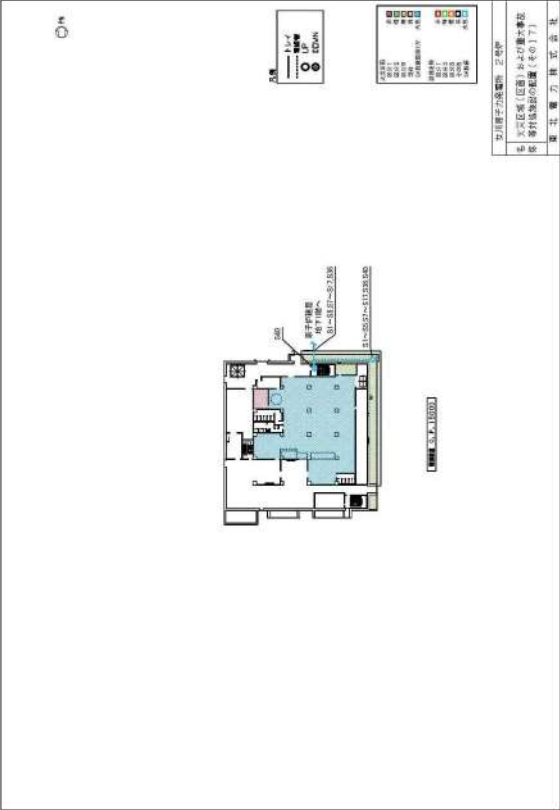
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-23 2号炉副制御棟 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

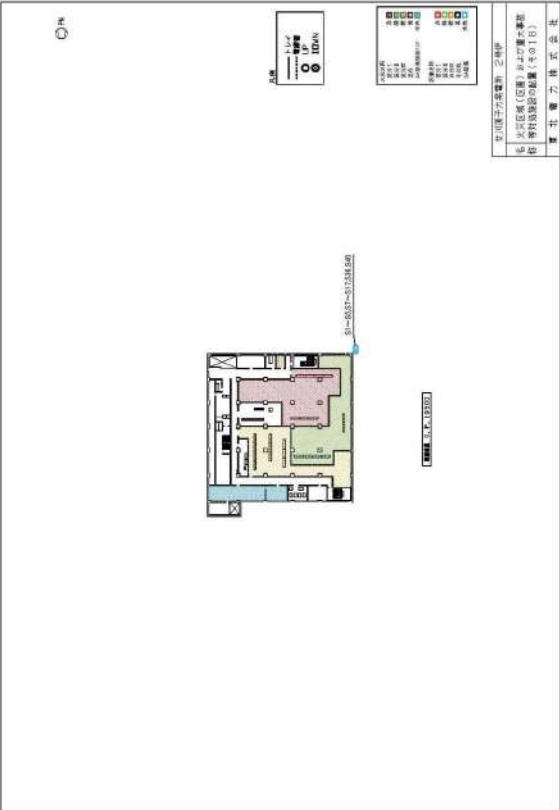
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

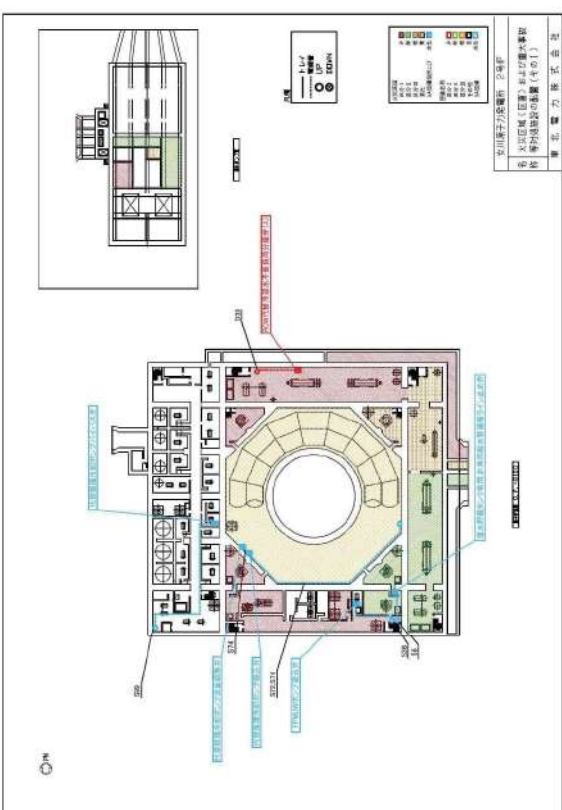
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1007">図51-26 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1010 1223 1031">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

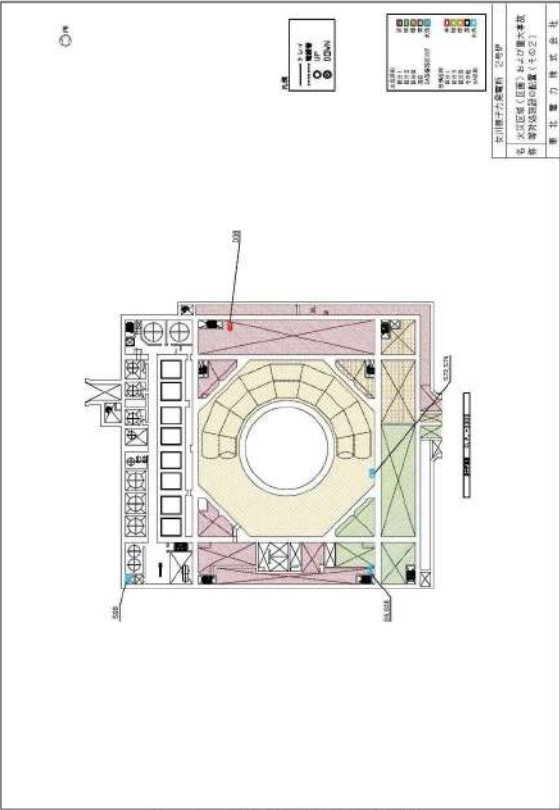
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

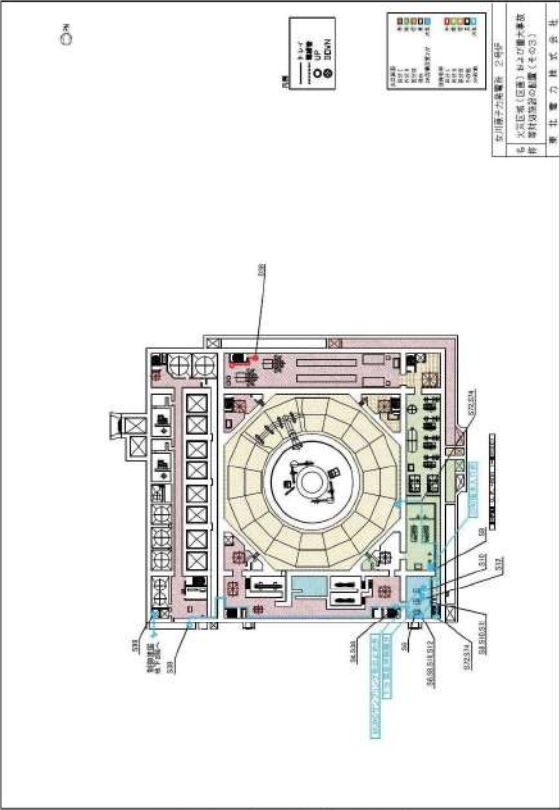
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 989 1086 1008">図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

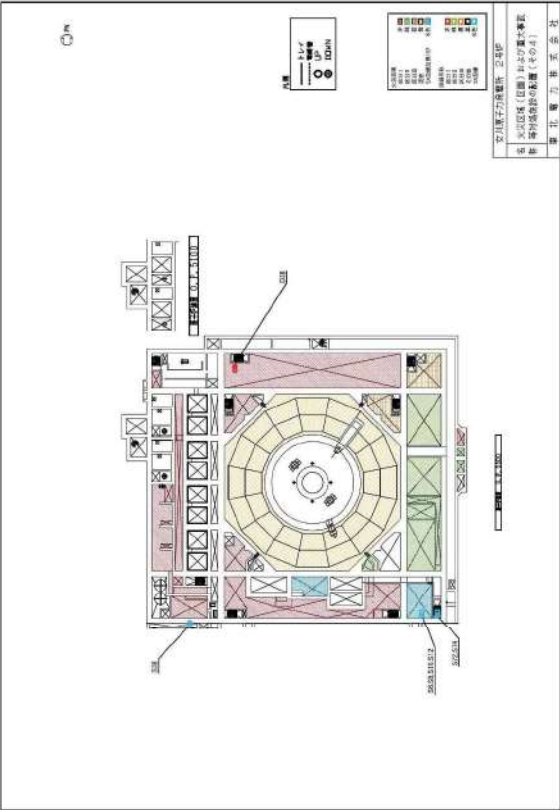
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-29 2号炉原子力建屋 地下2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

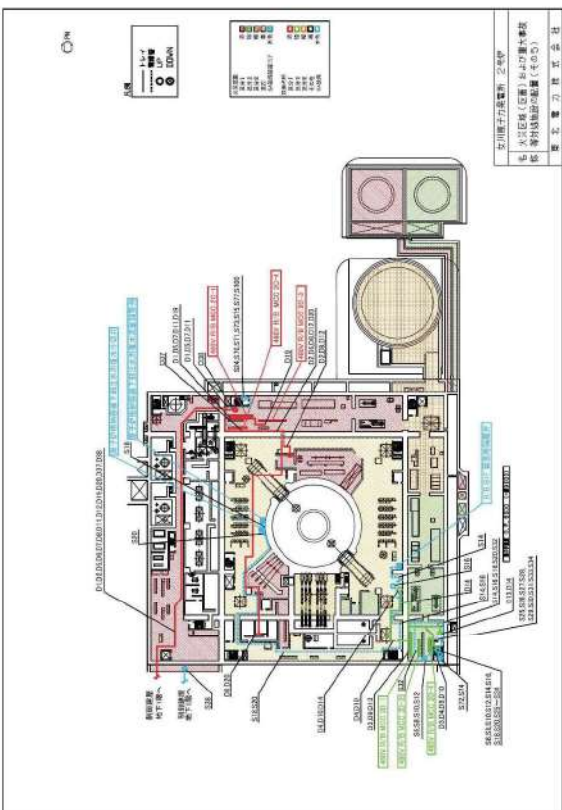
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

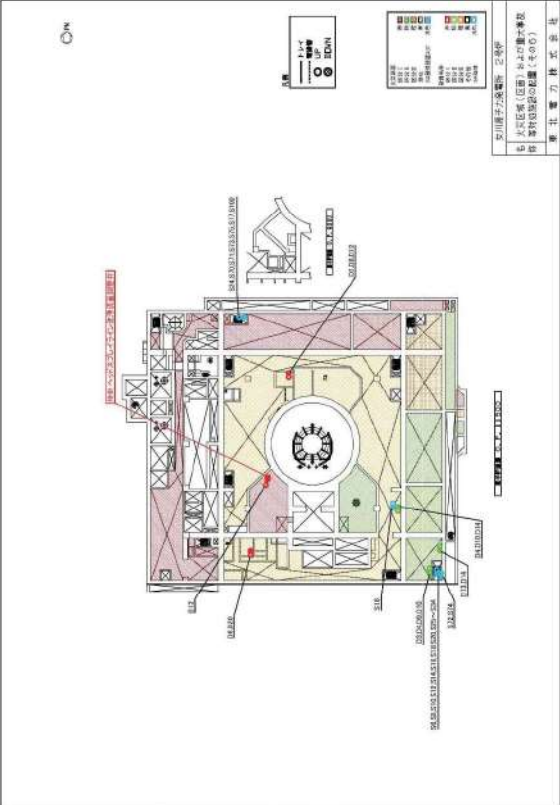
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

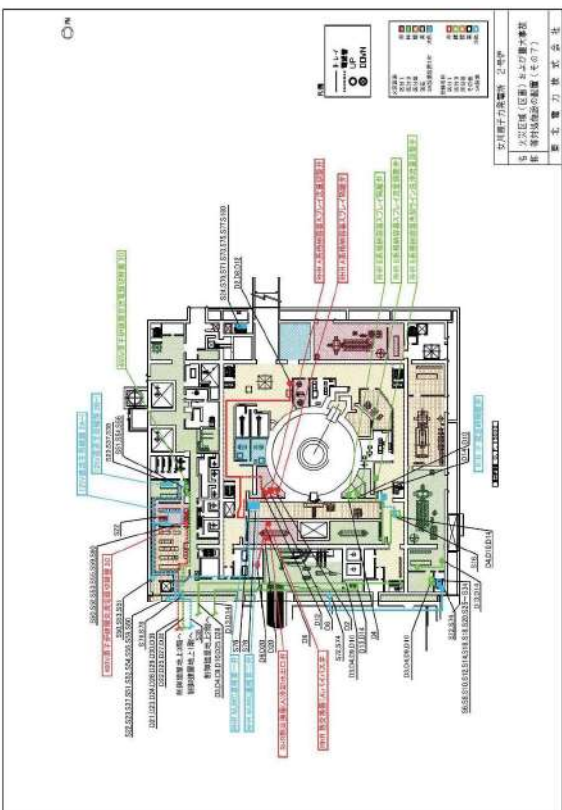
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

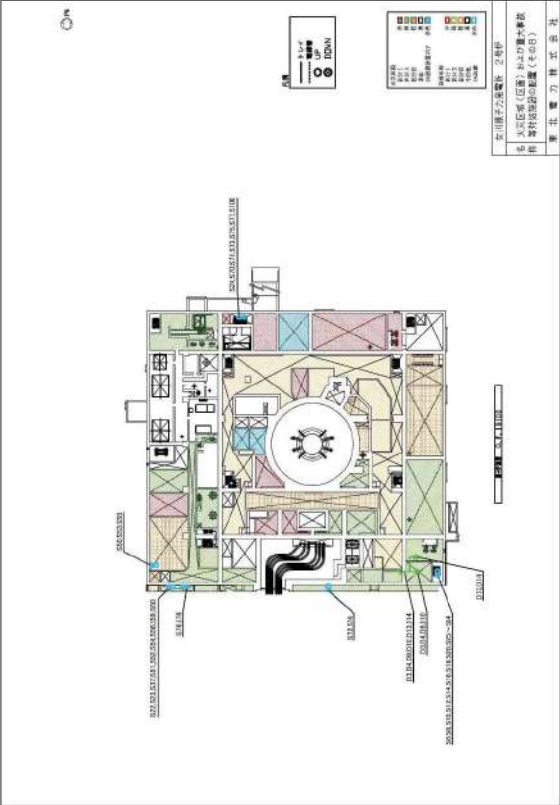
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

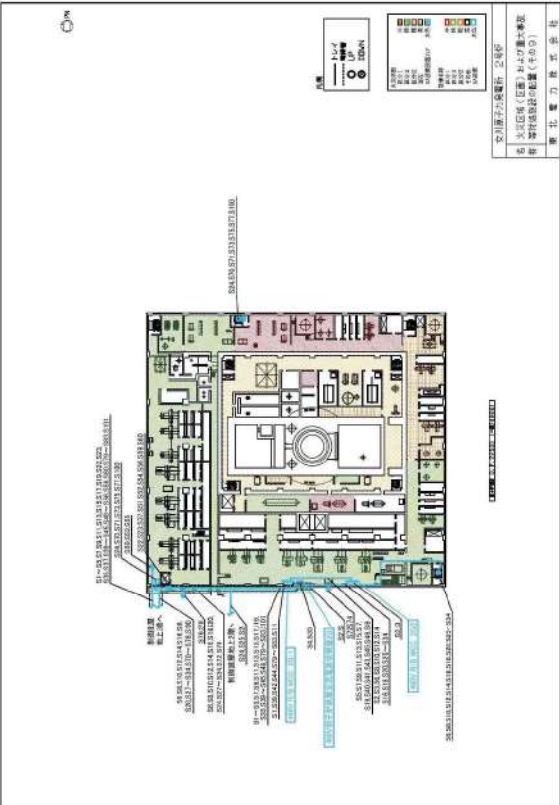
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 986 1086 1005">図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

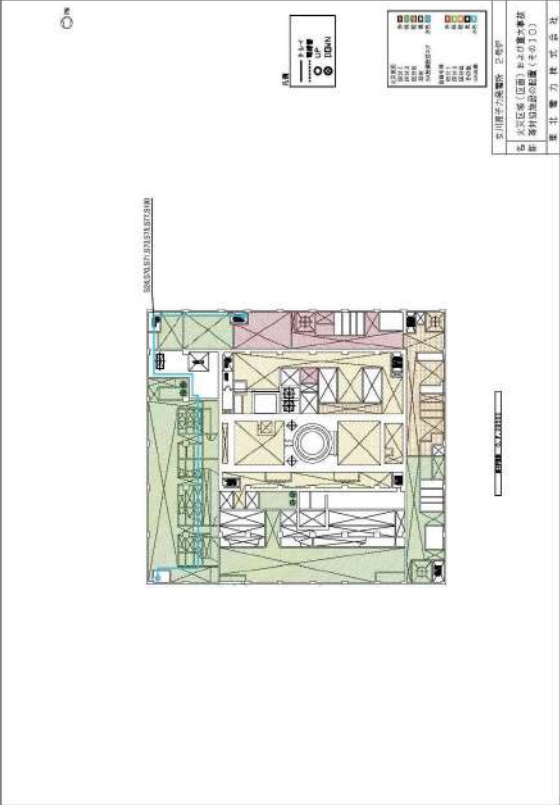
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

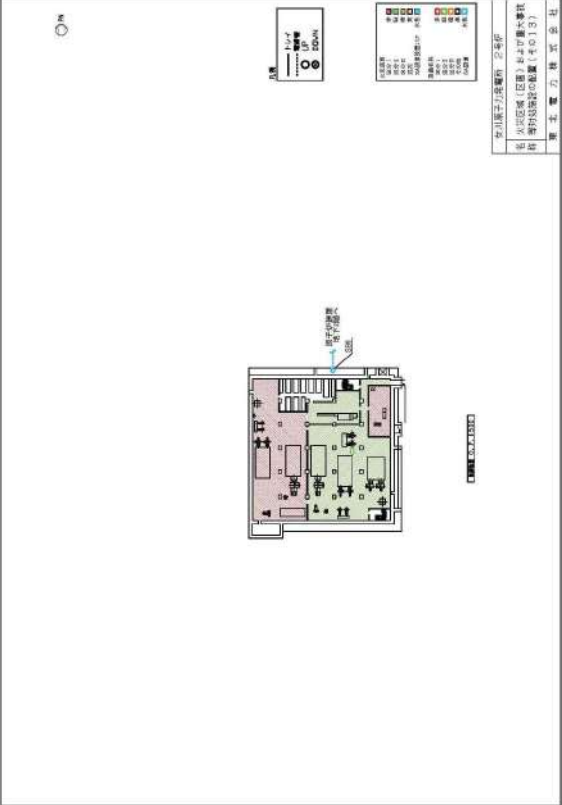
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

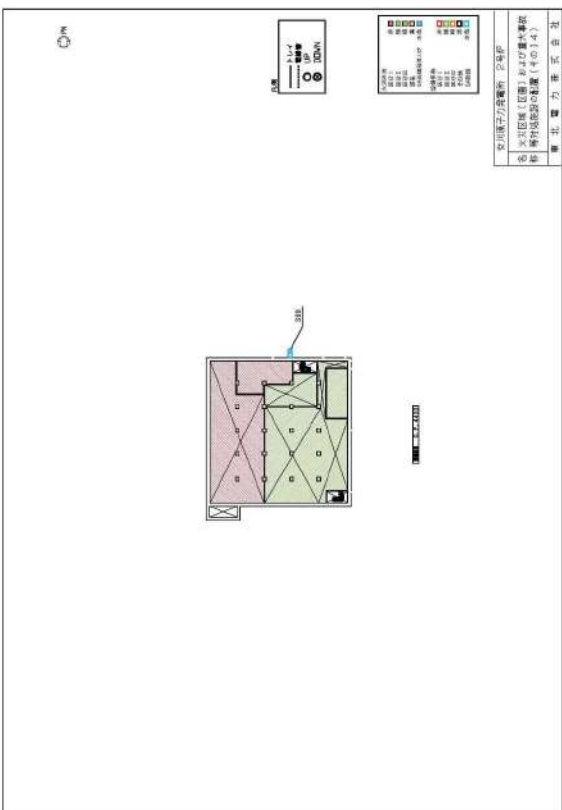
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 986 1077 1007">図51-37 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-38 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

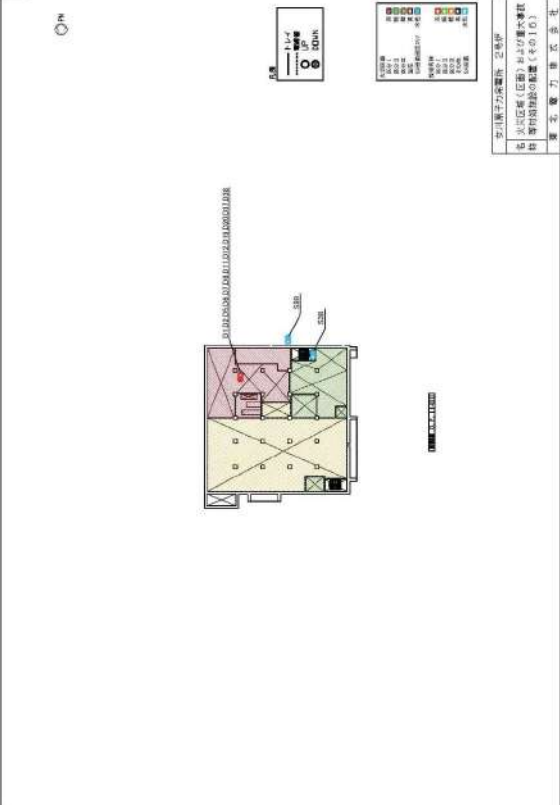
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 991 1075 1007">図51-39 2号伊弉册御建屋 地下1階</p> <p data-bbox="898 1011 1223 1027">作図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 193">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

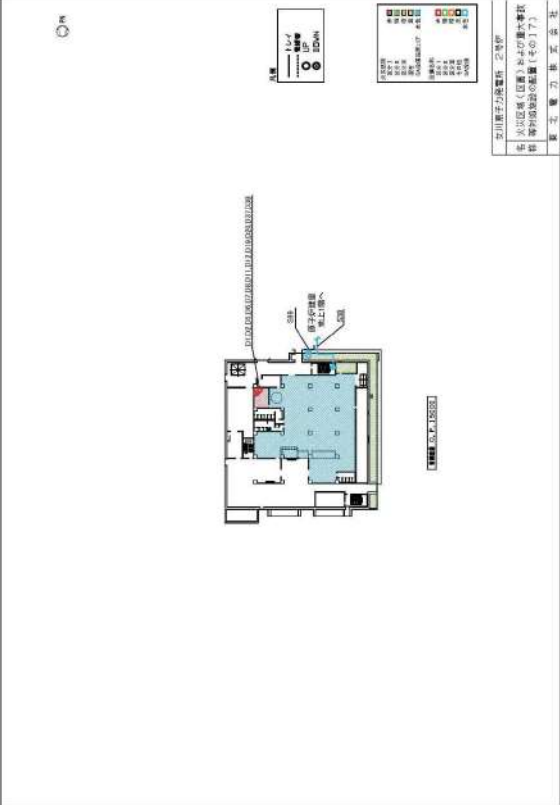
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40. 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

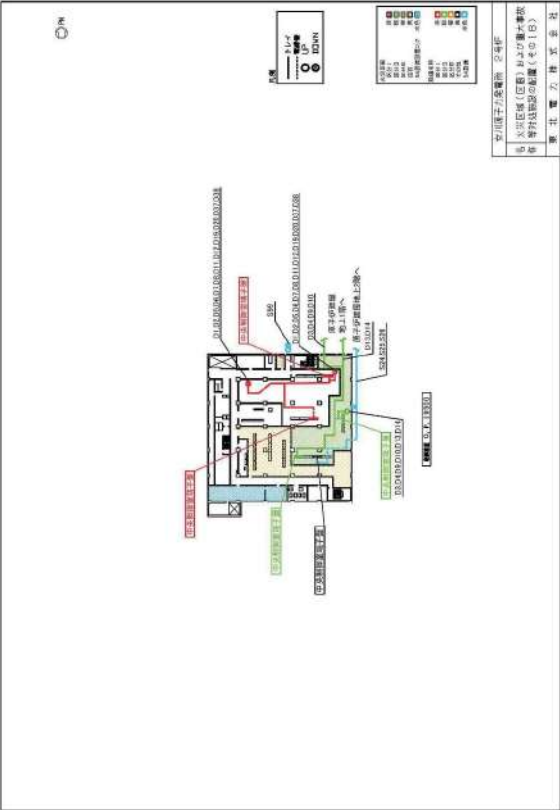
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-41 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

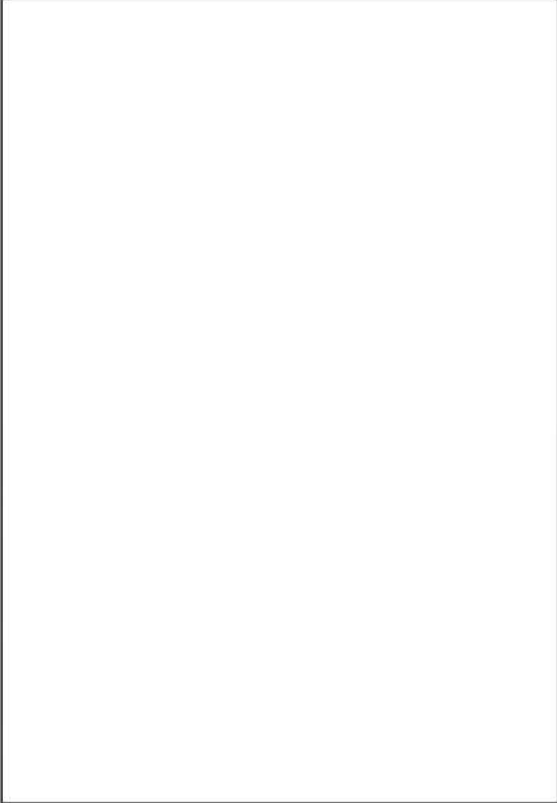
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-42 2号炉制御柱屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

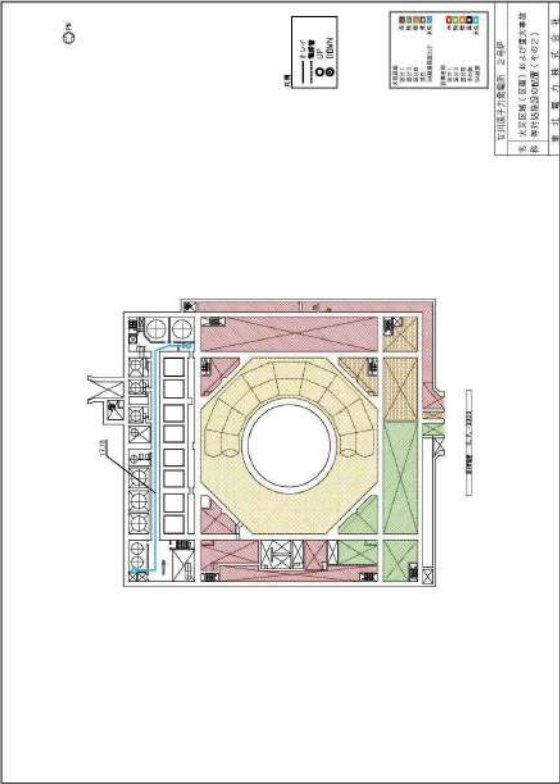
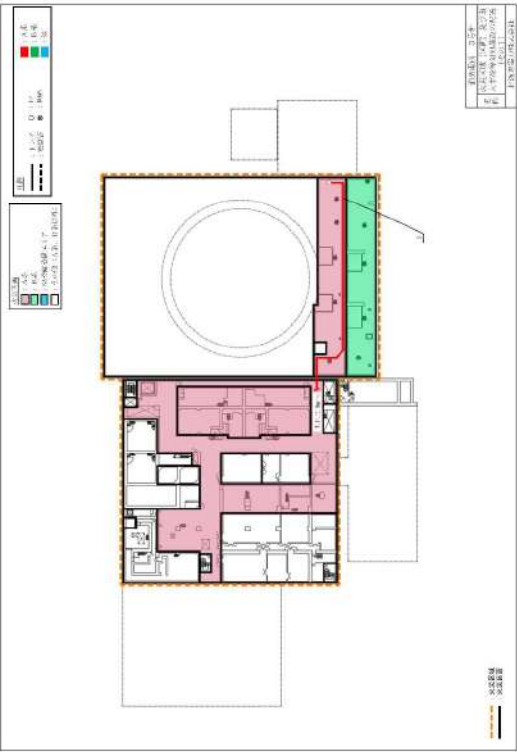
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="824 986 1075 1005">図51-43 2号炉副建建屋 地上3階</p> <p data-bbox="898 1008 1223 1027">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1845 146 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 175 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

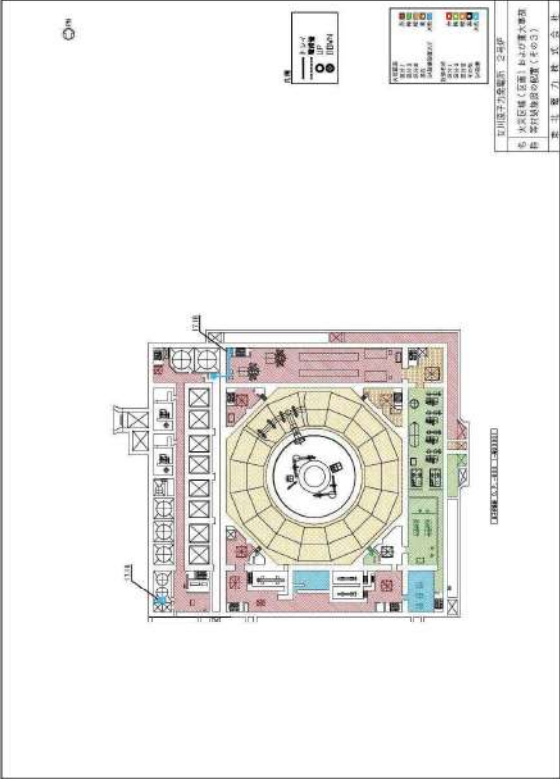
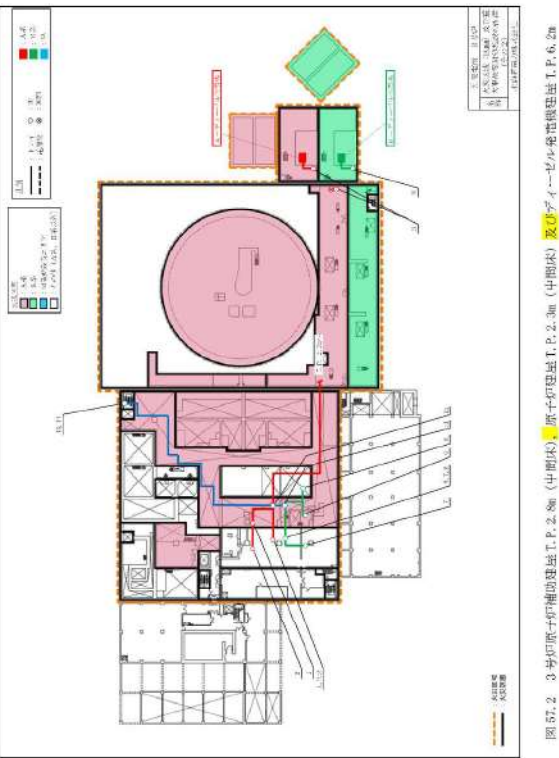
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57.1 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.3m 及び原子炉建屋 T.F.2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

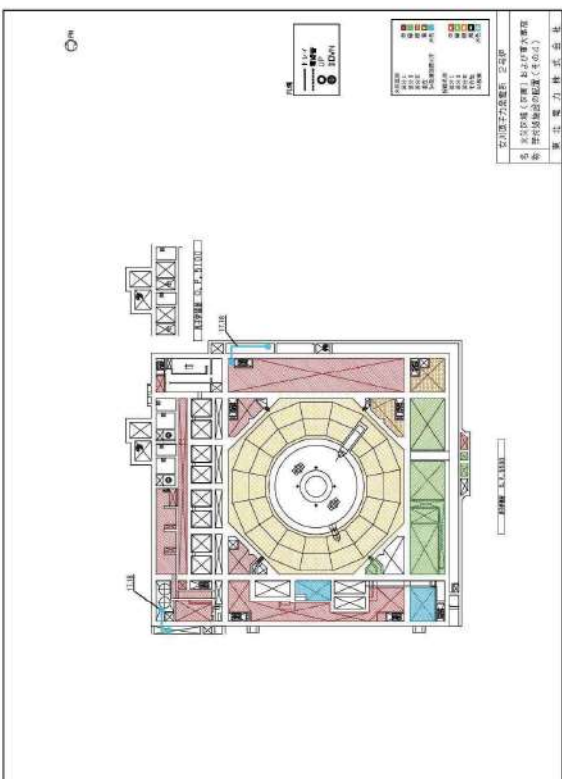
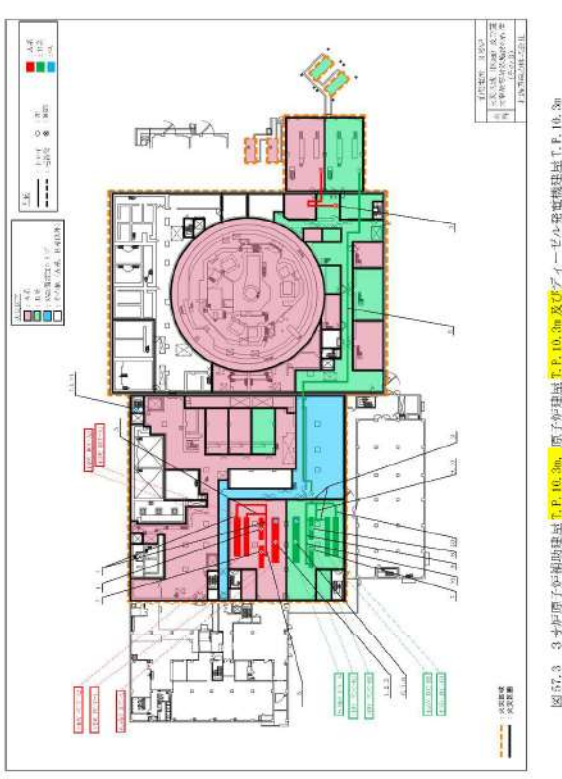
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図 67.2 3号炉原子炉補助建屋 T.P.2.8m (中間床) 及びアイゼンセル発電機建屋 T.P.6.2m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 57.3 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3a及びアイゼル配電機屋 T.P.10.3b</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

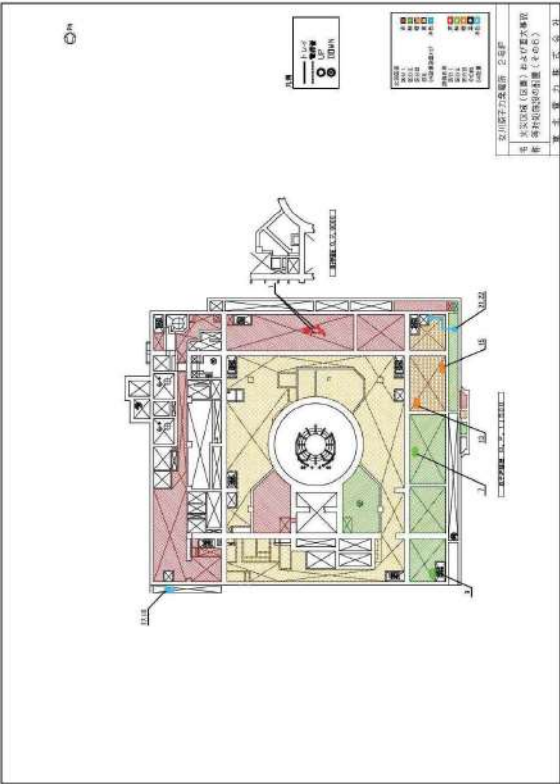
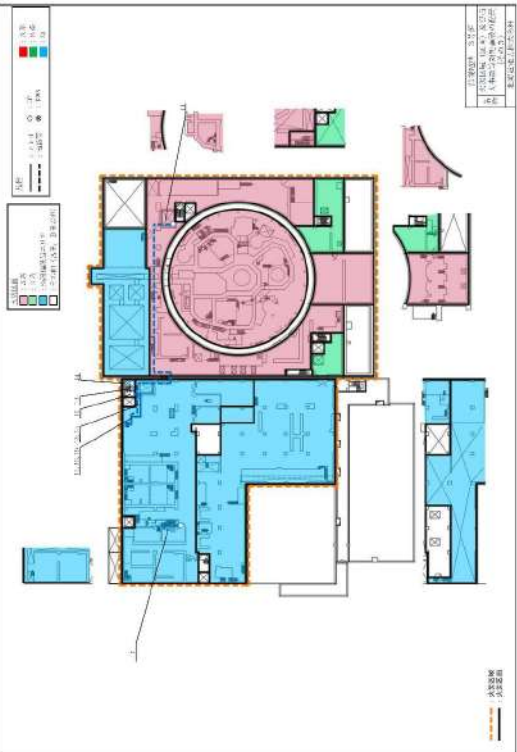
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4 2号炉原子炉棟重 地下1階</p>	<p>図 57.4 3号炉原子炉補助建屋 T.P.17.8h 及びディーゼル発電機建屋 T.P.18.8h</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

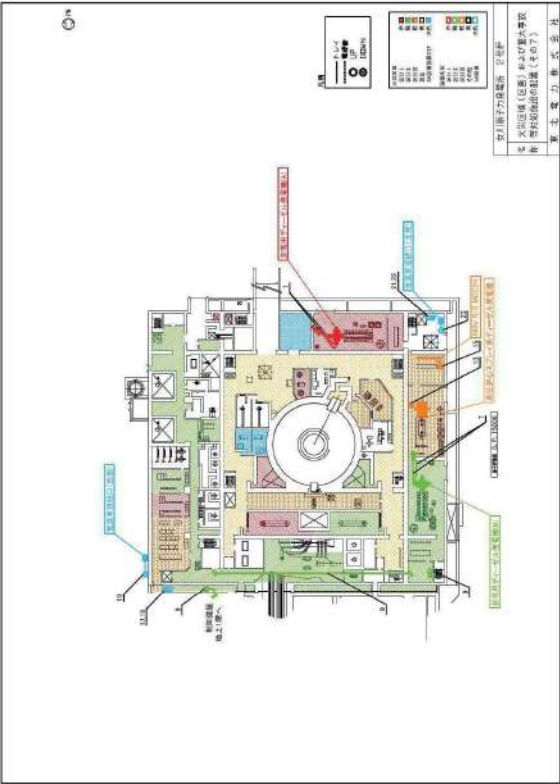
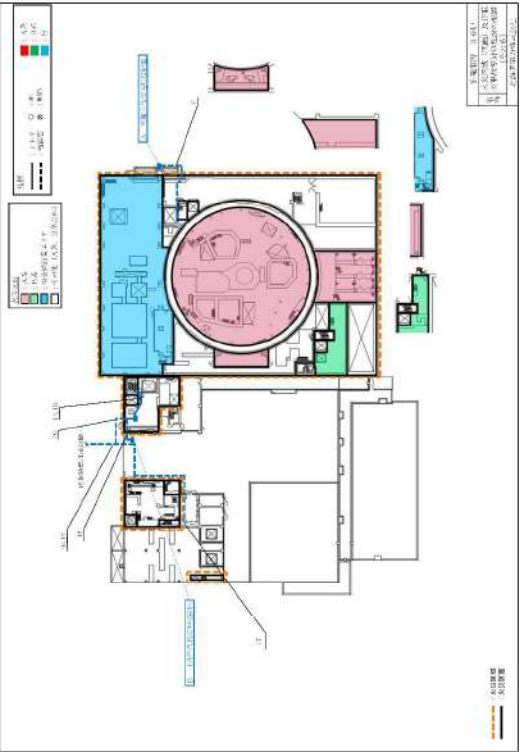
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.5 3号炉原子炉補助建屋 第21.8m 及び第2号炉原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

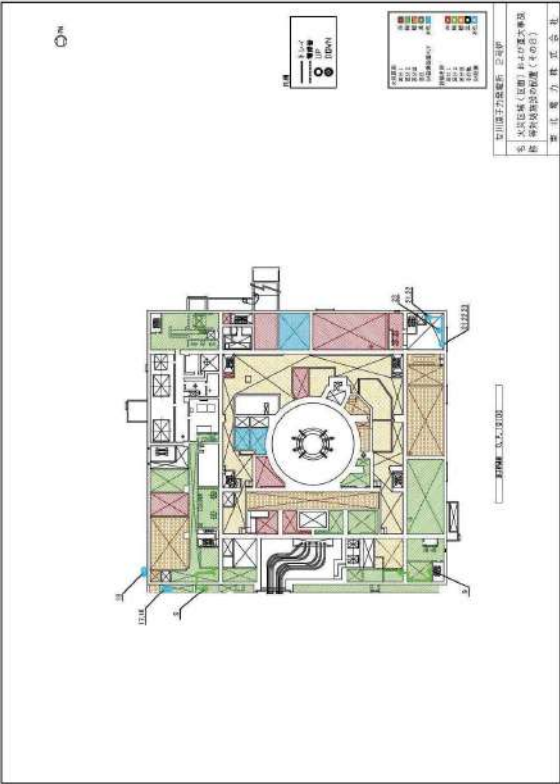
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 57.6 3号炉原子炉補助建屋 T.0.33.0m 必要部分 原子炉 T.0.33.0m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

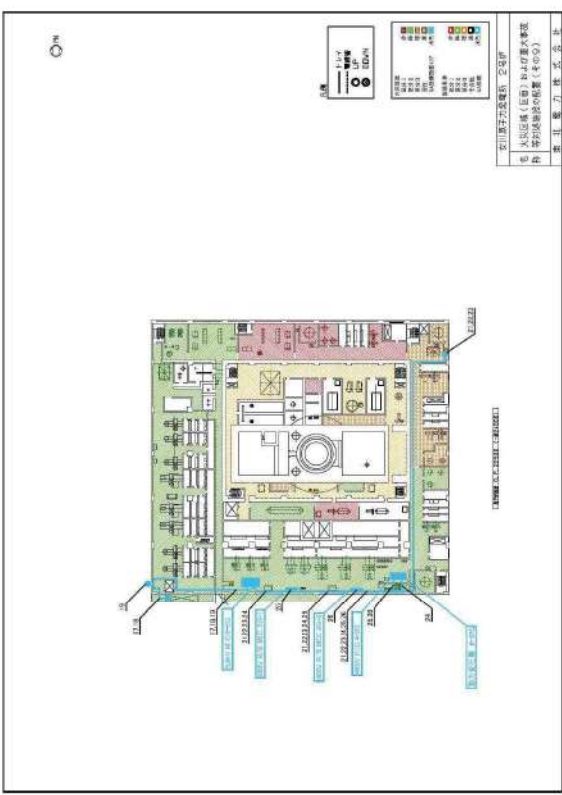
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="831 962 1088 979">図57-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 162">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

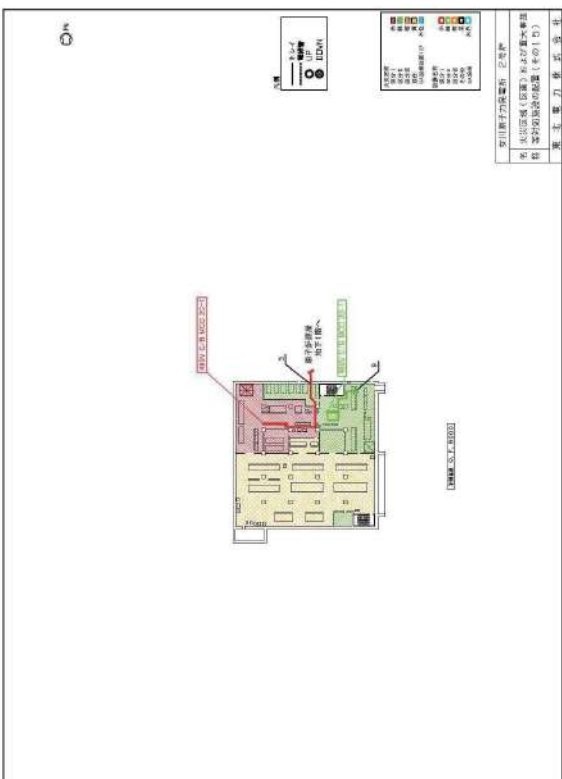
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

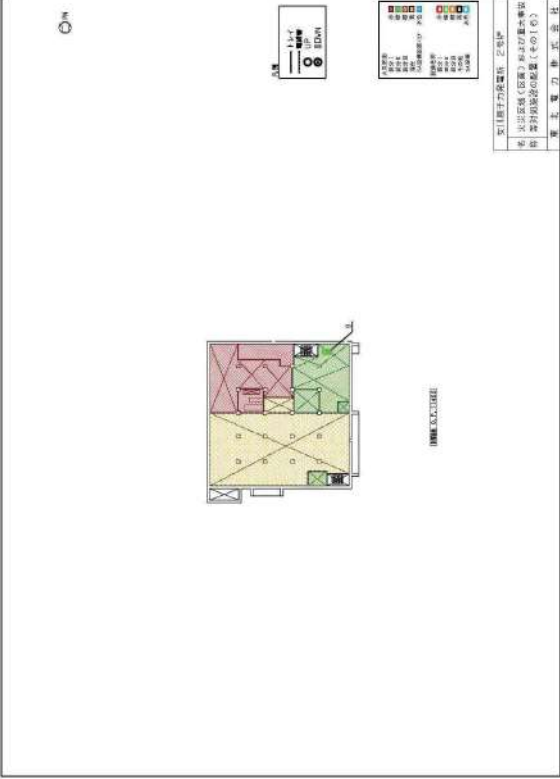
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9 2号炉建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="840 957 1086 981">図 57-11 2号炉制御建屋 池上1階</p>		<p data-bbox="1848 140 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1982 199">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 系統概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統 (A、B) を有し、系統構成は下図のとおりである。</p> 	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組 (125V蓄電池2A、2B及び2H) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、250V 1系統 (約6,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>10.1 概要</p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計装用インバータ (無停電電源装置) 等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池 (非常用) は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組 (A蓄電池及びB蓄電池) 設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池 (非常用) と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池 (常用) を設けている。蓄電池 (常用) は、約130V 2系統2組 (1組当たり約2,000Ah) を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池 (非常用) は、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称・記載表現の相違 ・女川：分電盤⇔泊：直流コントロールセンタ</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の計測制御系統施設は計装用インバータ (無停電電源装置) の負荷である</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池</p> <p>【女川】 設備の相違 ・蓄電池 (常用) の仕様及び負荷の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇔泊：可搬型代替電源車</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

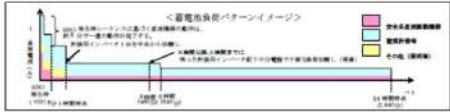
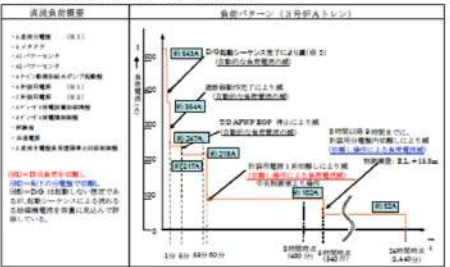
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="784 335 1176 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途 項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 (区分Ⅰ)</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (区分Ⅱ)</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (区分Ⅲ)</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 電池</th> </tr> <tr> <th>125V蓄電池2A</th> <th>125V蓄電池2B</th> <th>125V蓄電池2A</th> <th>125V蓄電池2B</th> <th>125V蓄電池2H</th> <th>125V蓄電池2H</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池電圧容量</td> <td>125V 約8,000Ah</td> <td>125V 約6,000Ah</td> <td>125V 約8,000Ah</td> <td>125V 約6,000Ah</td> <td>125V 約400Ah</td> <td>125V 約400Ah</td> <td>125V 約2,000Ah</td> <td>250V 約6,000Ah</td> </tr> <tr> <td>充電器台数</td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)</td> <td></td> <td>1 (125V蓄電池2H用)</td> <td></td> <td>1 (125V代替蓄電池用)</td> <td>1 (250V蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	用途 項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 (区分Ⅰ)		設計基準事故対処設備 (区分Ⅱ)		設計基準事故対処設備 (区分Ⅲ)		重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 電池		125V蓄電池2A	125V蓄電池2B	125V蓄電池2A	125V蓄電池2B	125V蓄電池2H	125V蓄電池2H	125V代替蓄電池	250V蓄電池	蓄電池電圧容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah	充電器台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)		1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)		浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <p>表 57.10.1 非常用直流電源設備の主要機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="1366 335 1691 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途 項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池</th> </tr> <tr> <th>A蓄電池</th> <th>B蓄電池</th> <th>A蓄電池</th> <th>B蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池電圧容量</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah</td> <td>約130V 約2,400Ah×2組</td> </tr> <tr> <td>充電器台数</td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)</td> <td></td> <td>1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)</td> <td>2 (後備蓄電池用)</td> </tr> <tr> <td>充電方式</td> <td>浮動 (常時)</td> <td></td> <td>浮動 (常時)</td> <td>浮動 (常時)</td> </tr> </tbody> </table>	用途 項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池		A蓄電池	B蓄電池	A蓄電池	B蓄電池	蓄電池電圧容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah×2組	充電器台数	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)		1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)	2 (後備蓄電池用)	充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)	<p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇨泊：使用済燃料ピット</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</p>
用途 項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用 (区分Ⅰ)		設計基準事故対処設備 (区分Ⅱ)		設計基準事故対処設備 (区分Ⅲ)		重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 電池																																																																
	125V蓄電池2A	125V蓄電池2B	125V蓄電池2A	125V蓄電池2B	125V蓄電池2H	125V蓄電池2H	125V代替蓄電池	250V蓄電池																																																															
蓄電池電圧容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	125V 約400Ah	125V 約2,000Ah	250V 約6,000Ah																																																															
充電器台数	1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2A用) 1 (125V蓄電池2B用)		1 (125V蓄電池2H用)		1 (125V代替蓄電池用)	1 (250V蓄電池用)																																																															
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)		浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)																																																															
用途 項目	設計基準事故対処設備 (参考) 重大事故等対処設備兼用		重大事故等対処設備 (参考) 重大事故等対処設備 後備蓄電池																																																																				
	A蓄電池	B蓄電池	A蓄電池	B蓄電池																																																																			
蓄電池電圧容量	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah×2組																																																																			
充電器台数	1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)		1 (A蓄電池用) 1 (B蓄電池用)	2 (後備蓄電池用)																																																																			
充電方式	浮動 (常時)		浮動 (常時)	浮動 (常時)																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-1 非常用直流電源設備 単線結線図</p>	<p>図 57-10-1 高圧電源設備 単線結線図</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. SA時要求に対する設計方針 (容量根拠概要)</p> <p>SA時 (長期全交流動力電源喪失時) は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてSA時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。</p>  <p>(参考) 容量根拠詳細例 (大飯3号炉A系統 (例))</p> 	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備 (制御電源含む) に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用する125V蓄電池2Aは原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサブプレッションチェンバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所であるRCICタービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備 (交流動力電源復旧後用いる設備は除く。)</p> <p>2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>2.3 全交流動力電源喪失</p>	<p>10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について</p> <p>全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備 (制御電源含む) に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要のないものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。</p> <p>参考：重大事故等対処設備として兼用するA蓄電池及びB蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が8時間を超えて24時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から24時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。</p> <p>全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。</p> <p>(1) 選定の対象となる直流設備</p> <p>a. 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備</p> <p>(b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備</p> <p>b. 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。</p> <p>(a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備 (交流動力電源復旧後用いる設備は除く。)</p> <p>7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.1.2 全交流動力電源喪失</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 項目名称の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池) ・女川：125V蓄電池2A⇔泊：A蓄電池 ・女川：125V蓄電池2B⇔泊：B蓄電池 【女川】 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失 (長期T B)</p> <p>2.3.2 全交流動力電源喪失 (T B U)</p> <p>2.3.3 全交流動力電源喪失 (T B D)</p> <p>2.3.4 全交流動力電源喪失 (T B P)</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>2.4.1 取水機能が喪失した場合</p> <p>2.6 L O C A時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故</p> <p>3.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合</p> <p>3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合</p> <p>3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>5.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、区分Ⅰ～Ⅲの各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプレイスディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路(表57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故</p> <p>7.2.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)</p> <p>7.2.1.1 格納容器過圧破損</p> <p>7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故</p> <p>7.4.2 全交流動力電源喪失</p> <p>(b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定</p> <p>a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 外部電源喪失から1分まで</p> <p>外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池 (非常用) から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備 (タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁) (表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機⇔泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に15分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される全ての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続される全ての負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p>	<p>b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池(非常用)からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：補助給水設備(タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ)(表57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合(全交流動力電源喪失)を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に55分間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。)</p> <p>(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続されるすべての負荷に1時間電源供給を行う設計とする。</p> <p>直流設備：蓄電池に接続されるすべての負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト/モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)、可搬型モニタ</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 供給時間の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇄泊：代替非常用発電機</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。区分Ⅲの蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷^{*2} (原子炉保護系, 平均出力領域モニタ, 起動領域モニタ, 制御棒位置等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>直流照明^{*3}, 直流照明兼非常用照明^{*3}, 主蒸気逃がし安全弁, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉水位(広帯域)(燃料域), 原子炉圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力, 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力, 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W), 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C), 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量, 取水ピット水位計^{*3}, 無線連絡設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 衛星電話設備(固定)/ (携帯)^{*3}, 安全パラメータ表示システム(SPDS)^{*3} (表57-10-2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. 区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池(非常用)から電源供給を行わない。</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p>A系及びB系の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し^{*1}を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備(可搬型代替電源車)から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷(2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ(無停電電源装置)の負荷^{*2} (原子炉保護設備等) (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備: <u>地下水排水設備^{*3}, 津波監視カメラ^{*3}, 取水ピット水位計^{*3}, 水素検知器^{*3}, 循環水ポンプの自動停止インターロック^{*3}, 格納容器サンブ水位上昇率測定装置^{*3}, 補助給水ポンプ出口流量調節弁, 出力領域中性子束, 中間領域中性子束, 中性子源領域中性子束, 加圧器圧力^{*3}, 加圧器水位, 1次冷却材圧力(広域), 1次冷却材温度(広域-高温側), 1次冷却材温度(広域-低温側), 1次冷却材流量^{*3}, 主蒸気ライン圧力, 蒸気発生器水位(狭域), 蒸気発生器水位(広域), 格納容器内温度, 原子炉格納容器圧力, 補助給水流量, 補助給水ピット水位, ほう酸タンク水位, 格納容器再循環サンブ水位(広域), 格納容器再循環サンブ水位(狭域), 原子炉補機冷却水サージタンク水位, 燃料取替用水ピット水位, 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ), 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) (表57.10.2)</u> (下線部:建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. A系及びB系の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:電源車⇔泊:可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:無停電電源装置⇔泊:計装用インバータ(無停電電源装置) ・女川:原子炉保護系⇔泊:原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:区分Ⅰ, 区分Ⅱ⇔泊:A系, B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川:使用済燃料プール⇔泊:使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換フロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウエル圧力、サブプレッションプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離した後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ビット水位計、無線連絡設備 (固定) / (携帯)、衛星電話設備 (固定) / (携帯) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>規則第57条電源設備 解釈第1項b) を考慮し、中央制御室又は中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行うため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリーを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁はATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプル水位 (広域)、格納容器再循環サンプル水位 (狭域)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離して問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ビット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプル水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇄泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57-10-3、表57-10-4) については、区分Ⅰ及び区分Ⅱの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系 (直流駆動低圧注水系ポンプ)、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器フィルタベント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量)、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉圧力 (S A)、原子炉水位 (広帯域) (燃料域)、原子炉水位 (S A広帯域) (S A燃料域)、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)、残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウエル温度、圧力抑制室内空気温度、サブプレッションプール水温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位、格納容器内水素濃度 (D/W)、格納容器内水素濃度 (S/C)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W)、格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ベント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度 (表57-10-2)</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から電源供給できない場合 (全交流動力電源喪失) を考慮し、(1) b項で選定した設備 (表57.10.3、表57.10.4) については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)、使用済燃料ビット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位 (狭域)、蒸気発生器水位 (広域)、補助給水ビット水位、1次冷却材温度 (広域-高温側)、1次冷却材温度 (広域-低温側)、1次冷却材圧力 (広域)、加圧器水位、燃料取替用ホビット水位、格納容器再循環サンプ水位 (広域)、格納容器再循環サンプ水位 (狭域)、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)、格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)、原子炉容器水位、格納容器圧力 (AM用)、原子炉補機冷却水サージタンク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位 (表57.10.2)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇔泊：代替非常用発電機 ・女川：区分Ⅰ、区分Ⅱ⇔泊：A系、B系</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>タービン系制御等の一部制御系についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>タービン系制御</u> (表 57-10-2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備</p> <p>蒸気タービン保安装置等の一部設備についても、蓄電池 (非常用) から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<u>蒸気タービン保安装置等</u> (表 57.10.2) (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電対象設備の相違 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-10-2 非常用直流電源設備から電源供給する設備						
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8 燃料 #9 燃料 #10 警告時間
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
4条	地震による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
9条	津波による機器の防止	有	9-1	津波警報カマ	DB	交直流電源用母線に使用
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-2	外の林を監視する設備+1 (取水ポンプ水位計)	DB	24時間 24時間
7条	非常用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	第24条(原子炉制御室等)で抽出した設計により要求を行う
8条	火災による機器の防止	有	8-1 8-2	外郭検知器 (4-1と同一) 火災防煙対策設備+2 (4-1と同一)	DB DB	交直流電源用母線に使用 専用電源から供給
9条	洪水による機器の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
10条	雷撃作の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
11条	安全設備機器等	有	11-1 11-2	風速風向 風速風向非正常用監視	DB DB	8時間 8時間 24時間 24時間
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の発生防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 燃料 #6 燃料 #7	要求時間	母線供給時間
3条	設計基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	D.赤48
4条	地震による機器の防止	有	4-1	地下水検水設備	DB	-	8時間	24時間
5条	津波による機器の防止	有	5-1 5-2	外の水位を監視する設備+1 (津波監視カマ)	DB DB	-	8時間 8時間	24時間 24時間
6条	外郭からの襲撃による機器の防止	有	5-3	潮位計	DB	-	8時間	24時間
7条	非常用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-
8条	洪水による機器の防止	有	8-1 8-2	外郭検知器 (4-1と同一) 水質防汚対策設備+2 (4-1と同一)	DB DB	-	8時間 8時間	24時間 24時間
9条	津波による機器の防止	有	9-1	船体センサーの自動停止インターロック	DB	-	8時間	24時間
10条	雷撃作の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-
11条	安全設備機器等	有	11-1 11-2	風速風向検出機 非常灯及び警報灯	DB DB	-	-	-
12条	安全施設	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-
13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の発生防止	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備 (電源が必要とする設備が要求されない)	機種	炉心 #8	格納 #9	蒸気 #10	基本 時間	運転可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
15条	炉心等	無	-			-	-	-	-	-
16条	燃料棒等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3 16-4 16-5 16-6 16-7 16-8	使用済燃料プール水位/濃度(ガイトハルス式)(34-2と同一) 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温 燃料プールライナドレス漏えい FFOH入口流量 蒸気交換用コア放射線モニタ 蒸気放熱エリア放射線モニタ 蒸気処理装置(放射線監視装置)モニタ	DB/ SA DB DB DB DB DB DB	-	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 1時間 1時間 1時間	-
17条	原子炉冷却材圧力パワングレダ	有	-	(電源が必要とする設備が要求されない)		-	-	-	-	-
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要とする設備が要求されない)	DB 配管	-	-	-	-	-
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3 19-4	原子炉心スプレイ系(49-3と同一) 原子炉心スプレイ系(47-3と同一) 降圧冷却装置(47-2.4.4.49-2と同一) 主蒸気凝縮器(49-1と同一)	DB DB DB DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間
20条	炉心材料の処分を補助する設備	無	20-1	炉心材料の処分を補助する設備	DB	-	-	-	-	-
21条	炉心材料の処分を補助する設備	無	21-1	炉心材料の処分を補助する設備	DB	-	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の概要	番号	電源供給する設備 (電源が必要とする設備が要求されない)	機種	炉心 #5	格納 #6	蒸気 #7	基本 時間	運転可能時間 A系#8 B系#9
14条	全交流動力電源喪失対策設備	有	-	(電源が必要とする設備が要求されない)		-	-	-	-	-
15条	炉心等	無	-			-	-	-	-	-
16条	燃料棒等の取扱施設及び貯蔵施設	有	16-1 16-2 16-3	使用済燃料プール水位 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温 燃料貯蔵プールライナドレス漏えい FFOH入口流量 蒸気交換用コア放射線モニタ 蒸気放熱エリア放射線モニタ 蒸気処理装置(放射線監視装置)モニタ	DB DB DB DB DB DB DB DB	-	-	-	交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用 交換電源復旧後に使用	
17条	原子炉冷却材圧力パワングレダ	有	17-1 17-2 17-3	原子炉心スプレイ系(49-3と同一) 原子炉心スプレイ系(47-3と同一) 降圧冷却装置(47-2.4.4.49-2と同一) 主蒸気凝縮器(49-1と同一)	DB DB DB DB/ SA	○	○	-	24時間	24時間
18条	蒸気タービン	無	-	(電源が必要とする設備が要求されない)	DB/ SA	-	-	-	-	-
19条	非常用炉心冷却設備	無	19-1 19-2 19-3	原子炉心スプレイ系(44-2.4.5-1.46-1.47-3.48-3.51-2.56-1と同一) 原子炉心スプレイ系(44-2.4.5-1.46-1.47-3.48-3.51-2.56-1と同一) 降圧冷却装置(47-2.4.4.49-2と同一) 主蒸気凝縮器(49-1と同一)	DB DB DB DB/ SA	-	-	-	-	-
20条	炉心材料の処分を補助する設備	無	20-1	炉心材料の処分を補助する設備	DB	-	-	-	-	-
21条	炉心材料の処分を補助する設備	無	21-1	炉心材料の処分を補助する設備	DB	-	-	-	-	-

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電機供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間
									24時間	区分Ⅰ 24時間 区分Ⅱ - 区分Ⅲ -
20条	一次冷却水の減少を抑制する設備	無	20-1	原子炉隔離時冷却系 (47-2と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	交流電源復旧時に使用
21条	機器熱を除去することができる設備	無	20-2	制御棒駆動水圧系	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧時に使用
22条	蒸気発生器シンクへ熱を搬送することができる設備	無	21-1	蒸気発生器冷却水系 (47-2と同一)	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧時に使用
			22-1	原子炉隔離時冷却水系 (48-5と同一)	DB 拡張	-	-	-	24時間	交流電源復旧時に使用
			22-2	原子炉隔離時冷却水系 (48-6と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	交流電源復旧時に使用
			23-1	駆動炉減速機 (58-27と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	1時間
			23-2	蒸気発生器冷却水系 (58-28と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	1時間	1時間
			23-3	制御棒位置	DB 拡張	-	-	-	1時間	1時間
			23-4	原子炉冷却水循環ポンプ (58-29と同一)	DB/SA 拡張	○	○	-	24時間	24時間
			23-5	原子炉冷却水循環ポンプ (58-30と同一)	DB/SA 拡張	○	○	-	24時間	24時間
			23-6	原子炉冷却水循環ポンプ (58-31と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-
			23-7	原子炉隔離時冷却水系 (58-32と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	-
23条	計測制御系統装置	無	23-8	原子炉圧力維持装置	DB 拡張	○	-	-	24時間	-
			23-9	圧力チェンジャー	DB 拡張	-	-	-	1時間	1時間
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電機供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間
21条	機器熱を除去することができる設備	無	21-2	補助給水設備 (駆動機冷却水ポンプ) (44-3, 45-3, 46-3, 47-3, 48-3と同一)	DB 拡張	○	-	-	5分	5分
			21-3	凝縮給水設備 (タービン駆動機冷却水ポンプ) (44-4, 45-4, 46-4, 47-4, 48-4と同一)	DB 拡張	○	-	-	1時間	1時間
			21-4	主蒸気設備 (主蒸気駆動機冷却水ポンプ) (44-7, 45-7, 46-7, 47-7, 48-7と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間
			21-5	補助給水設備 (補助給水ポンプ) (44-8, 45-8, 46-8, 47-8, 48-8と同一)	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間
22条	蒸気発生器シンクへ熱を搬送することができる設備	無	22-1	原子炉隔離時冷却水設備 (59-1, 59-2と同一)	DB 拡張	-	-	-	24時間	24時間
			22-2	原子炉隔離時冷却水設備 (59-3, 59-4と同一)	DB 拡張	-	-	-	24時間	24時間
			23-1	出力制限中間貯水罐 (58-31と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間
			23-2	蒸気発生器中間貯水罐 (58-32と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間
			23-3	蒸気発生器中間貯水罐 (58-33と同一)	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間
23条	計測制御系統装置	無	23-4	制御棒位置	DB 拡張	○	-	-	24時間	24時間
			23-5	加圧器圧力	DB 拡張	○	-	-	8時間	24時間
			23-6	加圧器圧力	DB/SA 拡張	○	-	-	24時間	24時間

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉										相違理由																
追加要求事項の有無	内容	条文	23条 計測制御系統異常	無	番号	23-7	23-8	23-9	23-10	23-11	23-12	23-13	23-14	23-15	23-16	23-17	23-18	23-19	23-20	機能	95	96	97	要求時間	98系04 A系04	98系05 B系05				
					電機系統となる設備	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-19と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-19と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-8と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-9と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-10と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-11と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-12と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-13と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-14と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-15と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-16と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-17と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-18と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-19と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-20と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-21と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-22と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-23と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-24と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-25と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-26と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-27と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-28と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-29と同じ)	1. 圧力制御圧力 (圧縮) (58-30と同じ)
					相違理由	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・ 給電対象設備の相違																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の答覆	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6	燃料 #9	燃料 #10	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
23条	計測制御系統施設		23-10	出アゾレンゾープル水温度	DB	-	-	-	1時間	1時間	1時間	-	-
			23-11	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			23-12	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-13	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-14	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-15	圧力調整装置	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			23-16	原子炉隔離時冷却系停止出口流量(88-9と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-17	原子炉心スプレッドポンプ出口流量(88-9と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-18	低圧炉心スプレッドポンプ出口流量(88-9と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-19	格納容器系ポンプ出口流量(88-12と同じ)	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
24条	安全基準回復	有	24-1	原子炉隔離時	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
25条	圧力制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉隔離時	DB/SA	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
			26-1	原子炉隔離時	DB	-	-	-	8時間	8時間	-	-	-
			26-2	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
26条	原子炉制御装置	有	26-3	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			26-4	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の答覆	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	燃料 #6	燃料 #7	要求時間	供給可能時間	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
23条	計測制御系統施設	無	23-21	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-22	格納容器内常置気水蒸気温度	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-23	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-24	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-25	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-26	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-27	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			23-28	原子炉隔離時冷却系停止出口流量	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
24条	安全基準回復	有	24-1	原子炉隔離時	DB	-	-	-	1時間	1時間	-	-	-
25条	圧力制御系統及び原子炉制御系統	無	25-1	原子炉隔離時	DB	-	-	-	8時間	8時間	-	-	-
			26-1	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			26-2	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			26-3	原子炉隔離時	DB	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-
			26-4	原子炉隔離時	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
 固有の設備や対応手段であり、泊3
 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	燃料 #9	燃料 #10	要求 時間	供給可能時間
										区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
29条	工事等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	非常用ガス処理系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後に変更
			32-2	可燃性ガス濃度検出系	DB	-	-	-	-	交流電源復旧後に変更
33条	保安電源設備	有	33-1	M.G.P.の運転装置	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-2	M.G.P.の運転装置	DB 故障	-	-	-	1分	-
			33-3	2/3相断器	DB 故障	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策用	有	34-1	緊急時対策用電源	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	専用電源から供給
			35-1	無給電給電機(固定/構築)	DB/ SA	-	-	-	8時間	24時間
			35-2	無給電給電機(固定/構築)	DB/ SA	-	-	-	8時間	24時間
35条	潤滑油供給設備	有	35-3	安全な3/4分番用システム(SFD)(62-32区)	DB/ SA	-	-	-	8時間	24時間
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
27条	放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
28条	放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
29条	工事等周辺における放射線等からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
30条	放射線からの放射線業務従事者の防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
31条	監視設備	有	31-1	モニタリングポスト/モニタリングシステム	DB	-	-	-	-	専用電源から供給
32条	原子炉格納施設	無	32-1	アミノ酸系汚染浄化設備(63-1,69-2と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-	交流電源復旧前に変更
			32-2	原子炉格納貯留システム設備(47-2,50-1,51-1,56-2と同じ)	DB 故障	-	-	-	-	交流電源復旧前に変更
33条	保安電源設備	有	33-1	2/3相断器	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-2	2/3相断器	DB/ SA	-	-	-	1分	1分
			33-3	緊急時対策用	DB 故障	-	-	-	1分	1分
34条	緊急時対策用	有	34-1	緊急時対策用	DB/ SA	-	-	-	専用電源から供給	専用電源から供給
35条	潤滑油供給設備	有	35-1	潤滑油供給設備	DB SA	-	-	-	-	専用電源から供給
36条	補助ボイラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-
37条	重大事故等防止等の防止等	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	(電源が必要な設備については、各設備の表又は設備の抽出を行う。)

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機軸	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	運転 時間	廃止 時間	外給可能時間			
											区分1	区分2	区分3	
37条	重大事故等の拡大の防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
38条	重大事故等対応施設等の設置	有	-	(電源が必要な具体的な設備がない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
39条	地震による崩壊の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備がない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40条	津波による崩壊の防止	有	-	(電源が必要な具体的な設備がない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
41条	火災による崩壊の防止	有	41-1 41-2	水素検知器 (8-1と同じ) 火災防護対策設備*2 (8-2と同じ)	DB DB	○	-	-	-	交流電源復旧後に使用 専用電源から供給	-	-	-	
42条	特定重大事故等対応施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
43条	重大事故等対応設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を再臨界にするための設備	有	44-1	代替制御権導入機能	SA	○	-	-	24時間	-	24時間	24時間	-	
			44-2	代替原子炉再稼働ポンプ	SA	-	-	-	-	-	-	-	-	
			44-3	環状排水注入系	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	交流電源の喪失時は考慮不要	-	-
			44-4	自動又は手動で非動作停止機能	SA	-	-	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	-	-
45条	原子炉冷却系統にバックアップ装置は時に発電用原子炉を冷却するための設備	有	45-1	高圧注水系統	SA	○	-	-	24時間	-	24時間	24時間	-	
			45-2	原子炉冷却系統	DB DB	○	-	-	-	-	-	-	-	
			45-3	高圧注水ポンプ系	DB DB	○	-	-	-	-	-	-	-	

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機軸	中心 #5	格納 #6	燃料 #7	運転 時間	廃止 時間	外給可能時間		
											区分1	区分2	区分3
38条	重大事故等対応施設等の設置	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
39条	地震による崩壊の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
40条	津波による崩壊の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	
41条	火災による崩壊の防止	有	41-1	水素検知器 (8-1と同じ)	DB	-	-	-	8時間	-	8時間	24時間	-
			41-2	火災防護対策設備*2 (8-2と同じ)	DB	-	-	-	-	-	-	-	-
42条	特定重大事故等対応施設	有	-	(申請対象外)	-	-	-	-	-	-	-	-	
43条	重大事故等対応設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行う)	-	-	-	-	-	-	-	-	
44条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を再臨界にするための設備	有	44-1	代替制御権導入機能 (全てバックアップ、緊急停止は人による)	DB/ SA	○	-	-	-	-	-	-	-
			44-2	代替注水系統 (9-1と同じ)	DB/ SA	○	-	-	-	-	-	-	-
			44-3	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ、圧入ポンプ) (9-1と同じ)	DB DB	○	-	-	-	-	-	-	-
			44-4	補助給水設備 (クローゼット補助給水ポンプ) *3 (9-1と同じ)	DB DB	○	-	-	-	-	-	-	-
			44-5	高圧注水ポンプ系 *4 (9-1と同じ)	SA DB	○	-	-	-	-	-	-	-
			44-6	1次冷却設備 (加圧冷却ポンプ) *5 (9-1と同じ)	DB DB	○	-	-	-	-	-	-	-

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の有無</th> <th>番号</th> <th>制御対象する設備</th> <th>機軸</th> <th>中心</th> <th>格納</th> <th>燃料</th> <th>駆動時間</th> <th>運転時間</th> <th>運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44条</td> <td>緊急停止実施時に発電用原子炉を制御するための設備</td> <td>有</td> <td>44-7 44-8 44-9</td> <td>主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)</td> <td>00 BWR SA 00 BWR</td> <td>○ ○ ○</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>1 1 24</td> <td>1時間 1時間 24時間</td> <td>1時間 1時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>45条</td> <td>原子炉内封材圧力バランサリ装置時に発電用原子炉を制御するための設備</td> <td>有</td> <td>45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7</td> <td>減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (即座透過かし) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)</td> <td>BWR SA 00 BWR 00 00 00 00 00</td> <td>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>- - - - - -</td> <td>- - - - - -</td> <td>5 5 1 1 24</td> <td>5分 5分 1時間 1時間 24時間</td> <td>5分 5分 1時間 1時間 24時間</td> </tr> <tr> <td>46条</td> <td>原子炉内封材圧力バランサリを減圧するための設備</td> <td>有</td> <td>46-1 46-2 46-3</td> <td>減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 減圧注入系 (19-3と同じ)</td> <td>BWR SA BWR SA BWR SA</td> <td>○ ○ ○</td> <td>- - -</td> <td>- - -</td> <td>交直電源直後に使用 交直電源直後に使用 交直電源直後に使用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	追加要求事項の有無	番号	制御対象する設備	機軸	中心	格納	燃料	駆動時間	運転時間	運転時間	44条	緊急停止実施時に発電用原子炉を制御するための設備	有	44-7 44-8 44-9	主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 BWR SA 00 BWR	○ ○ ○	- - -	- - -	1 1 24	1時間 1時間 24時間	1時間 1時間 24時間	45条	原子炉内封材圧力バランサリ装置時に発電用原子炉を制御するための設備	有	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7	減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (即座透過かし) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)	BWR SA 00 BWR 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - -	- - - - - -	5 5 1 1 24	5分 5分 1時間 1時間 24時間	5分 5分 1時間 1時間 24時間	46条	原子炉内封材圧力バランサリを減圧するための設備	有	46-1 46-2 46-3	減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 減圧注入系 (19-3と同じ)	BWR SA BWR SA BWR SA	○ ○ ○	- - -	- - -	交直電源直後に使用 交直電源直後に使用 交直電源直後に使用			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	制御対象する設備	機軸	中心	格納	燃料	駆動時間	運転時間	運転時間																																								
44条	緊急停止実施時に発電用原子炉を制御するための設備	有	44-7 44-8 44-9	主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)	00 BWR SA 00 BWR	○ ○ ○	- - -	- - -	1 1 24	1時間 1時間 24時間	1時間 1時間 24時間																																								
45条	原子炉内封材圧力バランサリ装置時に発電用原子炉を制御するための設備	有	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7	減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ) 補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) (21-3と同じ) 1次冷却設備 (即座透過かし) (17-5と同じ) 主蒸気設備 (注蒸気透かし弁) (21-4と同じ) 補助給水設備 (補助給水ポンプ) 出口流量調節弁) (21-5と同じ)	BWR SA 00 BWR 00 00 00 00 00	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	- - - - - -	- - - - - -	5 5 1 1 24	5分 5分 1時間 1時間 24時間	5分 5分 1時間 1時間 24時間																																								
46条	原子炉内封材圧力バランサリを減圧するための設備	有	46-1 46-2 46-3	減圧注入系 (19-1と同じ) 減圧注入系 (19-2,21-1と同じ) 減圧注入系 (19-3と同じ)	BWR SA BWR SA BWR SA	○ ○ ○	- - -	- - -	交直電源直後に使用 交直電源直後に使用 交直電源直後に使用																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電圧供給する設備	機能	中心	格納	燃料	原水	供給可能時間
46条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧する ための設備	有	46-1	主蒸気源がし夏水井 (1P-4と同じ)	DB/ SA	○	○	-	24 時間	区分Ⅰ 24時間
47条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に希 電用原子炉を制御するための設備	有	47-1	低圧代替注水系統(低圧移動ポン プ)	SA				24時間	区分Ⅱ 24時間
48条	最終ヒートシンクへ熱を搬送するための設 備	有	48-1	低圧代替注水系統(交流電源復旧後 に使用)	SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-1	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-2	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-2	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-3	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-2	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-4	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-3	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-4	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-3	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-5	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-4	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-5	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-4	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-6	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-5	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-6	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-5	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-7	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-6	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-7	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-6	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-8	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-7	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-8	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-7	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
46条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	46-9	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
47条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	47-8	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
48条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	48-9	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	
49条	原子炉格納容器内の気相等のための設 備	有	49-8	交流電源復旧後に使用	DB SA				24時間	

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #6 燃料 #9 燃料 #10 要級時間	供給可能時間 区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ	
50条	原子炉格納容器の過圧密閉を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器フィルタベント系#3#4	SA	○	24時間	-
51条	原子炉格納容器下部の密閉炉心を冷却するための設備	有	50-2	代替循環冷却系#5	SA	○	24時間 交流電源復旧後に使用	-
52条	原子炉格納容器下部の密閉炉心を冷却するための設備	有	51-1	原子炉格納容器下部注水系	SA	○	24時間	-
53条	水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	52-1	原子炉格納容器フィルタベント系#3#4	SA	○	24時間	-
53条	水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備	有	53-1	原子炉建屋内水素濃度#6	SA	○	24時間	24時間
			53-2	静電放電式水素検出装置 動作監視装置	SA	○	24時間	24時間
			54-1	燃料プール冷却浄化系	SA	-	-	交流電源復旧後に使用
			54-2	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)	SA	-	○	24時間
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却管のための設備	有	54-3	使用済燃料プール水位/温度(バイパス式) (16-1と同じ)	DB/ SA	-	-	交流電源復旧後に使用
			54-4	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	○	24時間
			54-5	使用済燃料プール監視カメラ	SA	-	-	交流電源復旧後に使用
55条	工場外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-
56条	重大事故等の取扱いに必要な水の供給設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-
57条	電源設備	有	-	電源が必要な設備が要求されない	-	-	-	-

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 格納 #6 燃料 #7 要級時間	供給可能時間
48条	最終ヒーティングポンプへ熱を輸送するための設備	有	48-1	補助給水設備 (電動補助給水ポンプ) (21-2と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
			48-2	補助給水設備 (タービン駆動補助給水ポンプ) #3 (21-3と同じ)	DB 圧送	○	5分 5分
			48-3	高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ SA	-	交流電源復旧後に使用
			48-4	補助給水設備 (補助給水ポンプ/出口流量調整器) (21-5と同じ)	DB 圧送	○	21時間
49条	原子炉格納容器内の冷却管のための設備	有	49-1	原子炉補助冷却水設備 (22-1と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
			49-2	原子炉補助冷却水設備 (22-2と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
50条	原子炉格納容器の過圧密閉を防止するための設備	有	50-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (22-3と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
			50-2	原子炉補助冷却水設備 (22-1と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
			50-3	原子炉補助冷却水設備 (22-2と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
51条	心を冷却するための設備 炉格納容器下部の設備	有	51-1	原子炉格納容器スプレイ設備 (22-2と同じ)	DB 圧送	-	交流電源復旧後に使用
			51-2	高圧注入系 (19-1と同じ)	DB/ SA	-	交流電源復旧後に使用
			51-3	高圧注入系 (19-2と同じ)	DB/ SA	-	交流電源復旧後に使用
			51-4	化学体積調整設備 (スポンポンプ) (20-1と同じ)	DB/ SA	-	交流電源復旧後に使用

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由				
追加要求事項の有無 38条 計装設備	内容 38条 計装設備	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求期間	併給可能時間	
		58-1	原子炉圧力容許速度	SA	○	-	-	-	24時間	区分Ⅰ 区分Ⅱ 区分Ⅲ
		58-2	原子炉圧力 (23-5cと同じ)	DB/SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-3	原子炉圧力(SA)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-4	原子炉水位(広帯域)/燃料 漏れ(23-7と同じ)	DB/SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-5	原子炉水位(SA広帯域)(SA燃料漏)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-6	蒸気発生器注水ポンプ出口流量	SA	○	-	-	-	24時間	24時間
		58-7	蒸気発生器五系冷却ライン流量 (蒸気発生器ヘッドスプレイライン冷却流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-8	蒸気発生器五系冷却ライン流量 (蒸気発生器五系冷却ライン流量)	SA	○	○	-	-	24時間	24時間
		58-9	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量(23-16と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-
		58-10	蒸気発生器スプレイ系ポンプ出口流量(23-17と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-
		58-11	蒸気発生器スプレイ系ポンプ出口流量(23-18と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-
		58-12	蒸気発生器冷却系ポンプ出口流量(23-19と同じ)	DB 低圧	○	-	-	-	24時間	-
		交換電機復旧後に使用 交換電機復旧後に使用 交換電機復旧後に使用								
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要求期間	併給可能時間
52条	水素爆発による原子炉建屋等部の破損を防止するための設備	有	52-1	燃料容器本架イグナイター風速電圧計	SA	-	-	-	24時間	24時間
			52-2	原子炉燃料容器内水素純度計	SA	-	-	-	24時間	24時間
			52-3	可燃性ガス検知器	SA	-	-	-	24時間	24時間
53条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	有	53-1	可燃性ガス検知器	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間
			53-2	可燃性ガス検知器	SA	-	-	-	24時間	24時間
54条	使用済燃料貯蔵庫の冷却のための設備	有	54-1	使用済燃料ピット水位(AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間
			54-2	使用済燃料ピット水位(可搬型)	SA	-	-	-	24時間	24時間
			54-3	使用済燃料ピット水位(AM用)	SA	-	-	-	24時間	24時間
55条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	有	54-4	使用済燃料ピット可搬型コリア	SA	-	-	-	24時間	24時間
			54-5	使用済燃料ピット監視カメラ	SA	-	-	-	24時間	24時間
56条	重大事故等の収束に必要な工場の供給設備	有	56-1	(電源が必要な設備が要求されない)	DB/SA	-	-	-	24時間	24時間
			56-2	原子炉燃料容器スプレイ設備	DB 低圧	-	-	-	24時間	24時間

【大飯】
 記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由														
条文	追加要求事項の有無	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要約 時間	供給可能時間			燃料	格納 #9	炉心 #8	機能	電源供給する設備	番号	追加要求事項の有無	内容	追加要求事項の有無	項目番号	機器	炉心 #5	格納 #9	燃料 #7	要約 時間	供給可能時間								
										区分1	区分2	区分3																A系#8	B系#8	1時間						
58条 計数設備	有		5E-13	原子炉格納容器下部注水装置	SA	-	○	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	0	-	-	1時間	1時間	-						
			5E-14	原子炉格納容器代置スレイ流量	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-15	ドライウェル温度	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-16	圧力抑制室内空室温度	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-17	プレッシャープール水温度	SA	-	-	-	-	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	-	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-18	ドライウェル圧力	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-19	圧力抑制室圧力	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-20	圧力抑制室水位	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-21	原子炉格納容器下部水位	SA	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	-	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-22	ドライウェル水位	SA	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	-	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	-	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-24	格納容器内水素濃度(S/C)	SA	-	-	-	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	-	-	-	24時間	24時間	-				
			5E-25	格納容器内窒素計算値線毛 二名(D/W)(23-13と同じ)	SA/DB/DB/SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06/DB/DB/SA	○	○	-	-	24時間	24時間	-			
			5E-26	格納容器内窒素計算値線毛 二名(S/C)(23-14と同じ)	SA	○	○	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	1次冷却設備 (加圧器なし) (注-3と同じ)	06	○	-	-	24時間	24時間	-				
			58条 計数設備	有	電圧設備	5E-1	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-		
						5E-2	中間冷却中性子束 (2E-2と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-3	中性子高域域中性子束 (2E-3と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-4	制御棒水流量 (2E-18と同じ)	06	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-5	蒸気発生器水没 (圧減) (2E-12と同じ)	06	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-6	蒸気発生器水没 (圧減) (2E-13と同じ)	06	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-7	制御棒水没 (圧減) (2E-19と同じ)	06	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06	0	○	-	-	24時間	24時間	-	
						5E-8	1次冷却回路 (圧減一回路) (2E-9と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-
						5E-9	1次冷却回路 (圧減一回路) (2E-9と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-
						5E-10	1次冷却回路 (圧減) (2E-7と同じ)	06/SA	0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-
5E-11	加圧器水没 (2E-6と同じ)	06/SA				0	○	-	24時間	24時間	24時間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5E-3	出力制限中性子束 (2E-1と同じ)	06/SA	0	○	-	-	24時間	24時間	-			

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)

【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

Table with 2 columns: 内容 (Content), 追加要求事項の概要 (Summary of additional requirements). The content column lists various equipment items like pumps and valves, and the summary column indicates that they are '有' (present).

Table with 14 columns: 本文 (Main text), 追加要求事項の概要 (Summary of additional requirements), 番号 (Number), 電源供給する設備 (Equipment to be supplied), 機能 (Function), 炉心 #3 (Core #3), 格納 #9 (Containment #9), 燃料 #10 (Fuel #10), 要求時間 (Required time), 区分1 (Division 1), 区分2 (Division 2), 区分3 (Division 3). Rows 58-27 to 58-41 describe various pump and valve specifications.

Table with 14 columns: 本文 (Main text), 追加要求事項の概要 (Summary of additional requirements), 番号 (Number), 電源供給する設備 (Equipment to be supplied), 機能 (Function), 炉心 #5 (Core #5), 格納 #6 (Containment #6), 燃料 #7 (Fuel #7), 要求時間 (Required time), 区分A (Division A), 区分B (Division B), 区分C (Division C). Rows 58-12 to 58-24 describe various pump and valve specifications.

【大飯】
記載の充実 (女川審査実績の反映)
【女川】
設備の相違
・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由							
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #8	格納 #9	燃料 #10	要込時間	区分Ⅰ 24時間	区分Ⅱ 24時間	区分Ⅲ 24時間	年終可能時間
56条	計装設備	有	58-42	原子炉格納器下部温度	SA	-	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
58条	原子炉制御室	有	58-43	原子炉格納器下部温度	SA	○	-	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
59条	原子炉制御室	有	58-44	原子炉格納器下部温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
60条	監視測定設備	有	58-45	原子炉格納器下部温度	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間	-
61条	緊急時対策所	有	10-1	可搬式代替モニタリング設備	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
62条	通信連絡を行うために必要な設備	有	10-2	可搬式代替モニタリング設備	SA	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	無	11-1	緊急時対策用電源	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
-	-	有	12-1	無線連絡設備(固定)/(携帯)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
-	-	有	12-2	無線連絡設備(固定)/(携帯)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
-	-	有	12-3	緊急用(ラマータ)通信システム(SFDS)(35-34と同じ)	DB/SA	-	-	-	8時間	24時間	24時間	24時間	24時間
-	-	有	D-1	タービン系統用	(警用系)	-	-	-	-	1時間	1時間	1時間	1時間

(凡例)
 ■：区分Ⅰの蓄電池(125V蓄電池2A)から電源供給
 ■：区分Ⅱの蓄電池(125V蓄電池2B)から電源供給
 ■：区分Ⅲの蓄電池(125V蓄電池2H)から電源供給
 ■：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備

条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5	格納 #6	燃料 #7	要込時間	区分A 24時間	区分B 24時間	年終可能時間
58条	計装設備	有	58-25	可搬式温度計測装置(格納器内)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-26	可搬式温度計測装置(格納器内)	SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-27	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-28	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-29	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-30	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-31	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
58条	計装設備	有	58-32	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
59条	原子炉制御室	有	59-1	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
60条	監視測定設備	有	60-1	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間
61条	緊急時対策所	有	61-1	原子炉格納器下部温度	DB/SA	○	○	-	24時間	24時間	24時間	24時間

相違理由
 【大飯】
 記載の充実(女川審査実績の反映)
 【女川】
 設備の相違
 ・給電対象設備の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
		<table border="1" data-bbox="1328 197 1456 1083"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> <th>追加要求事項の位置</th> <th>番号</th> <th>電源供給する設備</th> <th>機能</th> <th>炉心 #5 #6</th> <th>燃料 #7</th> <th>要求 時間 #8</th> <th>供給可能時間 A系#8 B系#8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62条</td> <td>潤滑油供給を行うために必要な設備</td> <td>有</td> <td>62-1</td> <td>潤滑油供給設備 (S5-1と同じ)</td> <td>DR/ SA</td> <td>—</td> <td>専用電源から供給</td> <td>—</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>蒸気タービン排気装置等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1462 810 1518 1083"> ：新増設 (非常用) (A系) から電源供給 ：新増設 (非常用) (B系) から電源供給 ：交流電源が同程度のままで系統として機能しない設備 ：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 </p>	条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 #6	燃料 #7	要求 時間 #8	供給可能時間 A系#8 B系#8	62条	潤滑油供給を行うために必要な設備	有	62-1	潤滑油供給設備 (S5-1と同じ)	DR/ SA	—	専用電源から供給	—	1時間	—	—	無	—	蒸気タービン排気装置等	—	—	—	—	1時間	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 233 2011 309">【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>
条文	内容	追加要求事項の位置	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #5 #6	燃料 #7	要求 時間 #8	供給可能時間 A系#8 B系#8																								
62条	潤滑油供給を行うために必要な設備	有	62-1	潤滑油供給設備 (S5-1と同じ)	DR/ SA	—	専用電源から供給	—	1時間																								
—	—	無	—	蒸気タービン排気装置等	—	—	—	—	1時間																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語) S/P: サプレッションプール D/W: ドライウェル S/C: サプレッションチェンバ</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ (自然現象監視カメラ、津波監視カメラ)、取水ビット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信器) 及び消火設備 (全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力 (広帯域)、フィルタ装置出口圧力 (広帯域)、フィルタ装置水位 (広帯域) 及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状態を監視する設備は、監視カメラ (構内監視カメラ、津波監視カメラ)、潮位計、取水ビット水位計、気象観測設備及び気象庁の警報情報を受信するための端末等があり、このうち津波監視カメラ及び取水ビット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備 (火災感知器 (アナログ式を含む。)) 及び受信機) 及び消火設備 (全域ガス消火設備) であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備 (代替非常用発電機) から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載内容の相違 ・泊は略語を使用していない</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 自然現象監視カメラ⇔泊: 構内監視カメラ ・女川: 気象情報システム⇔泊: 気象庁の警報情報を受信するための端末等</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 受信器⇔泊: 受信機 ・女川: ガスタービン発電機⇔泊: 代替非常用発電機</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している</p> <p>【女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5: 代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6: 一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7: 使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4: 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタは使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット監視カメラにて使用済燃料ビットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5: 重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6: 重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7: 重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8: 後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊にはない設備の記載</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している</p> <p>【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ビット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇔使用済燃料ビット ・使用済燃料プール水位/温度⇔使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 使用済燃料プール⇔泊: 使用済燃料ビット</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

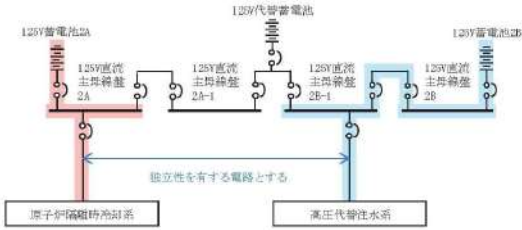
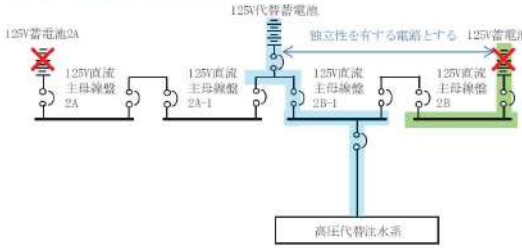
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

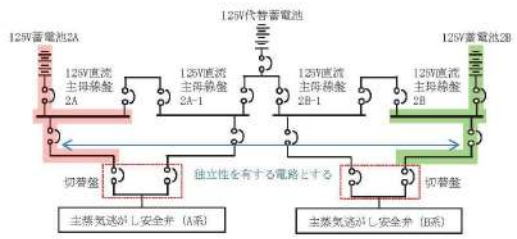
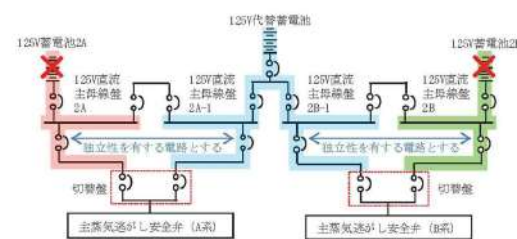
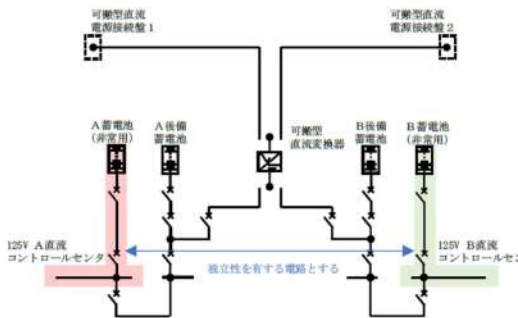
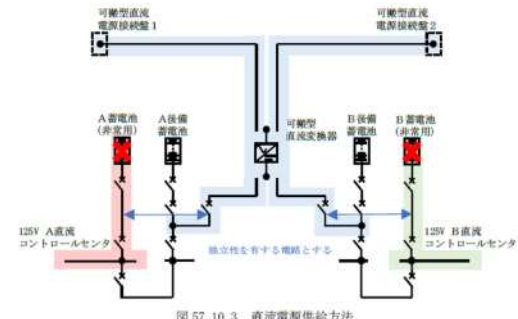
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇔泊：使用済燃料ピット</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇔ 高压代替注水系</p>  <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高压代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図 57-10-4 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁 (A系) ⇔ 主蒸気逃がし安全弁 (B系)</p>  <p>図 57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図 57-10-5 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図 57.10.2 に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の回路は独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57.10.2 直流電源供給方法</p> <p>図 57.10.3 に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する回路と独立性を有する設計とする。</p>  <p>図 57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を付けていない。 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の構成に差異があるが、重大事故等対処設備の回路が分離された設計であるという点において同等である。 <p>【女川】 設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

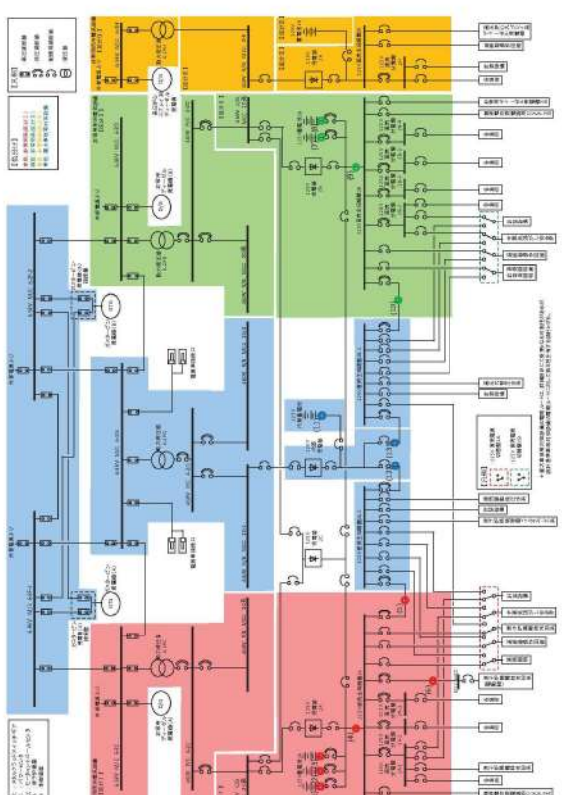
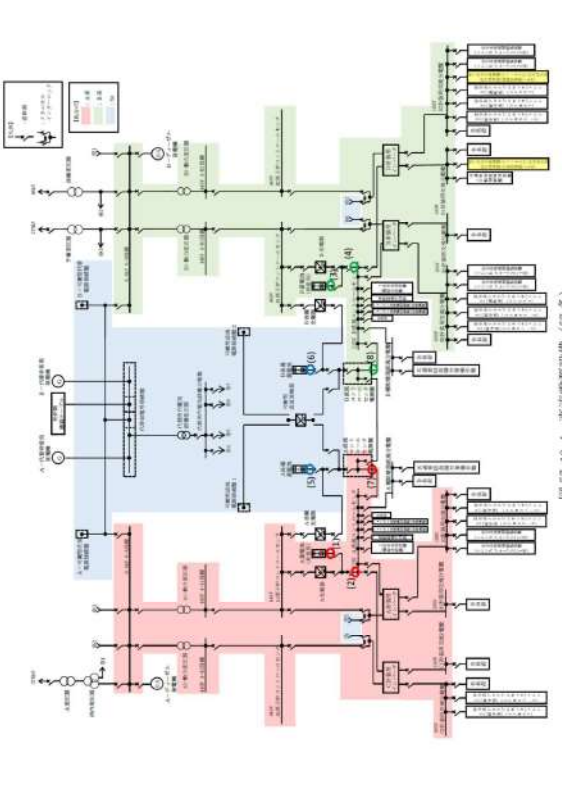
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992 年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-10-5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57-10-5 電路ルート図 直流電源設備 (57 条)</p> <table border="1" data-bbox="678 347 1225 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57-10-6</td> <td>図 57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会 (IEEE) 規格 384 (1992 年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.10.5 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表 57.10.5 電路ルート図 直流電源設備 (57 条)</p> <table border="1" data-bbox="1261 347 1816 411"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 57.10.4</td> <td>図 57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図		図番号	頁番号	図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57-10-6	図 57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																	
単線結線図	ルート図																		
	図番号	頁番号																	
図 57.10.4	図 57.10.5~6	57-10-32~33																	

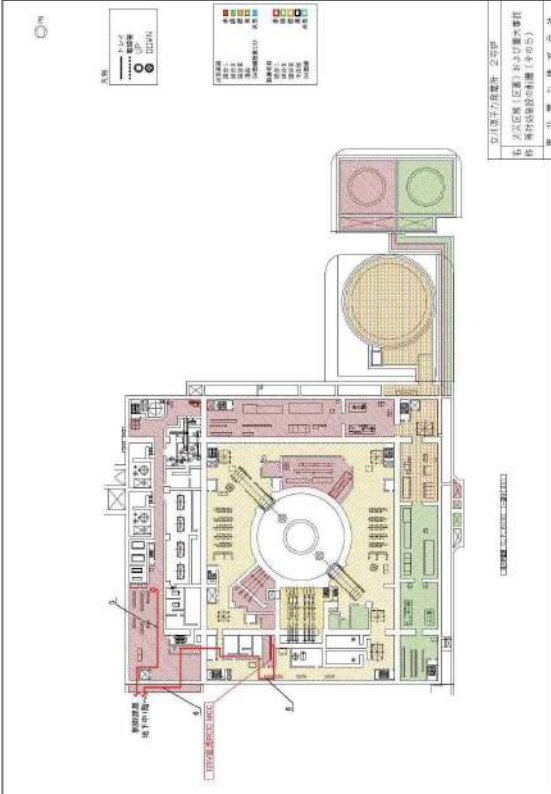
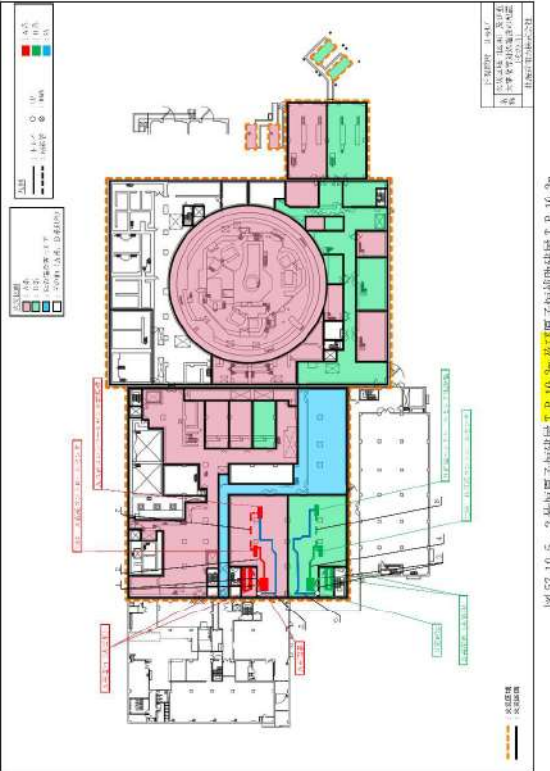
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図 57.10.4 直流電源設備 (57条)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

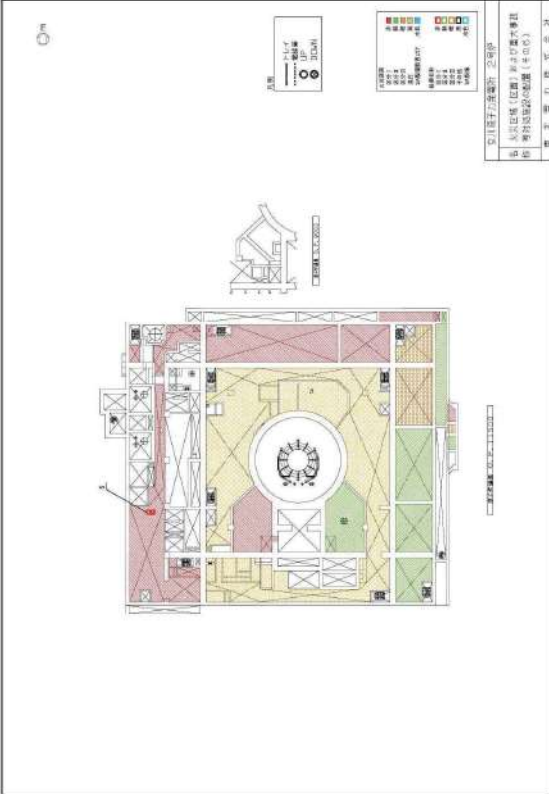
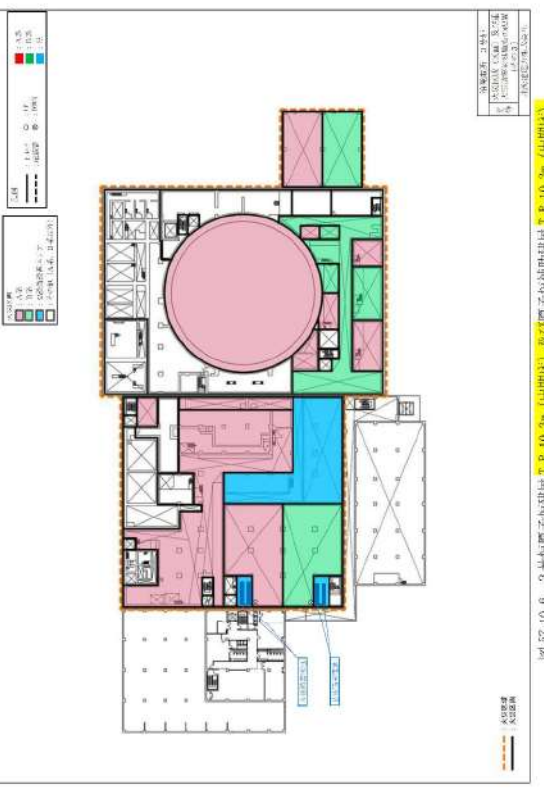
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1126 1007">図57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p data-bbox="1798 359 1821 794">図57.10.5 3号炉原子炉建屋 P.10.30a 原子炉補助建屋 P.10.30b</p>	<p data-bbox="1843 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 2107 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 231 1906 252">【女川】</p> <p data-bbox="1843 258 1962 279">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1843 285 2157 395" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

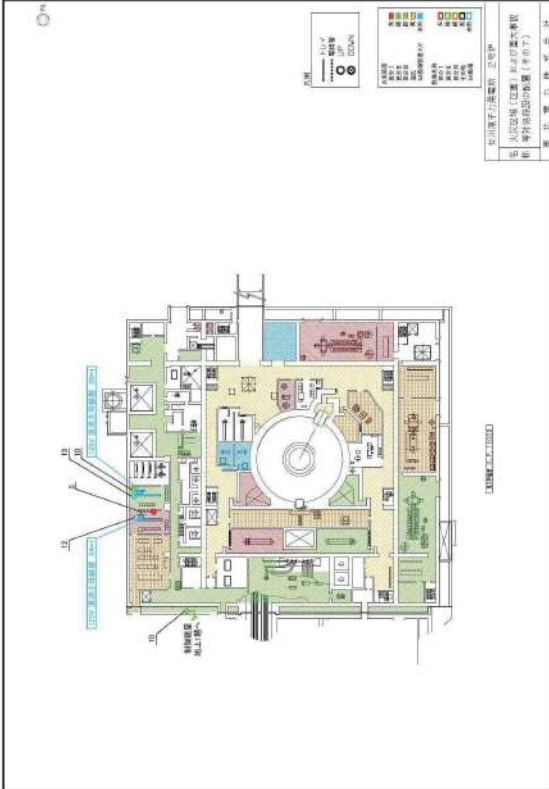
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57.10.6 3号炉原子炉建屋 5F.10.5m (中間床) 及び原子炉補助建屋 5F.10.5m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

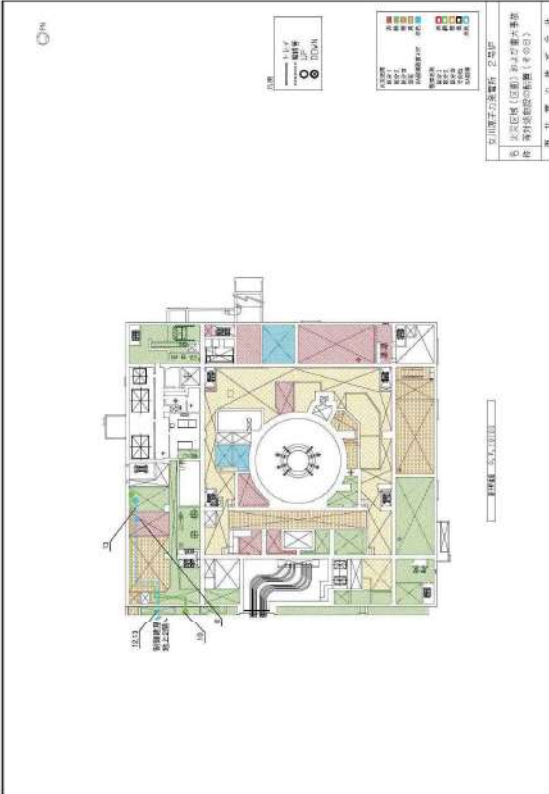
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="786 991 1126 1007">図 57-19-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 189">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 308" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 986 1137 1008">図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p data-bbox="1854 146 1908 169">【女川】</p> <p data-bbox="1854 175 1966 197">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1854 204 2159 312" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

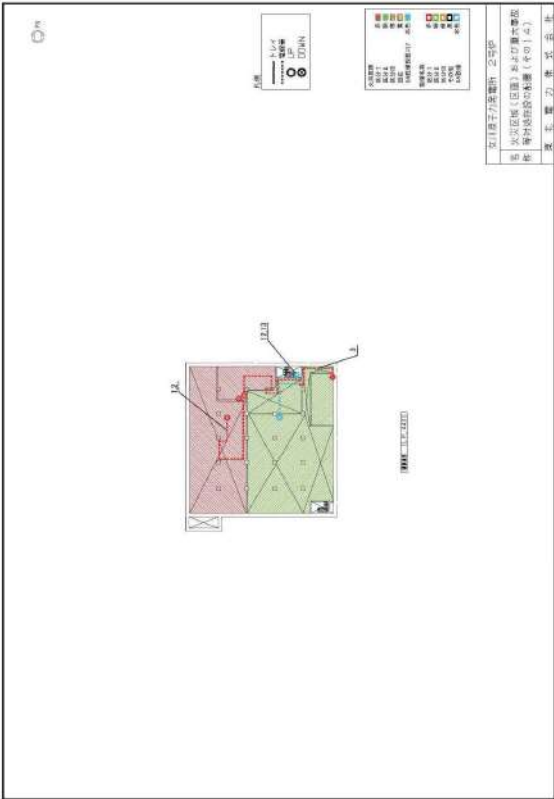
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="790 978 1120 997">図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1960 191">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2152 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

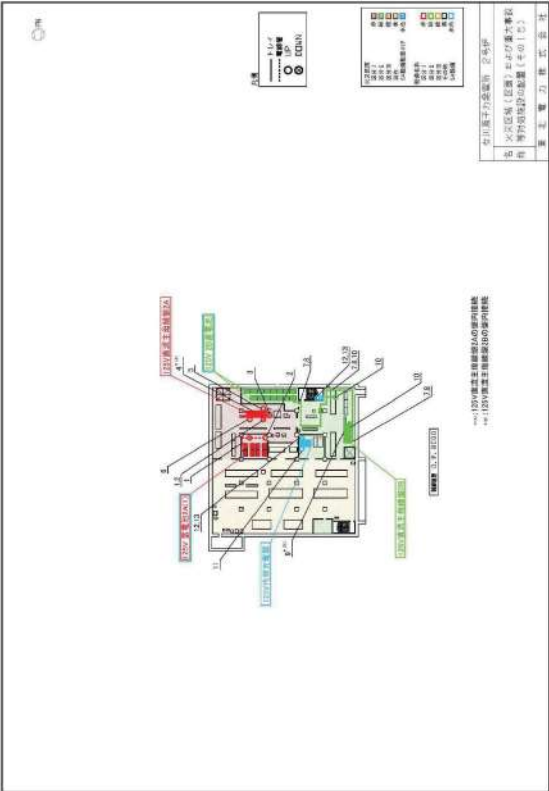
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 991 1126 1011">図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1962 194">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 309" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

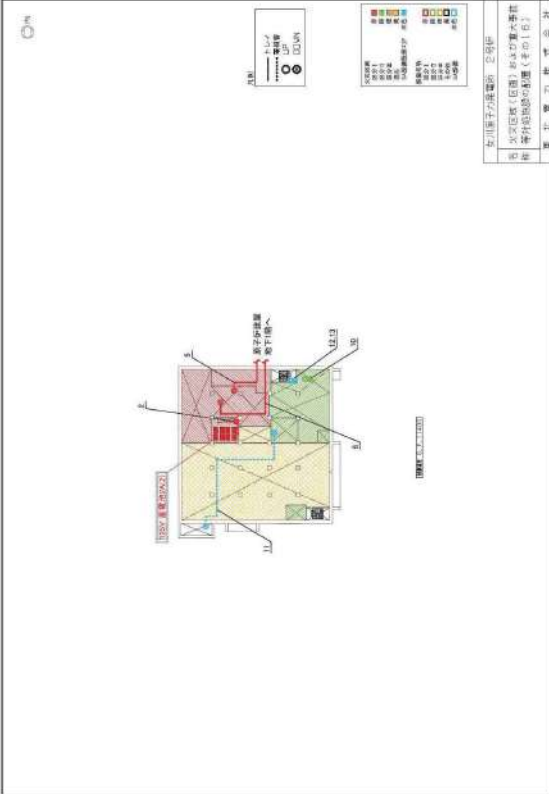
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

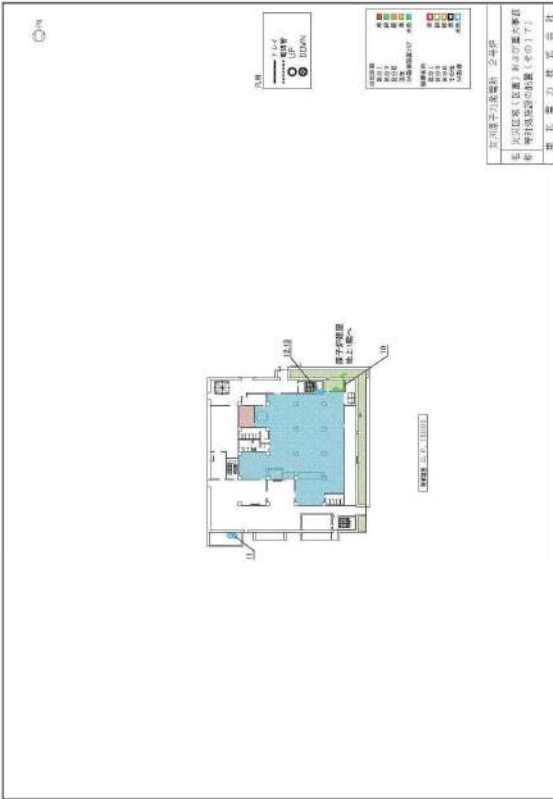
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 992 1120 1013">図 57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p data-bbox="1848 146 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1960 196">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 311" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。

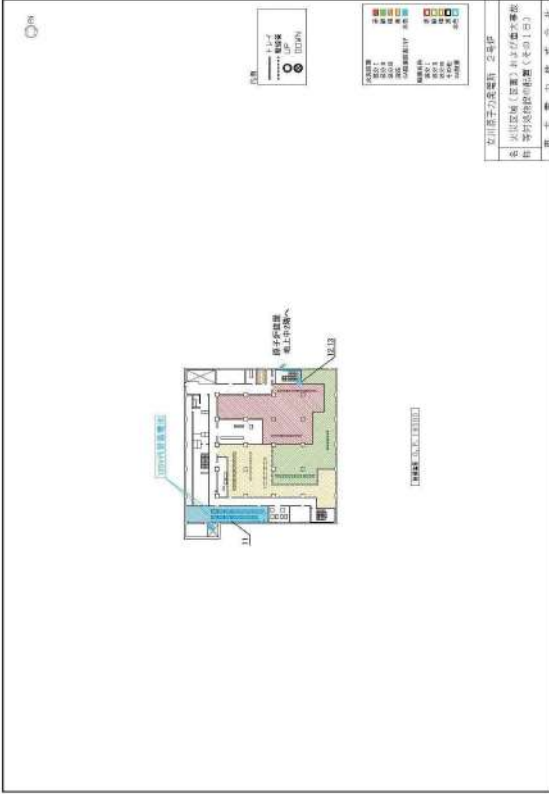
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御電屋 地上1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

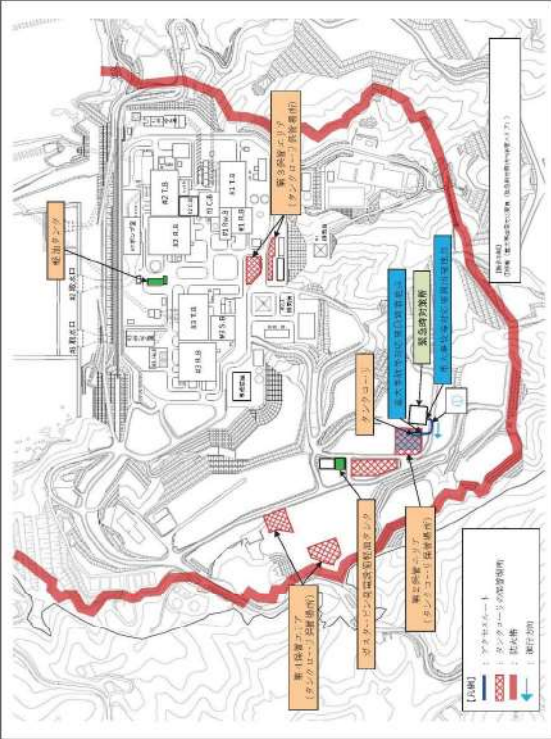
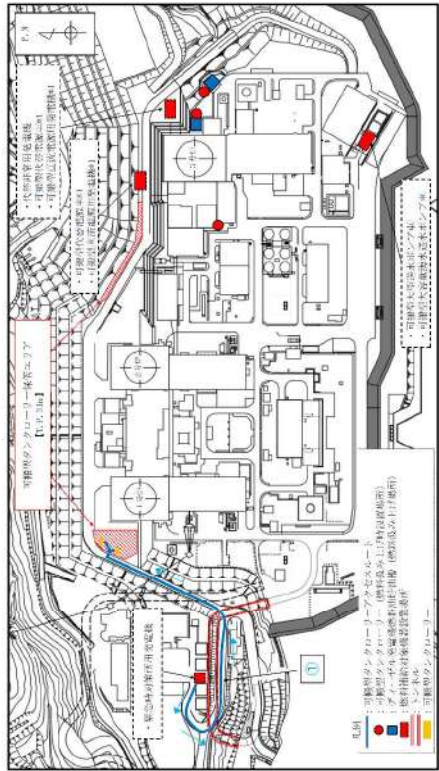
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (タンクローリー)</p>

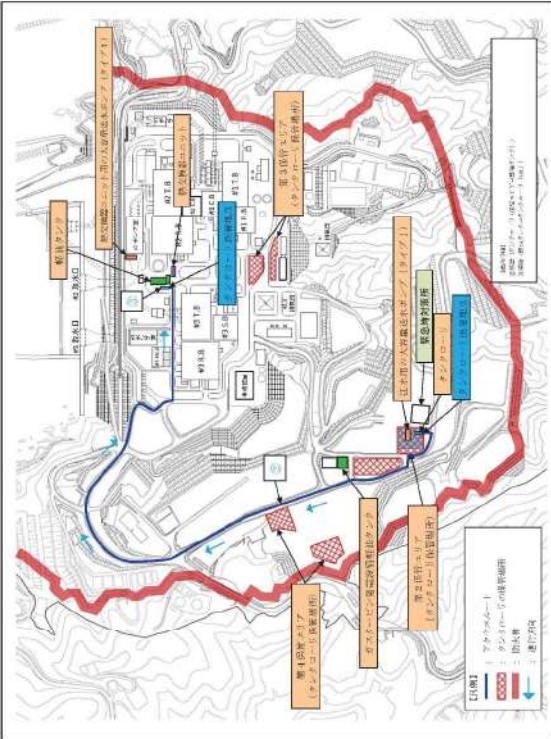
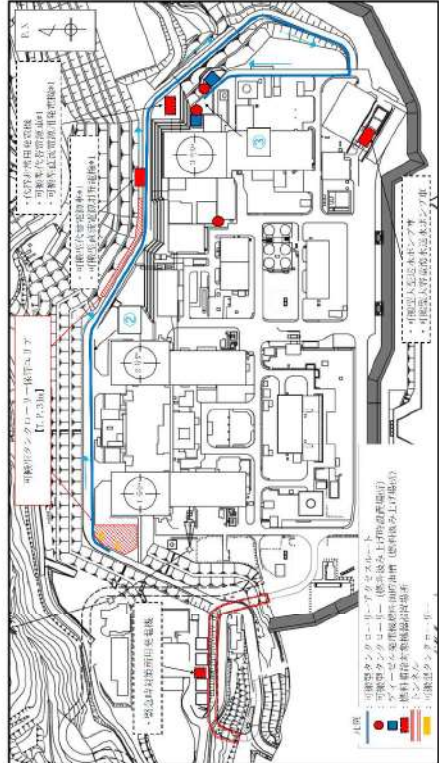
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-1 タンクローリーA 移動及び補給ルート (1/8) (注) 水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>	 <p>図 57.11.1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー・給油ポンプにより燃料補給する場合) 移動及び補給ルート (1/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

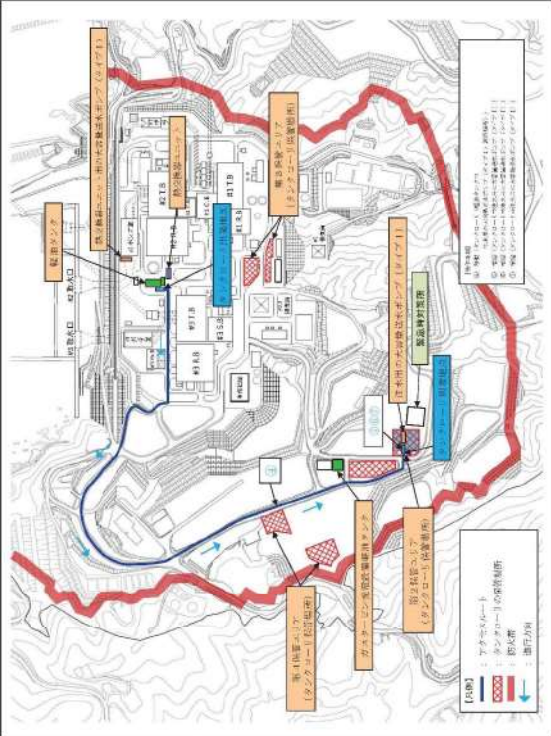
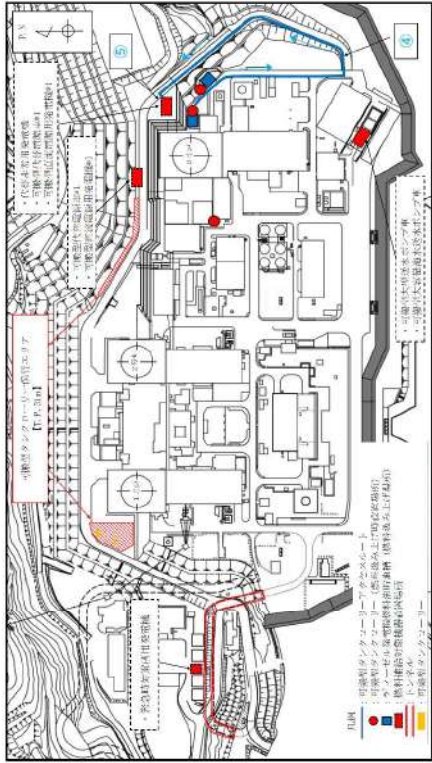
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-2 タンクローリーA 移動及び補給ルート (2/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-荷重ポンプにより補給する場合) (2/20) 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

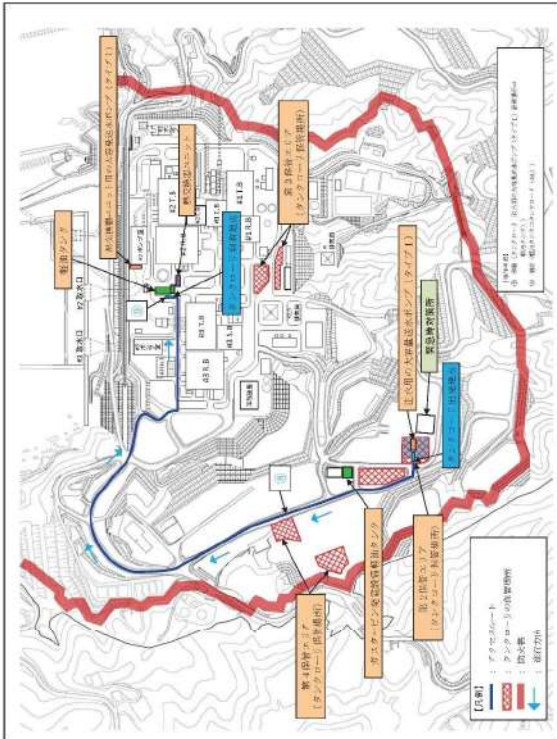
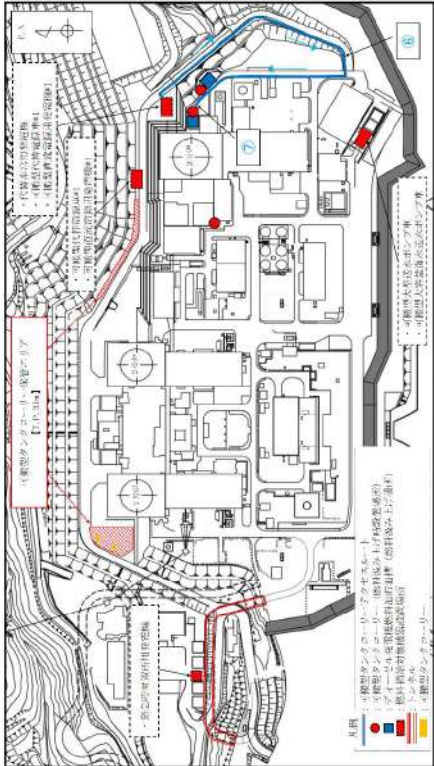
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11.3 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (3/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

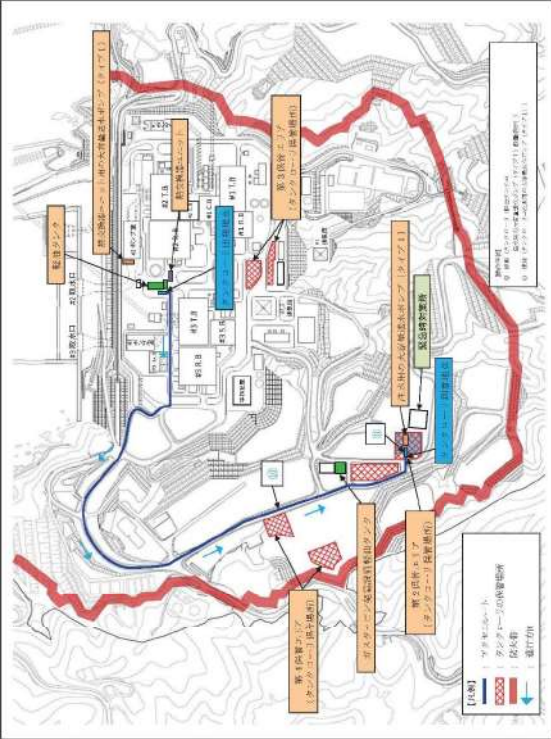
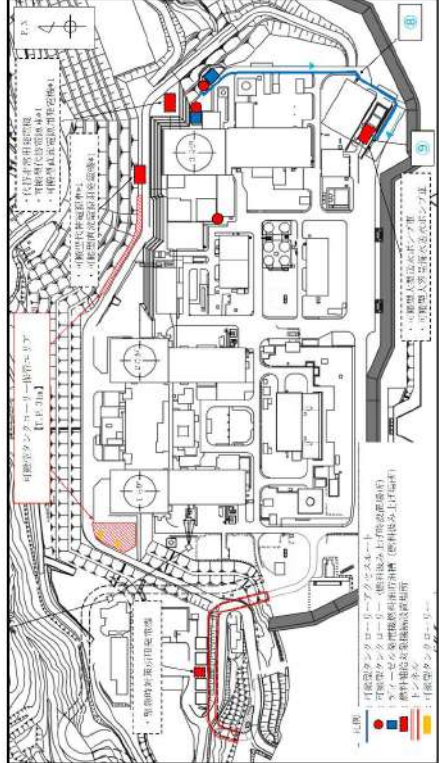
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 917 1220 981">図 57-11-4 タンクローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p data-bbox="1288 949 1691 965">*1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー) 給油ポンプにより補給する場合、移動及び補給ルート (V/20)</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

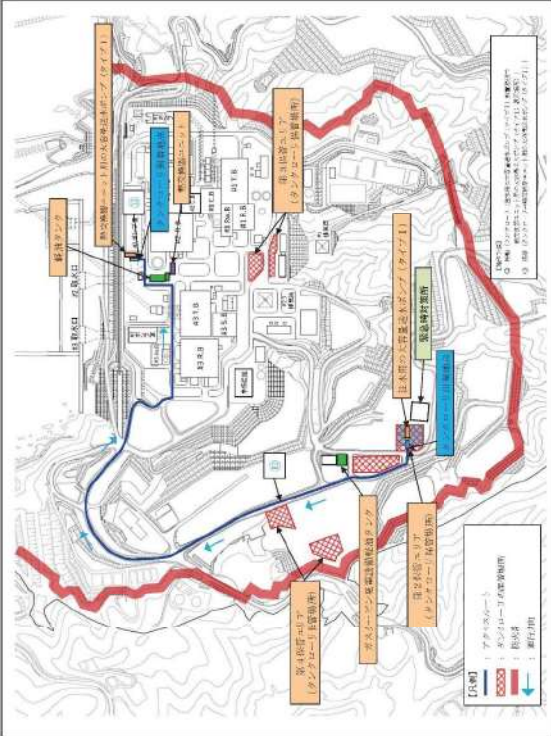
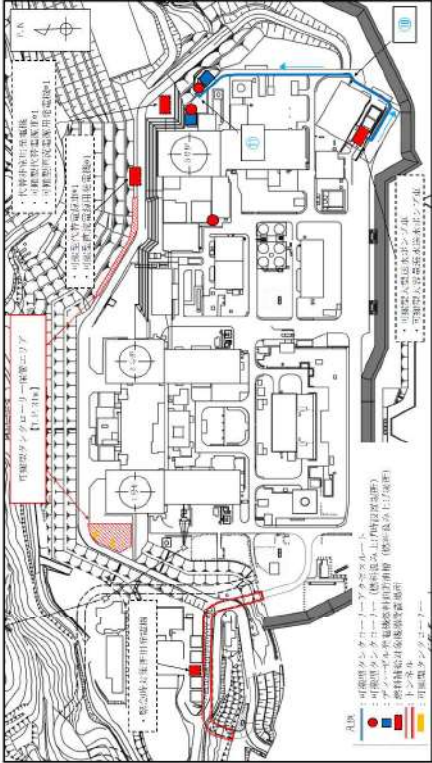
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注)水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット</p>		<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

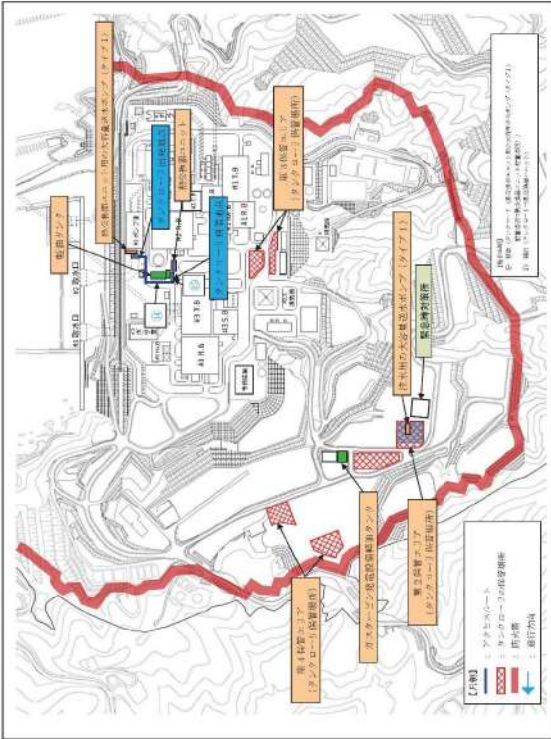
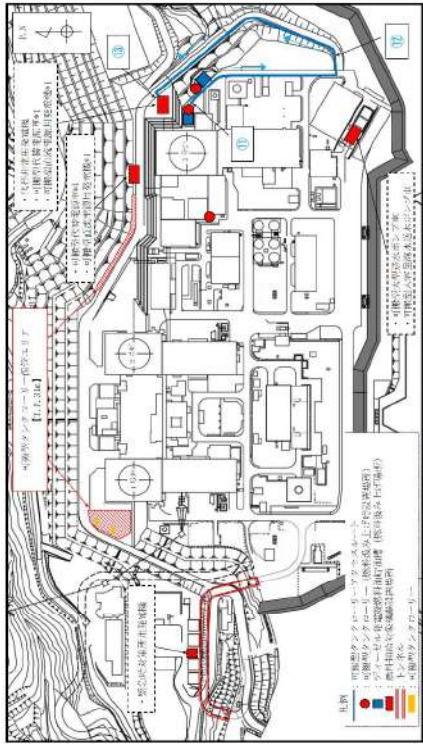
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-6 タンクローリA 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

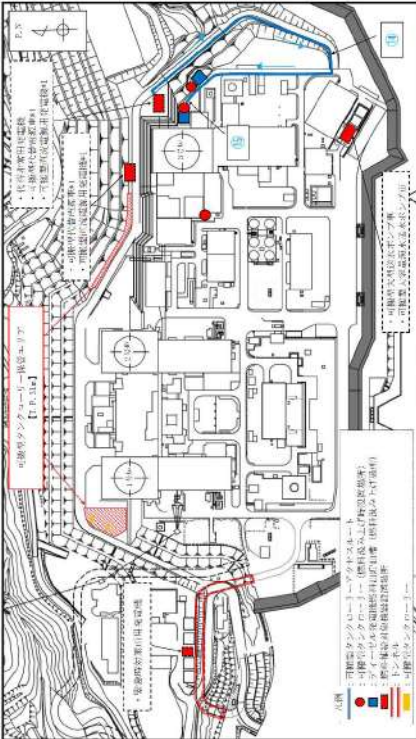
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-7 タンクローリA 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-7 可搬型タンクローリ (可搬型タンクローリ給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

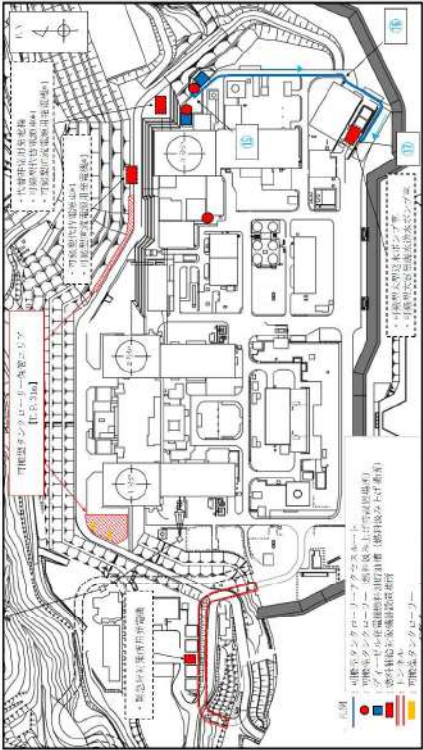
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 37.11.8 可搬型タンクローリー一軌道ポンプにより建設する場合 移動及び補給ルート (8/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

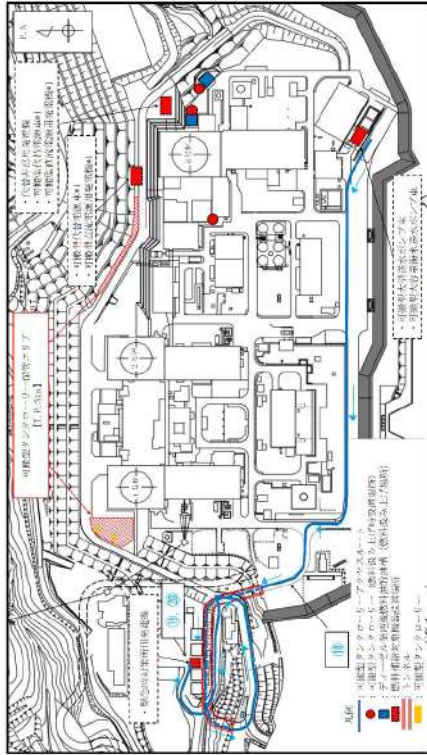
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.9 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー-給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

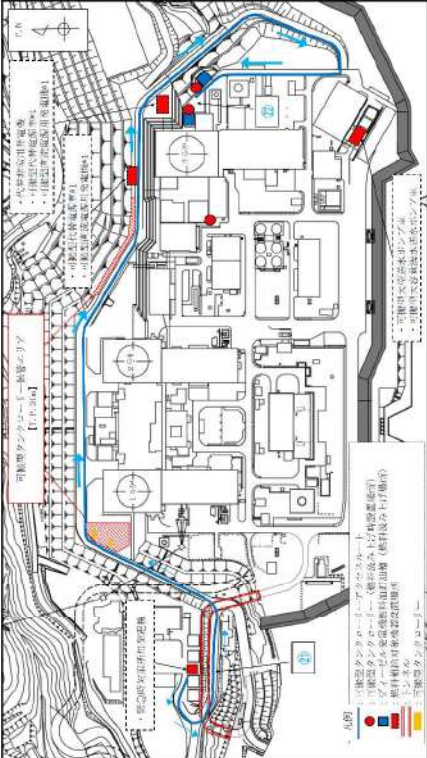
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) (10/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

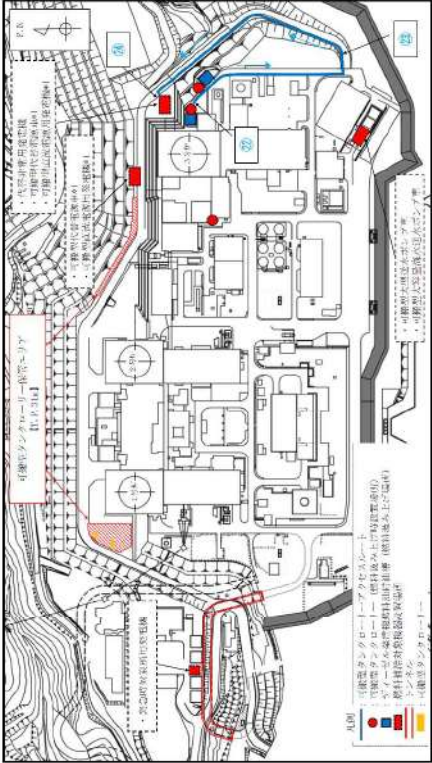
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 11.1 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー輸送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセラレータに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.12 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (12.20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

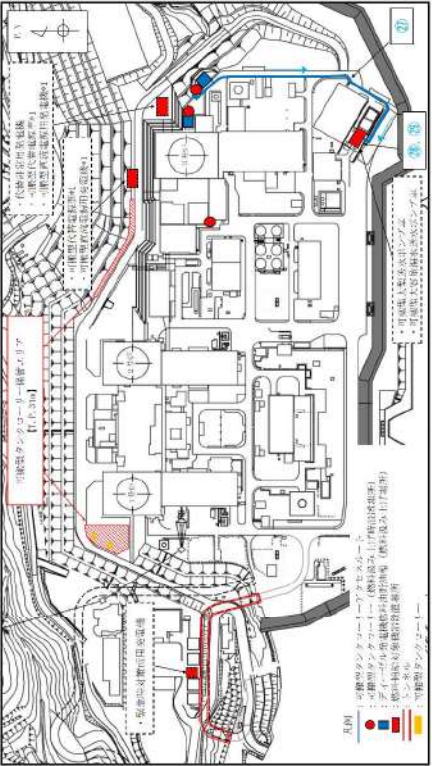
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

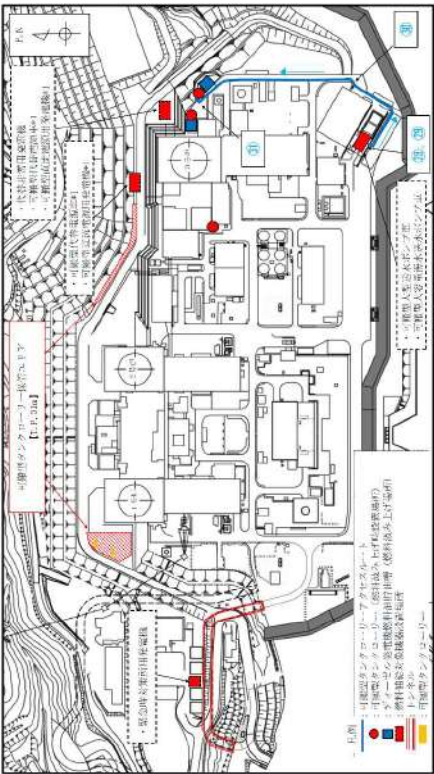
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.14 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/4.20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

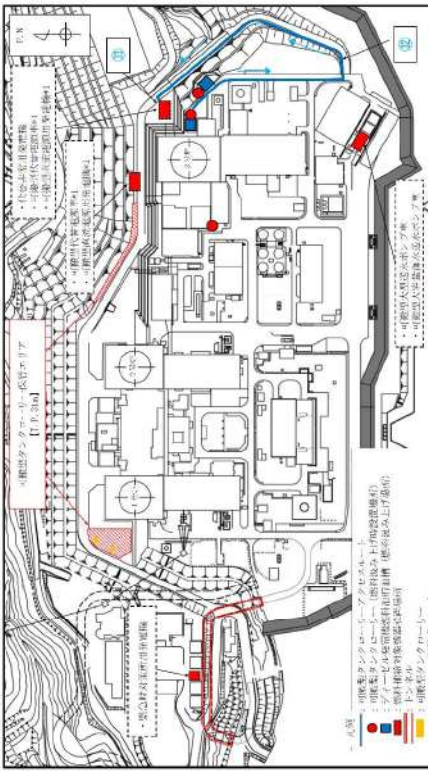
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.15 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給排ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセラレータに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.10 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給排ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセラレーターに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

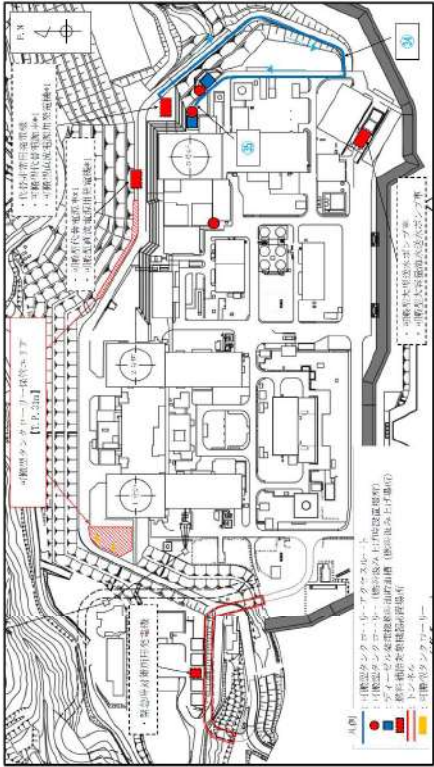
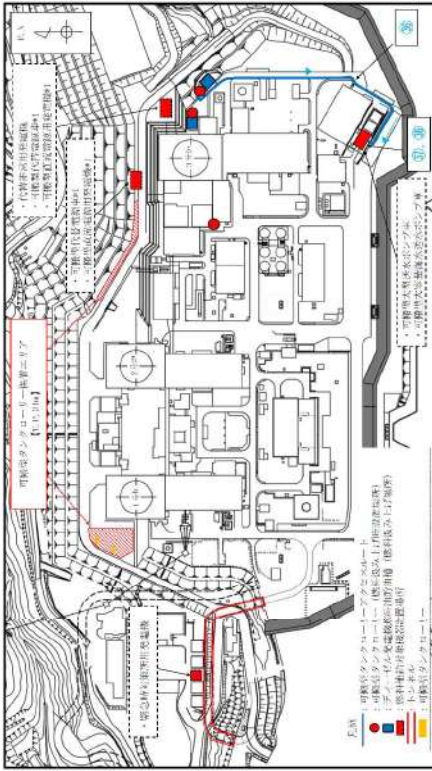
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

図 57-11.17 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (17/20)

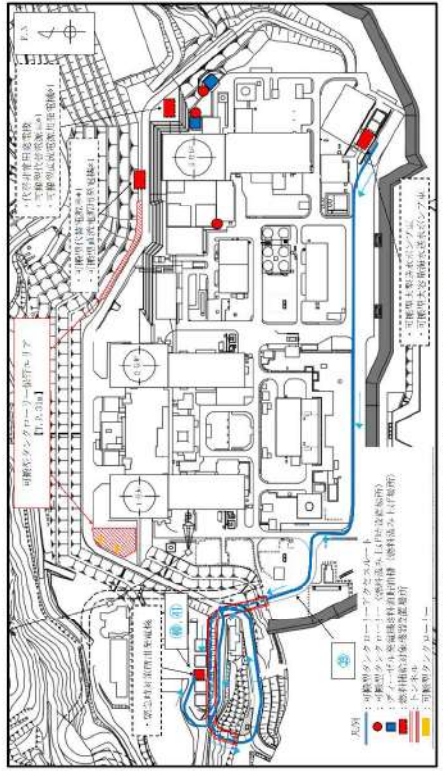
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.18 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより蓄積する場合) 移動及び補給ルート (18/20t)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

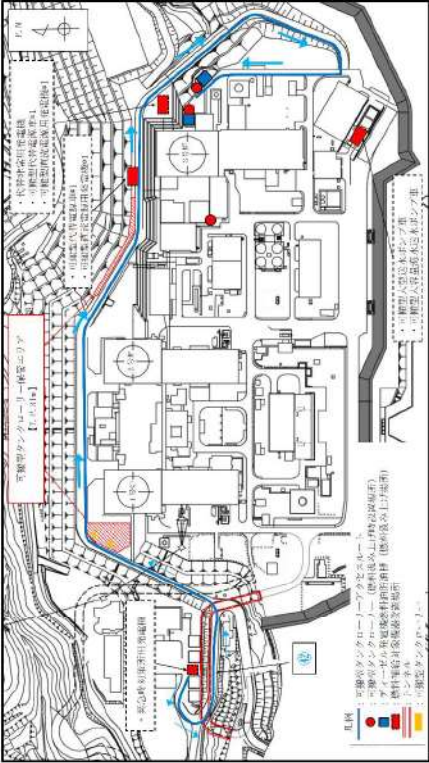
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.19 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (19/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセラレータに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

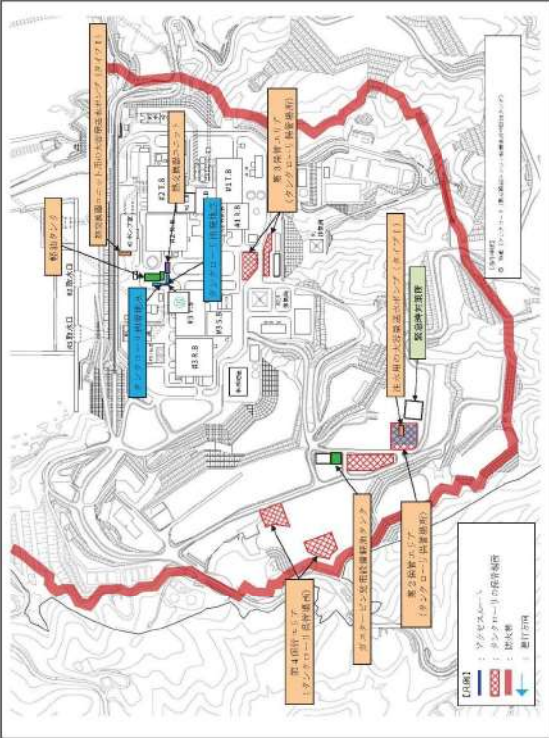
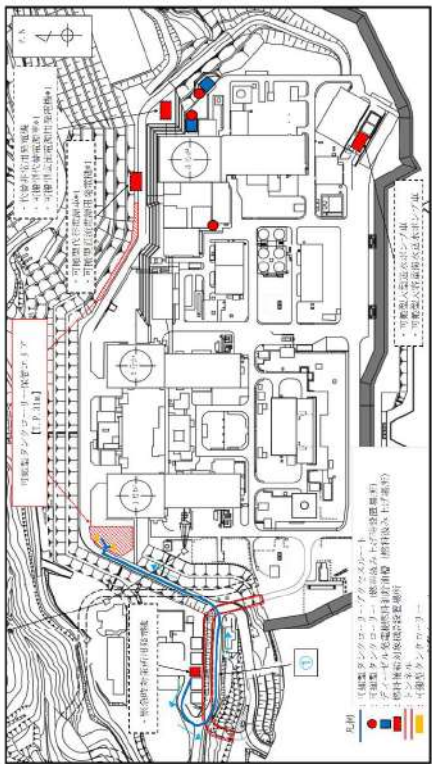
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

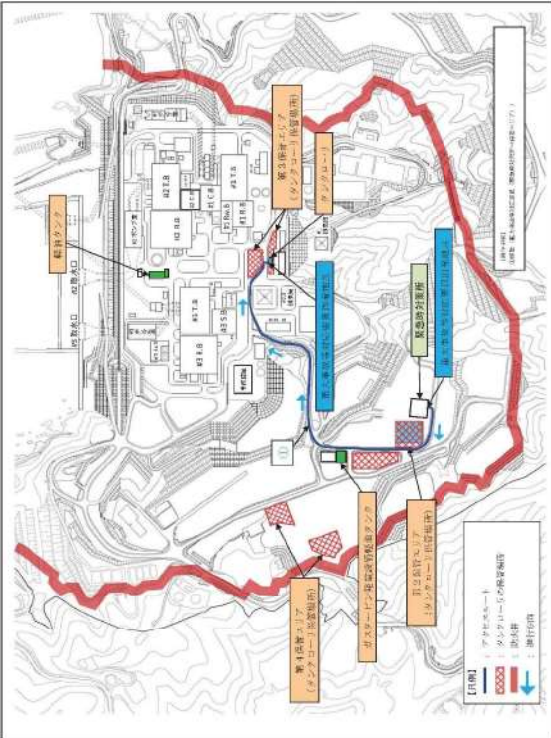
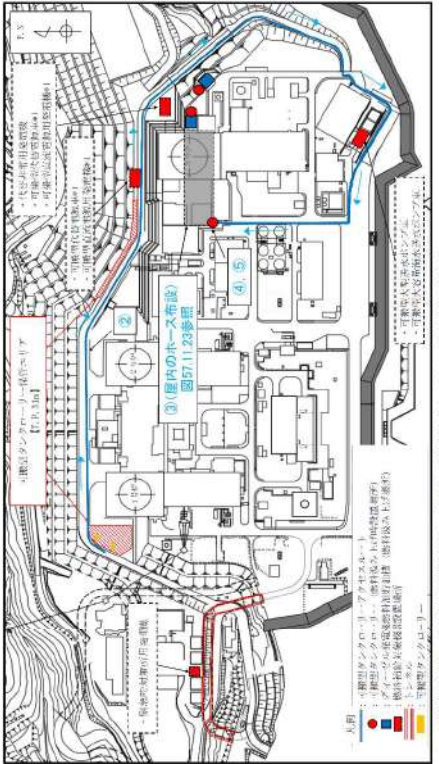
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57.11.21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプ)により補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

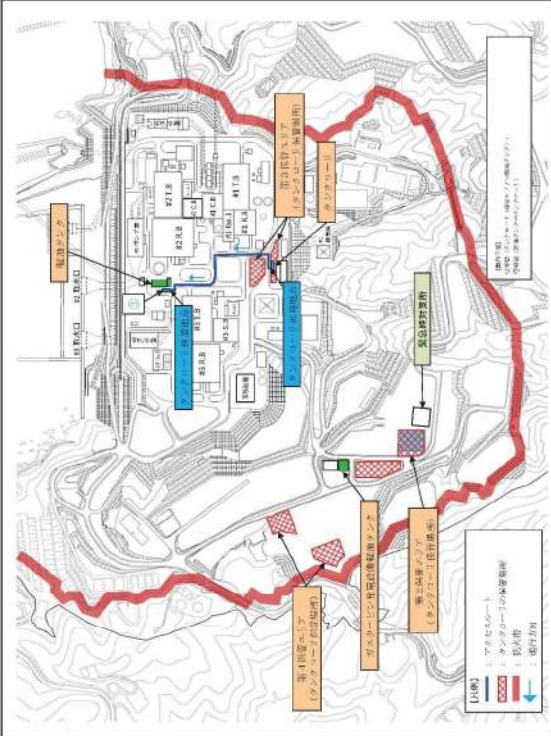
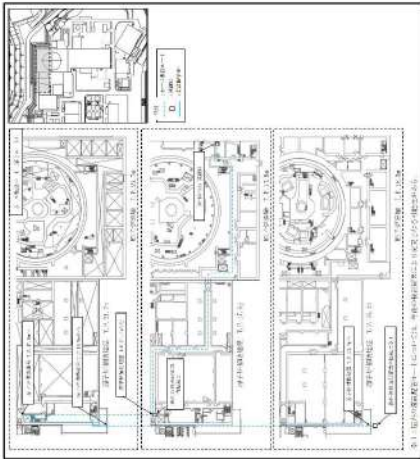
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 916 1146 959">図57-11-9 タンクローリB 移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電機軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1780 213 1803 911">図57-11-22 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (2/2)</p>	<p data-bbox="1848 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2107 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1848 226 1928 247">運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 253 2157 336" style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

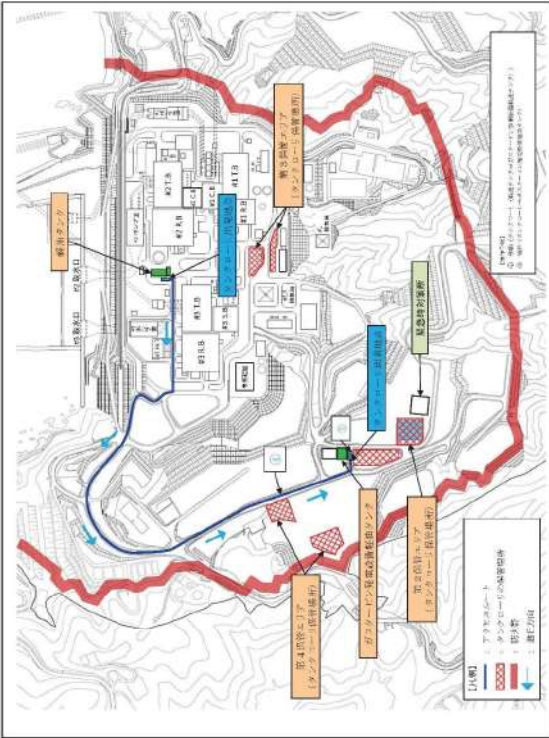
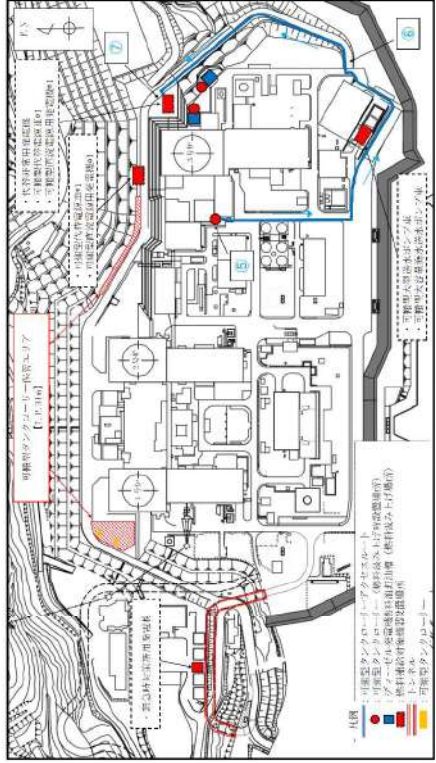
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 917 1146 957">図 57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p data-bbox="1758 199 1780 853">図 57.11.2 可搬型タンクローリー (予イーゼル発電機燃料油移送用)により補給する場合 (移動及び補給ルート (3/2))</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 2139 343">【女川】 運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 255 2157 343" style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

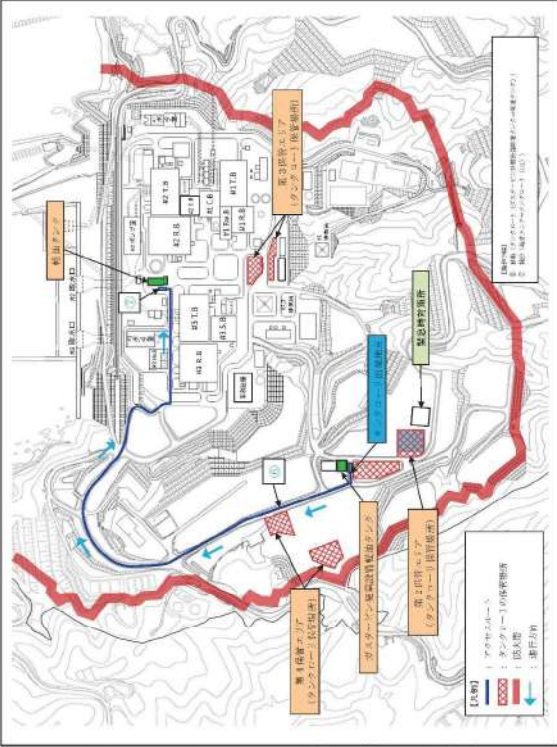
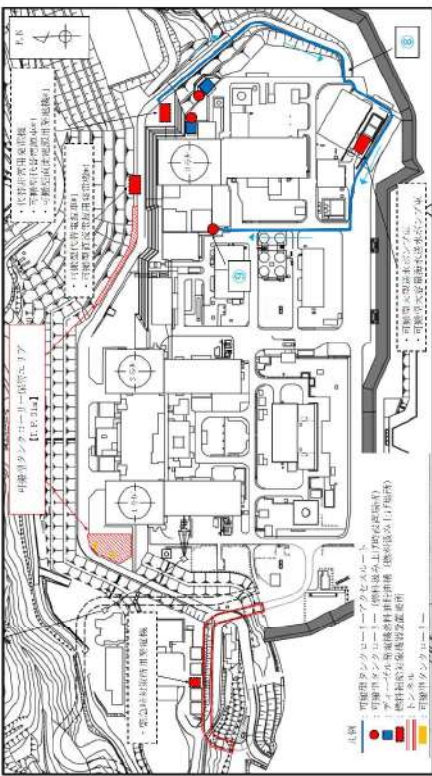
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-11 タンクローリ B 移動及び補給ルート (3/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57.11.24 可搬型タンクローリ (ディーゼル発電機燃料用) 移動及び補給ルート (4/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリのアクセラートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

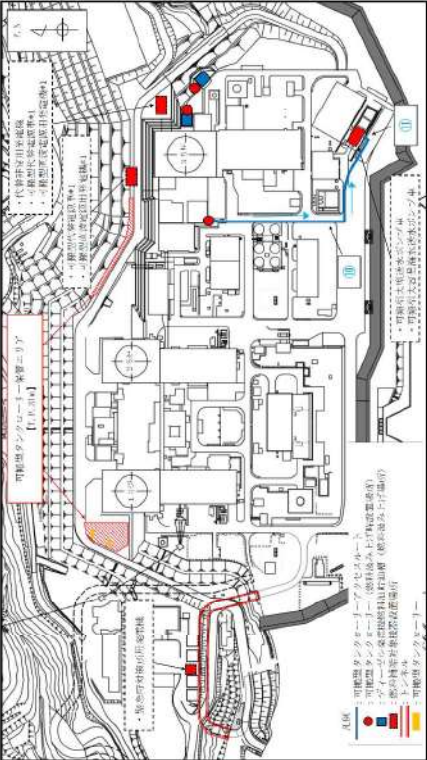
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-12 タンクローリー B 移動及び補給ルート (4/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>41 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.20 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (6/24)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

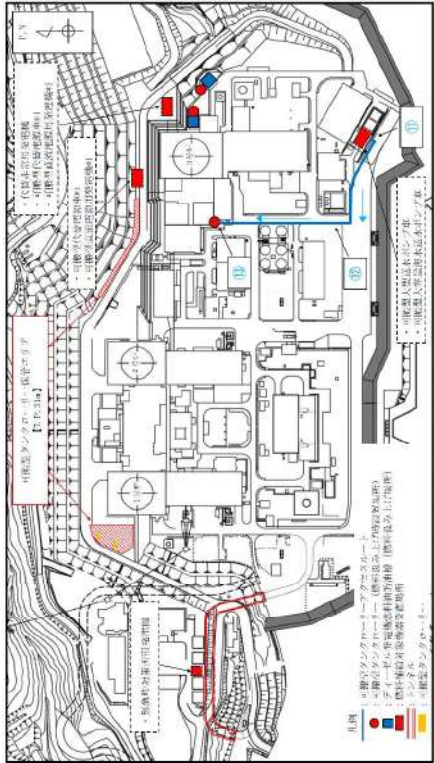
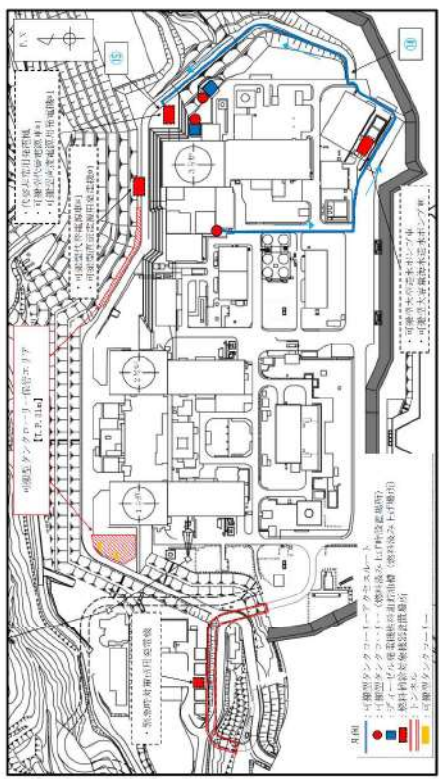
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリー (燃料貯蔵用) 可搬型タンクローリー (燃料搬出用) ディーゼル発電機燃料用車 (燃料搬出用) 燃料搬出用可搬型タンクローリー 可搬型タンクローリー <p>① 可搬型タンクローリーは、燃料貯蔵用と燃料搬出用とを区別するため、燃料搬出用は燃料搬出専用として設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

図 57.11.27 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料用車)により燃料搬出する。移動及び補給ルート (7/21)

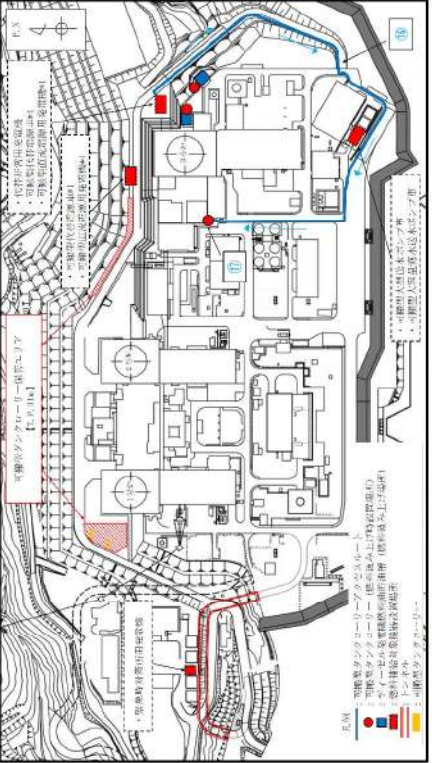
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.28 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (8/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.29 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

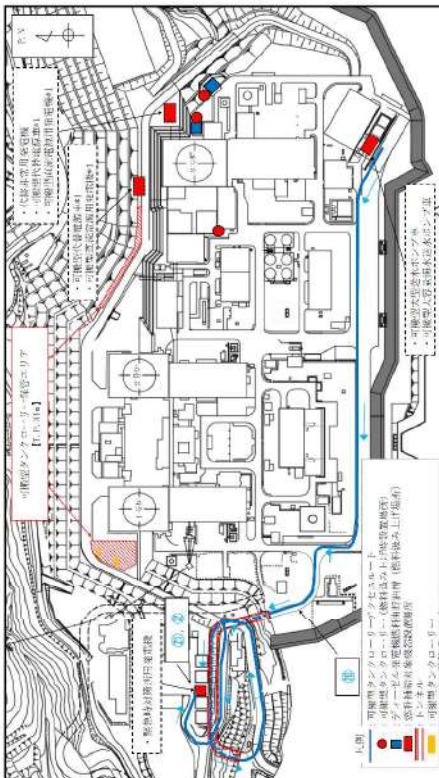
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>41 可搬型タンクローリー専用ルートは、2箇所あるが、2箇所とも可搬型タンクローリー専用ルートとして運用している。また、燃料補給ルートは、2箇所あるが、2箇所とも可搬型タンクローリー専用ルートとして運用している。</p> <p>図 57.11.30 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油）移送用タンクにより補給する場合</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

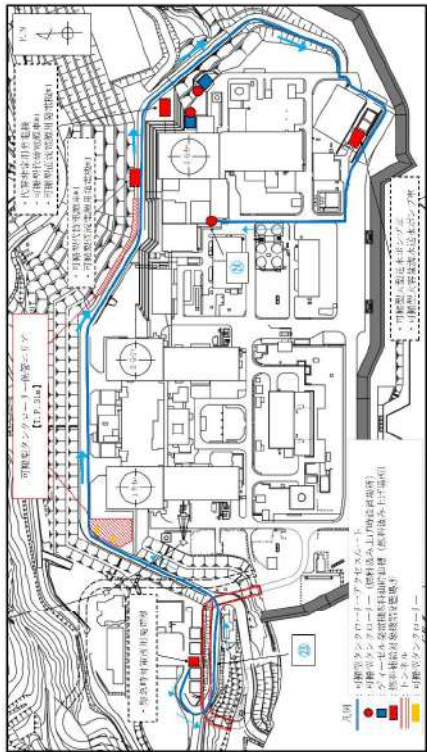
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.31 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料) 移動及び補給する場合</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

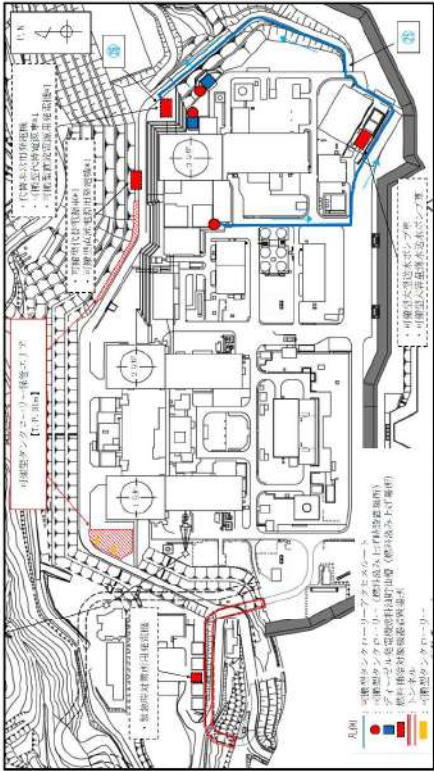
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.32 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料用) による燃料供給の相違</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料供給ルートを確保している点においては同等である。

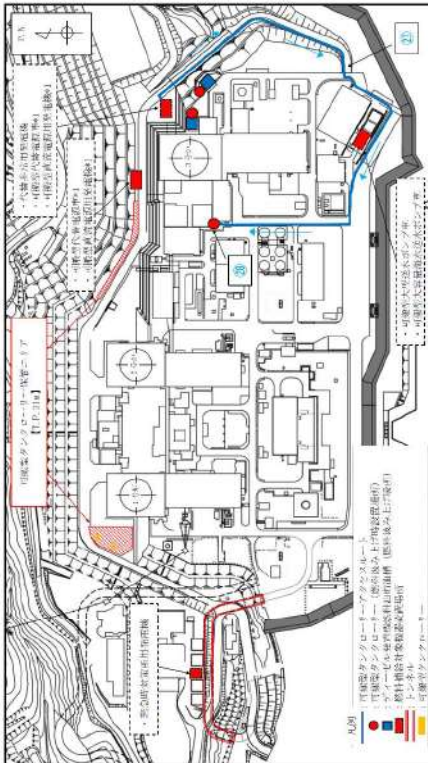
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.33 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (13/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

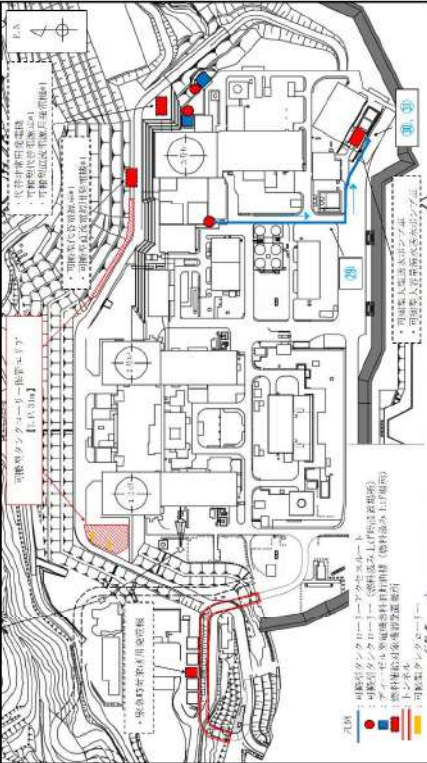
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-34 可搬型タンクローリー (ブイヤー) による燃料補給システムにより補給する場合、移動及び補給ルート</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

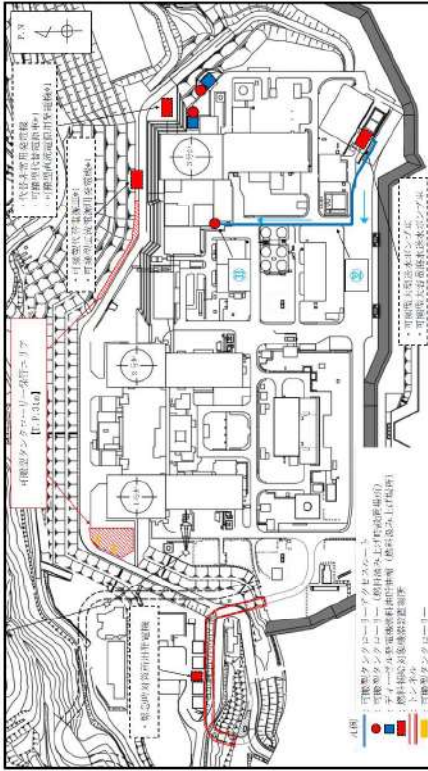
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>4) 可搬型燃料補給車、可搬型燃料補給車用燃料貯蔵タンク、2階層から設置されるため、アクセル位置の燃料は設置される。</p> <p>図 57.11.35 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (LFA21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

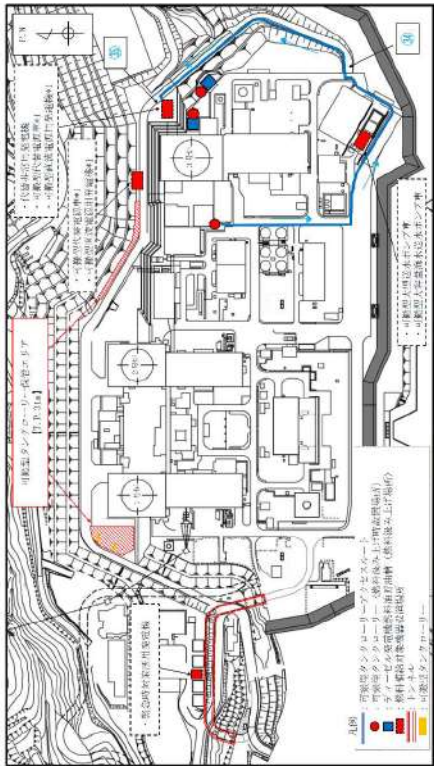
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-11-26 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料自搬ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (16/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

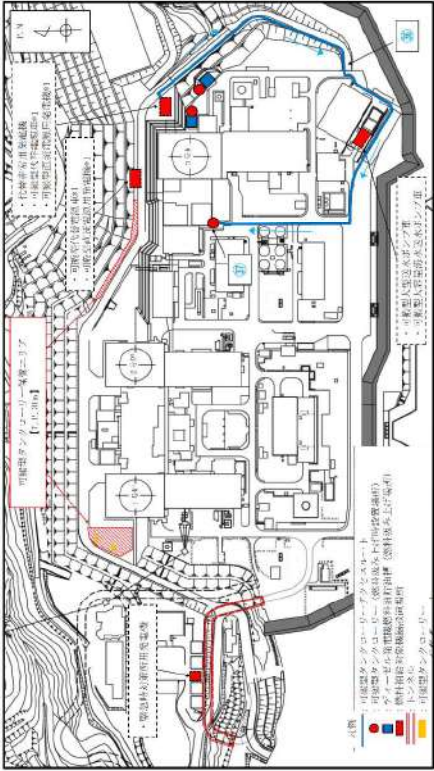
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 37-11.37 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油) 移動及び補給ルート (17/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

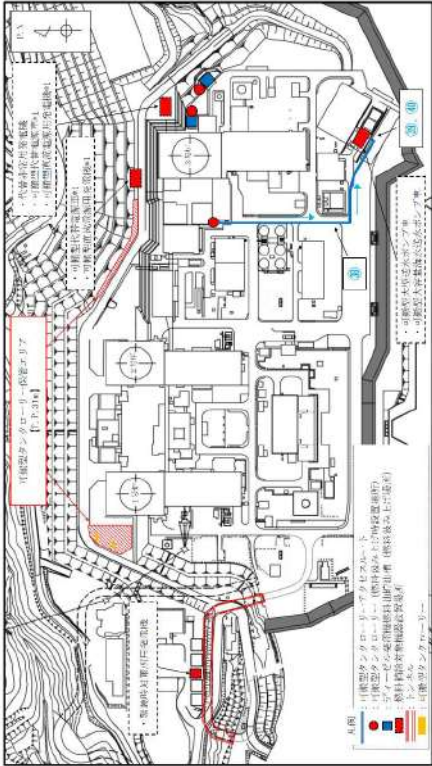
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.38 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (18.21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.30 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料搬送ポンプにより駆動する場合) 移動及び輸送ルート (19.21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確認している点においては同等である。

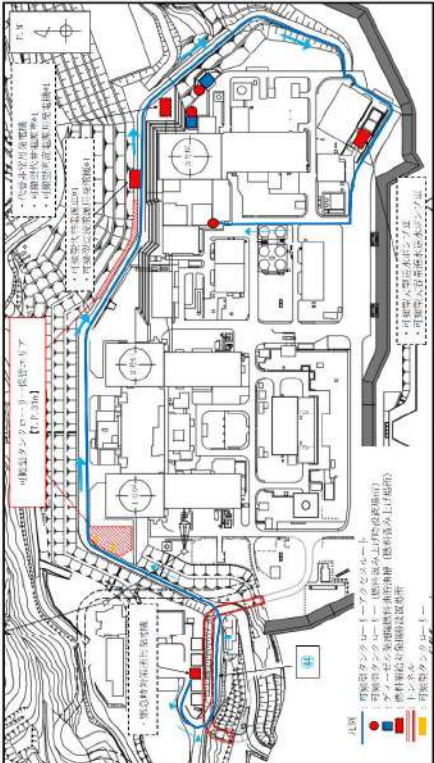
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 11.40 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料) 補給ポンプにより補給する場合 移動及び補給ルート (20/21)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセラレーターに相違はあるが、燃料補給ルートを保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.44 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料補給システムにより補給する場合) 移動員の輸送ルート (21.02)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する[※]。交流電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると仮定する。</p> <p>※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリオと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機2台 注水用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 1台 熱交換器ユニット1台</p> <p>事象発生から約45時間以降に原子炉格納容器ベントに至ることを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は原子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うこととする。</p> <p>11.2.3 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) について実負荷での燃料消費量から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給にタンクローリ1台、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 設備への補給にタンクローリ1台で行うことを想定する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) は、原子炉格納容器除熱等に必要な流量は約1,200m³/h (1.2MPa) であるが、残留熱除去系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実施する状況において必要な流量は600m³/h (0.7MPa) 以下であるため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) の流量を絞ることにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【ガスタービン発電機】 ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、 $(300\text{kL}+160\text{kL}^*) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}$ ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p>【熱交換器ユニット】 熱交換器ユニットの連続運転可能時間は、 $900\text{L} \div 56\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI)】 残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下のとおり流量を600m³/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。 流量：600m³/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h 大容量送水ポンプ (タイプI) の連続運転可能時間は、 $990\text{L} \div 60\text{L/h} \approx 16\text{h}$</p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は$(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}$となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は16h-12h=4hとなるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は$12\text{h} \div 4\text{h}=3$回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積ると以下のとおりとなる。</p>		<p>【女川】 運用の相違 ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.1mSv/h × (45÷60) h=5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内1,2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けられることで、給油間隔を約8時間としている。 ・高浜3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約238.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.4時間後の燃料補給以降、約9時間毎の給油間隔としている。 ・大飯3,4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機関付けタンク1.66m³を有し、燃料消費率が約248.2L/hであることから起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約2.5時間後の燃料補給以降、約4時間毎の給油間隔としている。 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。 ・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する）

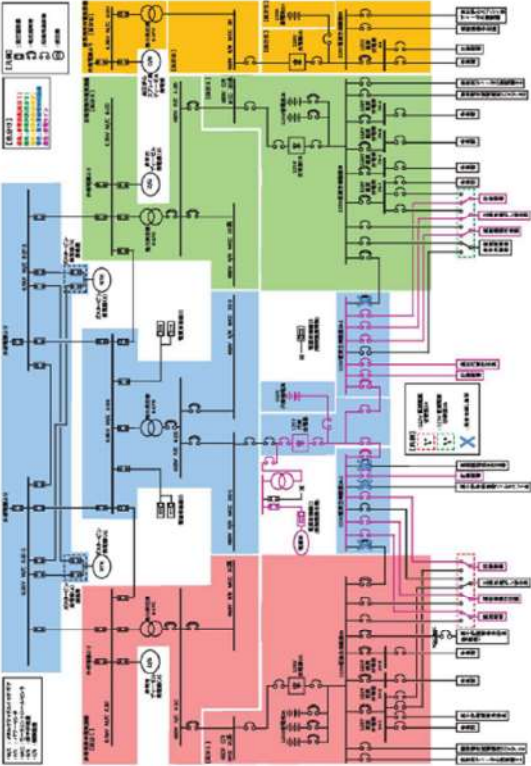
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

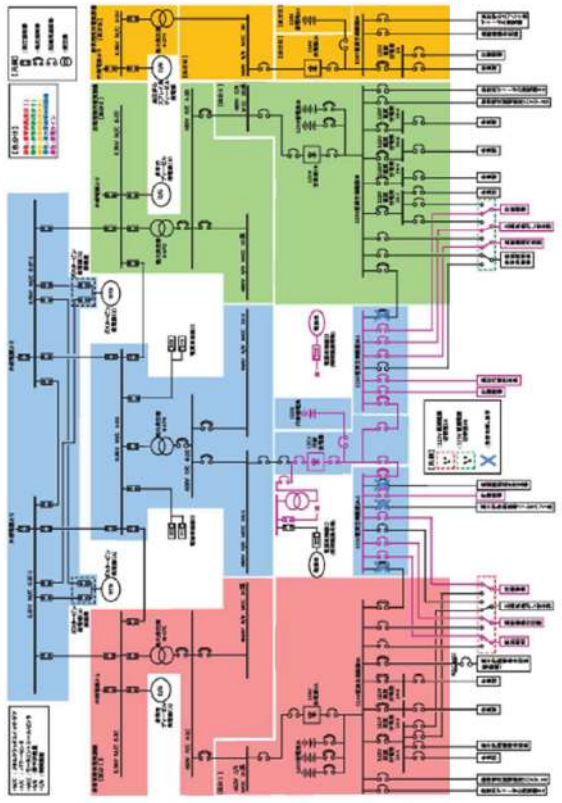
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御建屋北側))</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1005">図 57-12-2 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋南側))</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1982 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 454" style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。

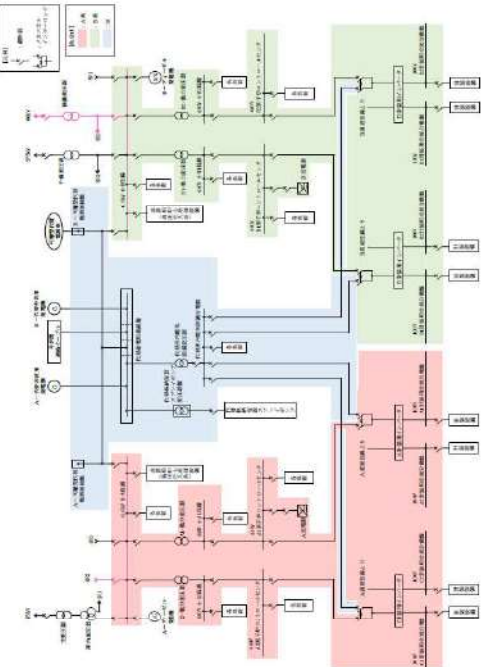
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、66kV 送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">図 57-12.1 後備変圧器系統図 (後備変圧器～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 間)</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV (大飯は77kV) 送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図57-12-3~6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。 泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。 <p>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(常設) 一泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) 一泊：予備ケーブル (以降、「設計・運用の相違(号炉間電力融通設備)」と記載する。)</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：使用済燃料プール一泊：使用済燃料ピット 女川：号炉間電力融通ケーブル一泊：号炉間連絡ケーブル <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違(大飯審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。

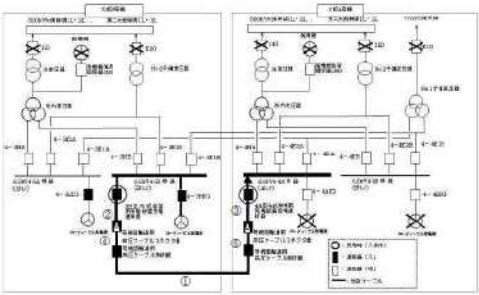
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について

1. 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統、設備概要

(1). 号機間電力融通ケーブル(常設)の概略系統は以下である。




設計基準対象設備から追加した箇所

①	FR-CSHVT 3c-150sq 2条	大飯3号炉	大飯4号炉
②	FR-CSHVT 3c-50sq 2条	約30m	約30m
③	FR-CSHVT 3c-50sq 2条	-	約100m
④	号機間融通ケーブル用ボルト・ナット及び接続盤	約1条	約2条

(2). 連結方法

常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。



女川原子力発電所2号炉

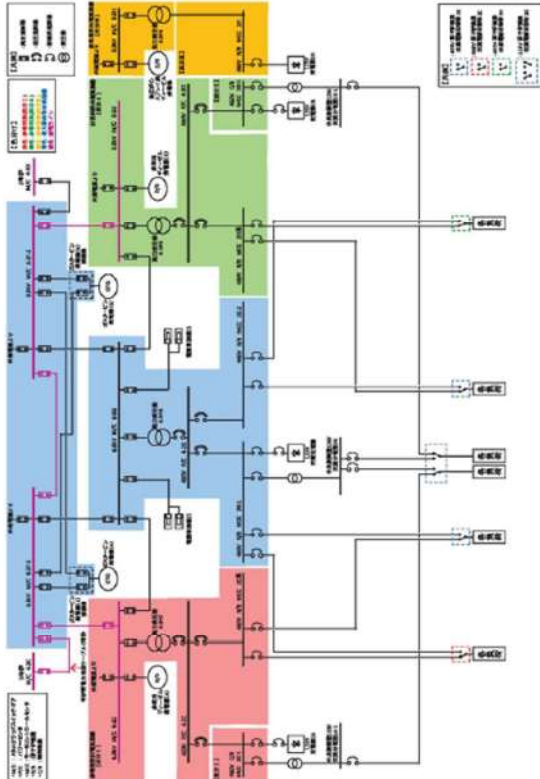


図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図
 (非常用高圧母線 3C系~号機間電力融通ケーブル(常設) ~非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系電路)

泊発電所3号炉

2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要

2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。

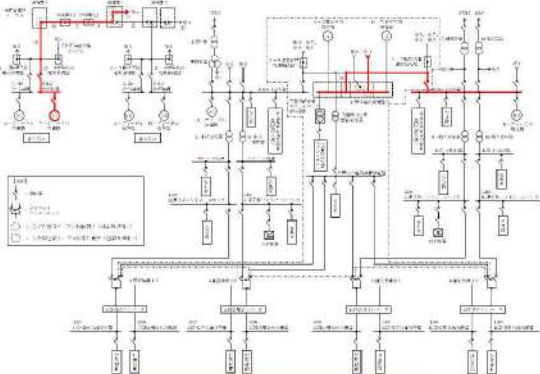


図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル概略系統図

表 52.12.1 号炉間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ

	電路 (ケーブル)	敷設長さ
①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m
②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約300m
③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約20m
④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約200m
⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約370m
⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約150m
⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約230m
⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約180m

2.1.2 連結方法

号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替替電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。

相違理由

【女川】
 記載の充実 (大飯審査実績の反映)

【大飯】
 記載表現の相違
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

【大飯】
 設計・運用の相違 (号機間電力融通設備)

【大飯・女川】
 記載表現の相違
 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし
 ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。

【大飯・女川】
 設備名称の相違
 大飯：号機間電力融通ケーブル (常設) → 女川：号機間電力融通ケーブル (常設) → 泊：号炉間連絡ケーブル

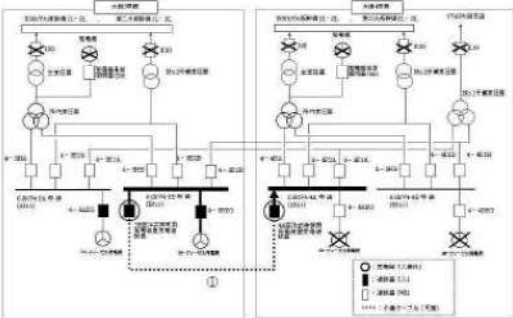

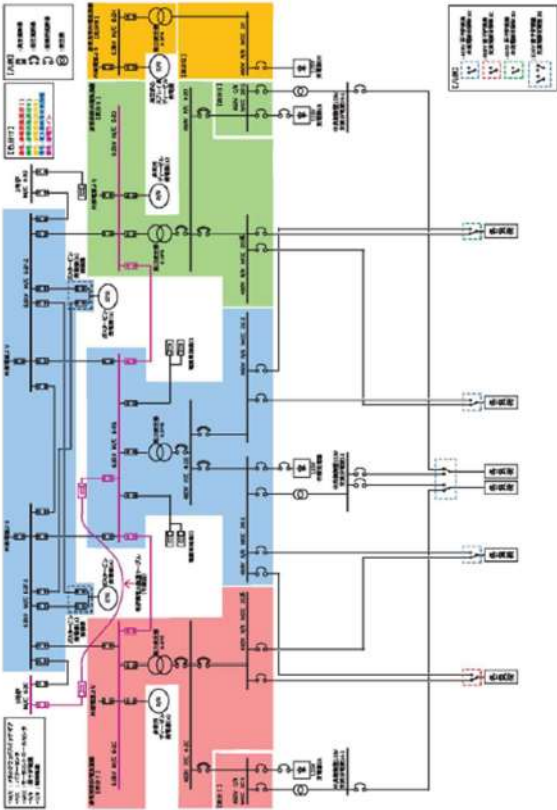
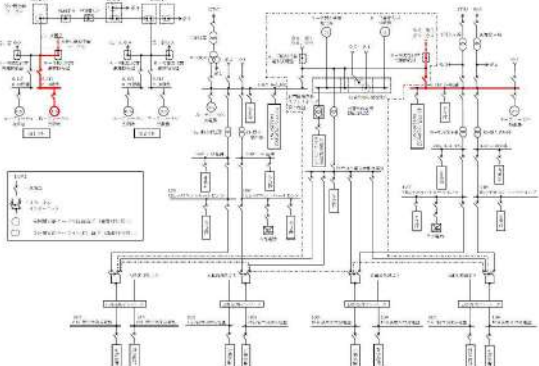

【大飯・女川】
 設備構成の相違
 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。
 ・女川は遮断器の手动操作による接続としている。
 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

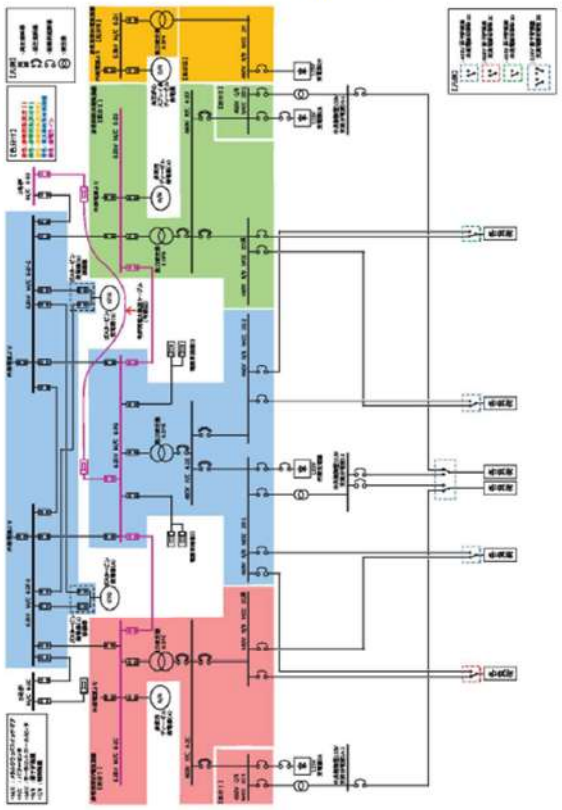
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3D系~号炉間電力融通ケーブル(常設) ~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>2. 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統、設備概要</p> <p>(1) 号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)の概略系統は以下である。</p>  <p>予備ケーブルの仕様、配備数</p> <table border="1" data-bbox="136 703 600 762"> <thead> <tr> <th>電線(ケーブル、コネクタ)種別</th> <th>大飯3、4号炉</th> <th>配備数量(組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CBHVVT 3c-3Ssq 2巻</td> <td>約30m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 連結方法</p> <p>号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しゃ断器間で羽子板付予備ケーブルを布設し、しゃ断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続(ボルト止め)する。</p> <p>予備ケーブルは、恒設ケーブルライン(安全系補機開閉器室)と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。</p> 	電線(ケーブル、コネクタ)種別	大飯3、4号炉	配備数量(組)	FR-CBHVVT 3c-3Ssq 2巻	約30m	1 (予備1)	 <p>図 57-12-5 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3C系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	<p>2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル概略系統図</p> <p>表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数</p> <table border="1" data-bbox="1272 726 1809 890"> <thead> <tr> <th>可搬型代替電源接続盤</th> <th>電路(ケーブル)</th> <th>敷設長さ</th> <th>配備数量(組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 1号炉A</td> <td>3号炉A FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>3号炉B FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 3号炉A</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 1号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④ 2号炉A</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約340m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 2号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約310m</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2 連結方法</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外(展望台西側エリア)及び51m倉庫・車庫に保管。</p>  <p>図 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続箇所</p>	可搬型代替電源接続盤	電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)	① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	② 3号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	③ 1号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	④ 2号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	⑤ 2号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)	FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)	<p>【女川】 記載の充実(大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)→女川：号炉間電力融通ケーブル(可搬型) →泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯・女川】 記載表現の相違 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。</p> <p>【大飯・女川】 設備構成の相違 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</p>
電線(ケーブル、コネクタ)種別	大飯3、4号炉	配備数量(組)																																														
FR-CBHVVT 3c-3Ssq 2巻	約30m	1 (予備1)																																														
可搬型代替電源接続盤	電路(ケーブル)	敷設長さ	配備数量(組)																																													
① 1号炉A	3号炉A FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																													
	3号炉B FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
② 3号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1 (予備1)																																													
	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
③ 1号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
④ 2号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1 (予備1)																																													
	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
⑤ 2号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1 (予備1)																																													
	FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1 (予備1)																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 965 1153 1029"> 図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線 3D 系~号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ~非常用高压母線 2C 系及び非常用高压母線 2D 系電路) </p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 201 2150 279">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 287 1904 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 316 2139 339">記載方針の相違 (大阪審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																			
<p>3. 回路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル(常設)</p> <table border="1" data-bbox="123 231 593 343"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル), コネクタ種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>540A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>350A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (L型コネクタ)</td> <td>455A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)</p> <table border="1" data-bbox="123 367 593 422"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル), コネクタ種別</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-80sq 2条</td> <td>350A</td> <td>約30m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A(負荷容量1,759kW)を上回る電流容量としており問題ない。 $必要容量(kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}$ $I = 1,759,000 / \sqrt{3 \cdot 6,600 \cdot 0.8} \approx 193A$</p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル(常設)は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル(予備ケーブル)では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 805 638 1109"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A, B, C, D)</td> <td>充電器 (A, B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注水ポンプ (海水冷却)</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m	② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m	③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (L型コネクタ)	455A		電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ	① FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	約30m	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A, B)	77	77	計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759		<p>2.3 回路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル 許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 247 1814 295"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル 許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1" data-bbox="1265 343 1814 391"> <thead> <tr> <th>電路 (ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ (最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A (負荷容量 2,139kW) を上回る電流容量としており問題ない。 $必要容量 (kW) = \sqrt{3VI\cos\theta}$ から、I[A] を求める。 $I[A] = 2,139 / \sqrt{3 \times 6.6 \times 0.8} \approx 234A$</p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 1228"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注水ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (A 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>22kW (B 充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計 (連続負荷)</td> <td>1,643kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>註：事故シナリオ上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出方決定に際しては最大負荷に含む。</p>	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注水ポンプ	1,098kW	充電器 (A, B)	113kW	113kW	計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	22kW (A 充電器に含む)	22kW (B 充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	合計 (連続負荷)	1,643kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違 ・大飯：号炉間電力融通ケーブル（常設） 一泊：号炉間連絡ケーブル ・大飯：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 一泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失</p> <p>【大飯、女川】 運用の相違 ・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷を選定している。 ・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナリオの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</p>
電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-150sq 2条	540A	約50m																																																																																				
② FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																				
③ 号機間電力融通ケーブル(可搬型) (L型コネクタ)	455A																																																																																					
電路(ケーブル), コネクタ種別	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																				
① FR-CSHVT 3c-80sq 2条	350A	約30m																																																																																				
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																					
充電器 (A, B)	77																																																																																					
	77																																																																																					
計装用電源 (A, B, C, D)	充電器 (A, B) に含む																																																																																					
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																					
高圧注水ポンプ (海水冷却)	1,400																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																					
中央制御室空調ファン	19																																																																																					
中央制御室循環ファン	11																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																					
合計 (kW)	1,759																																																																																					
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)																																																																																				
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																				
電路 (ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ (最長)																																																																																				
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																				
負荷名称	負荷容量																																																																																					
高圧注水ポンプ	1,098kW																																																																																					
充電器 (A, B)	113kW																																																																																					
	113kW																																																																																					
計装用電源 (安全系) (A, B, C, D)	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (A 充電器に含む)																																																																																					
	22kW (B 充電器に含む)																																																																																					
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																					
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																					
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																					
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																					
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																					
中央制御室照明等	23kW																																																																																					
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																					
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																																					
合計 (連続負荷)	1,643kW																																																																																					
(最大負荷)	2,139kW																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

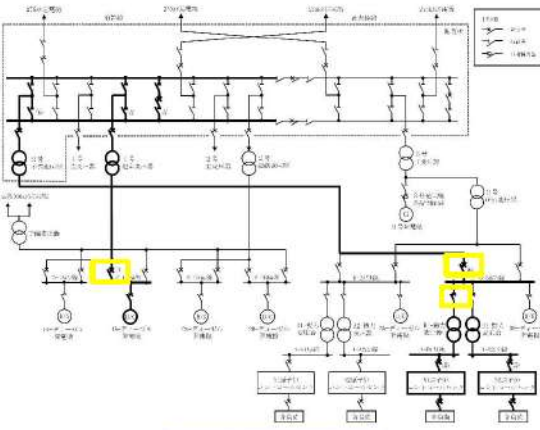
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】^{※1}</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">負荷名称</th> <th style="width: 30%;">容量 (kW) ^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td style="text-align: right;">270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td style="text-align: right;">780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2" style="text-align: right; vertical-align: middle;">88</td> </tr> <tr> <td> (S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA） </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td style="text-align: right;">70^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ（A、B）</td> <td style="text-align: right;">3^{※3}</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）</td> <td style="text-align: right;">1^{※3}</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td style="text-align: right;">1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シナリオにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。 ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。 ※3 事故シナリオ上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	負荷名称	容量 (kW) ^{※2}	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}	燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}	燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}	合計(kW)	1,567		<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約 540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約 540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約 1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
負荷名称	容量 (kW) ^{※2}																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
(S A監視操作盤 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ水位 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話（固定） 安全パラメータ表示システム（SPDS） 安全パラメータ伝送システム 可搬型照明（SA）																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ（A、B）	3 ^{※3}																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁（A、B）	1 ^{※3}																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 開閉所設備</p> <p>開閉所設備は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、他号炉のディーゼル発電機から3号炉の非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備の遮断器を操作して融通回路を構成し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>  <p>図 57.12.5 開閉所設備概略系統図</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備 (開閉所設備) により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。 ・女川は開閉所設備を使用する電力融通は想定していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

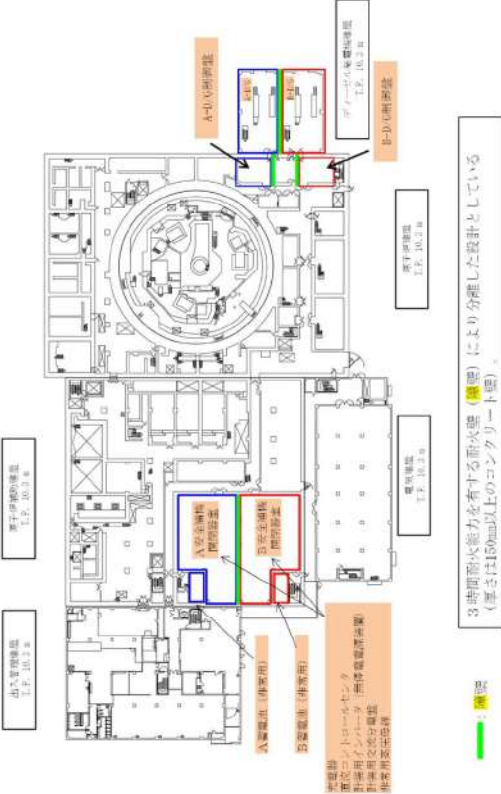
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>うしなう</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>			<p>非常用所内電気設備は2系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によっても機能を<u>失う</u>ことなく、少なくとも1系統は機能を維持する。</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：うしなう→泊：失う</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>																		
共通要因	対応(確認)方針	状況	<p>表 57.13.1 所内電気設備の頑健性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応(確認)方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に対して、確率及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設が設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。</td> <td>電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべき溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> <td>内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価にて確認している。なお、安全補機間貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。</td> </tr> <tr> <td>火山灰・竜巻</td> <td>火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。</td> <td>火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。竜巻及びその誘発事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応(確認)方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、確率及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設が設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	溢水	想定すべき溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価にて確認している。なお、安全補機間貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。	火山灰・竜巻	火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。竜巻及びその誘発事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。	
共通要因	対応(確認)方針	状況																				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に対して、確率及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。																				
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	施設が設置された敷地において、基準津波による浸上波を地上部から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び排水路等から施設へ流入させない設計としている。																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁(障壁)で分離を行なうか、適切な遮断距離で分離した配置設計とする。	電気装置等は、3時間耐火能力を有する耐火壁(障壁)により分離した設計としている。(厚さ150mm以上のコンクリート壁を満足する。200mm以上を有している。) 外部火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。																				
溢水	想定すべき溢水(浸水・蒸気・排水)に対し、影響のないことを確認。もしくは溢水等に対して溢水影響のないよう設備対策を実施する。	内部溢水に対して多量性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価にて確認している。なお、安全補機間貯蔵室、蓄電池、インバータ室には、蒸気漏れはない。																				
火山灰・竜巻	火山灰、竜巻等の自然事象に対して機能喪失しない設計とする。	火山灰によって設備の機能に影響を及ぼすことのないことを火山灰影響評価にて確認している。竜巻及びその誘発事象によって安全性を損なうことのない設計であることを竜巻影響評価にて確認している。																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 177 645 855" style="border: 2px solid black; height: 425px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="168 869 515 885">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		 <p data-bbox="1727 327 1765 805">3時即断水能力を有する新火盤 (機) (T.P. 10.2.2) により分離した設計としている (厚さは150mm以上のコンクリート壁)。</p> <p data-bbox="1783 454 1805 694">図 57.13.1 非常用所内電気設備の配置図</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 161">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 2101 189">記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p data-bbox="1845 202 1906 218">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 231 1962 247">設置場所の相違</p> <ul data-bbox="1845 260 2157 368" style="list-style-type: none"> ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、非常用所内電気設備の2系統が分離された設計である点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について</p> <p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である空冷式非常用発電装置は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によって非常用ディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、非常用ディーゼル発電機において「大飯発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山に対する防護)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>空冷式非常用発電装置は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図1に示すとおり、空冷式非常用発電装置においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>更に、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、空冷式非常用発電装置の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>		<p>1. はじめに</p> <p>設置許可基準規則第43条第2項第3号の要求事項「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。」に対し、常設重大事故防止設備である代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機（海水冷却方式、屋内設置）とは異なる大気冷却方式を採用するとともに屋外の高台に配備すること等により、共通要因によってディーゼル発電機と同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>さらに、火山灰の侵入による影響に対しても、ディーゼル発電機において「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(火山影響評価について)」により、影響のないことを評価しており、共通要因によって同時に機能喪失しないことを確認している。</p> <p>しかしながら、ここでは更なる安全性確認の観点から、代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響についても評価する。</p> <p>2. 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価</p> <p>代替非常用発電機は、屋外での使用を想定した設計としており、特にエンジン部については、土埃等の環境でも使用される重機等にも搭載可能な一般汎用のディーゼルエンジンを採用している。</p> <p>図57.14.1に示すとおり、代替非常用発電機においては、燃焼用空気の吸入口となるガラリを下向きに設置することにより、下方から空気を吸い上げる構造としており、水分を含むような重たい火山灰は吸い込まれにくい構造としている。</p> <p>さらに、吸入ラインには空気中の異物を除去するエアクリーナを設置することにより、エンジン部（過給機やシリンダ等）への火山灰等の異物侵入を防止している。</p> <p>仮に、エンジン部に火山灰が侵入しても、火山灰は破碎しやすく、エンジン構成材料に比べ硬度が低いことからエンジン部を磨耗させることはない。</p> <p>また、エンジン部のうち燃焼室（シリンダ内部）に侵入した火山灰は、排気ガスと共に大気へ放出されること、エンジン部のうちシリンダ摺動部に侵入した火山灰は、潤滑油により外部へ排除されることから、代替非常用発電機の機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>なお、ガラリ、エアクーラ、および排気口についても、狭隘部等はなく、火山灰の滞留等により、機能に影響を及ぼすことはない。</p> <p>さらに、長期的な影響についても、保全活動によりその健全性を維持できるよう、エアクリーナ等については清掃や交換が可能</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯】 プラント名称の相違 記載表現の相違 ・大飯：火山に対する防護一泊：火山影響評価について</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：更に一泊：さらに</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>   <p>図1. 空冷式非常用発電装置における燃焼用空気の流れ</p>		<p>な設計としており、かつエンジン部等を含むシステム全体については定期的な運転や分解点検等により健全性を確認可能な設計としている。</p> <p>以上のことから、代替非常用発電機への火山灰の侵入により、その機能に影響を及ぼすことはない。</p>   <p>図 57. 14. 1 代替非常用発電機における燃焼用空気の流れ</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の参照)</p> <p>【大飯】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p>